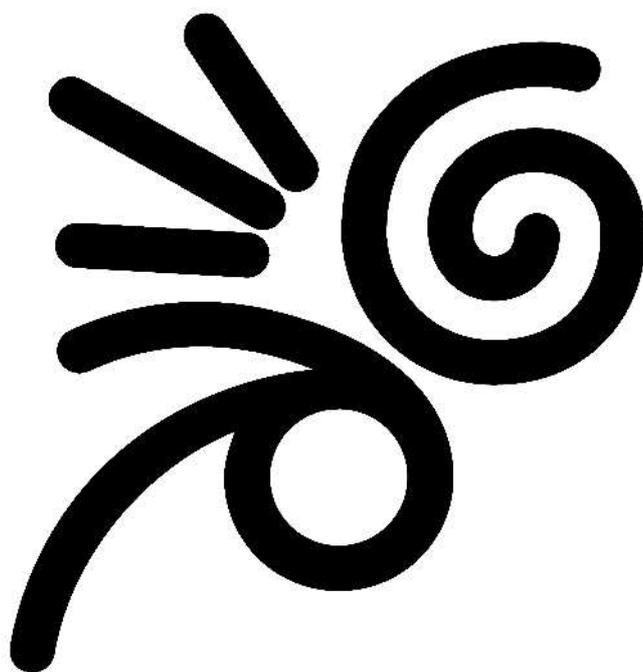


# へきなんの福祉

(令和6年度版)



HEKINAN

碧南市

福祉こども部・健康推進部

# 目 次

はじめに .....	1
碧南市の概要 .....	2
組織及び事務分掌 .....	6
1. 低所得者の福祉 (福祉課 保護係)	
1 生活保護 .....	1 2
2 生活困窮者に対する相談等支援 .....	1 3
3 行旅病人・行旅死亡人 .....	1 4
2. 障害者(児)の福祉 (福祉課 社会福祉係)	
1 障害者手帳の交付状況 .....	1 5
2 障害福祉サービス .....	1 8
3 自立支援医療制度 .....	2 1
4 補装具 .....	2 4
5 地域生活支援事業 .....	2 4
6 障害児通所支援(児童福祉法) .....	2 8
7 その他の福祉施策 .....	2 9
8 障害者差別解消法に関すること .....	3 4
3. 障害者(児)の手当 (福祉課 社会福祉係)	
1 障害児福祉手当等 .....	3 5
2 特別児童扶養手当 .....	3 7
3 在宅重度障害者手当 .....	3 8
4 心身障害者手当 .....	3 9
4. 災害扶助、旧軍人恩給、戦傷病者戦没者遺族の援護 (福祉課 社会福祉係)	
1 災害扶助 .....	4 1
2 平和祈念祭 .....	4 2

3	戦傷病者戦没者遺族等の援護と相談	4 2
4	軍人恩給等に関する事務	4 2
5.	こどもの発達支援（福祉課 発達支援係）	
1	児童発達支援ネットワーク事業	4 3
2	地域療育事業（にじの学園）	4 3
6.	児童の福祉（こども課）	
1	在宅福祉施策	4 4
2	施設福祉施策	6 0
3	児童の手当等	6 1
7.	ひとり親家庭の福祉（こども課）	
1	ひとり親家庭の福祉	6 3
8.	高齢者福祉（高齢介護課 高齢福祉係）	
1	在宅福祉事業	7 1
2	施設福祉事業	7 6
3	その他	7 6
9.	介護保険（高齢介護課 介護保険係・地域支援係）	
1	要介護（要支援）認定・受給者状況	8 0
2	介護保険給付状況	8 3
3	介護保険料	8 4
4	介護保険低所得者対策	8 6
5	地域支援事業	8 8
10.	国民健康保険（国保年金課 国保係）	
1	国民健康保険制度	8 9

1 1.	福祉医療（国保年金課 医療係）	
1	福祉医療 .....	9 2
2	未熟児養育医療給付 .....	9 8
1 2.	後期高齢者医療（国保年金課 医療係）	
1	後期高齢者医療制度 .....	9 9
1 3.	国民年金（国保年金課 年金係）	
1	国民年金 .....	1 0 2
1 4.	保健事業～成人・高齢者～（健康課 成人保健係）	
1	成人保健事業 .....	1 0 4
2	介護予防事業 .....	1 1 0
1 5.	保健事業～母子～（健康課 母子保健係）	
1	すくすく教室 .....	1 1 1
2	育児相談 .....	1 1 1
3	赤ちゃんサロン .....	1 1 2
4	乳幼児健康診査 .....	1 1 2
5	家庭訪問 .....	1 1 3
1 6.	地域包括支援センター（在宅ケアセンター・地域包括支援センター）	
1	地域包括支援センターの基本機能 .....	1 1 4
2	事業内容 .....	1 1 4
1 7.	地域の福祉（社会福祉協議会）	
1	相談事業 .....	1 1 8
2	資金の貸付事業 .....	1 2 0
3	共同募金分配事業 .....	1 2 2
4	ホームヘルパー派遣事業 .....	1 2 4

5	ボランティア活動事業	1 2 5
6	福祉教育の推進	1 2 5
7	社協会員募集	1 2 5
8	日本赤十字社碧南市地区	1 2 6
○	碧南市児童クラブ	1 2 7
○	碧南市児童センター	1 2 9
○	ららくるにしばた	1 3 1
○	こころつくしんかわ	1 3 2
○	碧南社協地域包括支援センター	1 3 4
○	碧南市東部地域包括支援センター	1 3 6
1 8. 高齢者能力活用事業 (シルバー人材センター)		
○	シルバー人材センター	1 3 8
1 9. 福祉関係団体		
○	福祉団体	1 4 3
○	民生委員・児童委員	1 4 4
○	保護司	1 4 5
○	更生保護女性会	1 4 5
○	碧南市ボランティア連絡協議会会員名簿	1 5 1

# はじめに

本市では、市民の皆様が生きがいをもって生活できる福祉社会の実現をめざして、積極的に各福祉施策を実施しているところであります。

このたび、福祉の概要をまとめた「へきなんの福祉」を作成いたしましたので、ご利用いただき、今後の福祉向上のためにご教示いただければ幸いに存じます。

令和6年8月

碧南市福祉こども部・健康推進部

# ◎碧南市の概要

## 1 概要

- (1) 位置                    東経            1 3 6 ° 5 9 ' 3 7 ''  
                              北緯            3 4 ° 5 3 ' 0 5 ''  
                              海拔            6 . 9 m
- (2) 面積                    3 6 . 1 2 k m<sup>2</sup> (東西 8 km 南北 1 2 km)
- (3) 市制施行                昭和 2 3 年 4 月 5 日

## 2 人口

### (1) 世帯及び人口推移

各年 3 月 3 1 日現在

区分		年				
		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
世帯数		29, 297	29, 498	29, 765	30, 020	30, 374
人口	総人口	72, 765	72, 756	72, 459	72, 756	72, 382
	男	37, 404	37, 369	37, 209	37, 369	37, 220
	女	35, 361	35, 387	35, 250	35, 387	35, 162
1 世帯当たりの人口		2. 5	2. 5	2. 4	2. 4	2. 3
男女比 (女 1 0 0 に対して)		106. 1	105. 7	105. 6	105. 5	105. 8

資料：市民課

### 3 予算

#### (1) 令和6年度一般会計予算（歳出）

（単位：千円、％）

款	令和6年度(B) 当初予算	令和5年度(A) 当初予算	比較 (A)- (B)	構成比
1 議会費	279,587	268,774	10,813	0.8
2 総務費	5,119,919	5,326,834	△206,915	15.1
3 民生費	11,559,577	11,169,556	390,021	34.1
4 衛生費	4,657,008	4,892,263	△235,255	13.8
5 労働費	82,286	81,927	359	0.3
6 農林水産業費	584,542	529,390	55,152	1.7
7 商工費	550,210	586,789	△36,579	1.6
8 土木費	4,416,578	4,181,526	235,052	13.0
9 消防費	1,221,099	1,161,033	60,066	3.6
10 教育費	4,208,060	3,996,216	211,844	12.4
11 災害復旧費	20,000	20,000	0	0.1
12 公債費	1,113,057	1,222,723	△109,666	3.3
13 予備費	50,000	50,000	0	0.2
歳出合計	33,861,923	33,487,031	374,892	100.0

△は減額

#### (2) 民生費の推移（当初予算）

（単位：千円、％）

年度	一般会計	伸率	うち、民生費	伸率	民生費 比率
令和2	31,103,797	7.4	10,593,339	3.9	34.1
令和3	32,475,550	4.4	11,088,370	4.7	34.1
令和4	33,506,803	3.2	11,218,027	1.2	33.5
令和5	33,487,031	△0.1	11,169,556	△0.1	33.3
令和6	33,861,923	1.1	11,559,577	3.5	34.1

## (3) 令和6年度予算・民生費関係歳入・歳出の内訳

(単位：千円、%)

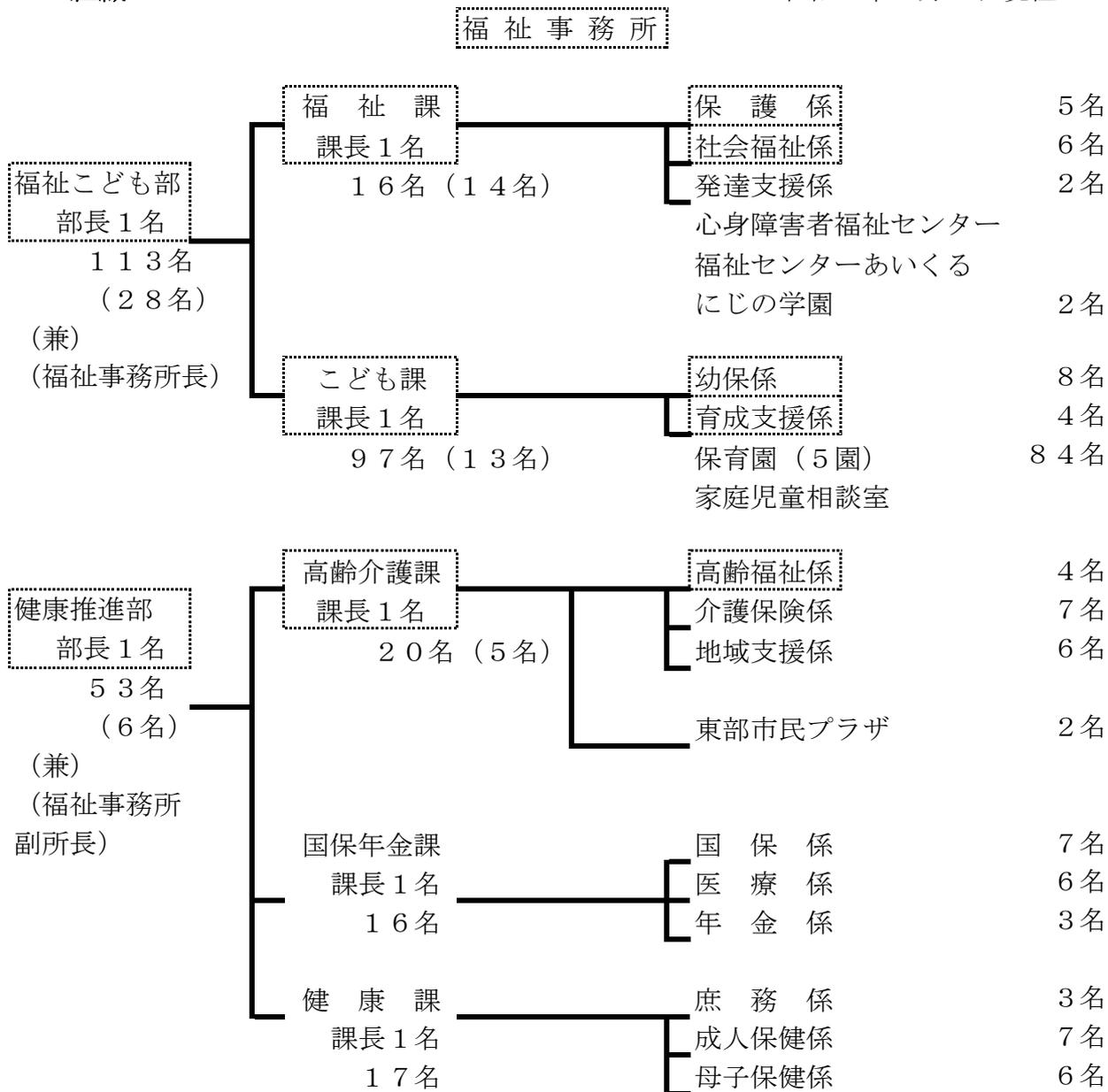
民生費	内訳	当初予算	構成比	財源
社会福祉費 5,940,184 (51.4)	社会福祉総務費	223,114	3.8	国県支出金 2,044,768 (34.5) 地方債 0(0.0) その他の特定財源 155,846(2.6) 一般財源 3,739,570(62.9)
	福祉医療費	276,276	4.7	
	心身障害者福祉費	1,965,687	33.1	
	心身障害者福祉センター費	14,284	0.2	
	福祉手当費	137,045	2.3	
	国民年金費	34,629	0.6	
	国民健康保険特別会計事業費	682,777	11.5	
	高齢者福祉費	214,786	3.6	
	高齢者福祉施設費	239,252	4.0	
	介護保険特別会計事業費	946,234	15.9	
	後期高齢者医療費	1,053,526	17.7	
	福祉センターあいくる費	32,699	0.6	
	東部市民プラザ費	119,875	2.0	
児童福祉費 5,134,551 (44.4)	児童福祉総務費	414,424	8.1	国県支出金 2,359,375(44.4) 地方債 0(0.0) その他の特定財源 173,403(3.6) 一般財源 2,601,773(52.0)
	保育園運営費	1,874,962	36.5	
	保育園費	790,883	15.4	
	児童福祉医療費	411,589	8.0	
	児童福祉手当費	1,642,693	32.0	

生活保護費 484,842 (4.2)	生活保護総務費	45,018	9.3	国庫支出金 343,248(70.9) 地方債 0(0.0)	
	扶助費	439,824	91.7	その他の特定財源 1,755(0.3) 一般財源 139,839(28.8)	
民生費合計		11,559,577		11,559,577	
財源 合計	国庫支出金	4,747,391	(41.1)	地方債	0 (0.0)
	その他特定財源	331,004	(2.9)	一般財源	6,481,182 (56.1)

## ◎ 組織及び事務分掌

### 1 組織

令和6年7月1日現在



(1) 職員の数は、常勤職員です。( )内は、福祉事務所兼務職員数です。

(2) 健康課は、保健センター内にあります。

※ 福祉子ども部所管の外郭団体

社会福祉法人碧南市社会福祉協議会 (事務所は、福祉センターあいくる内)

※ 健康推進部所管の外郭団体

公益社団法人碧南市シルバー人材センター (事務所は、ものづくりセンター内)

## 2 事務分掌

### (1) 福祉課

#### ア 保護係 (電話 95-9883)

- (ア) 生活保護に関する事
- (イ) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事
- (ウ) 中国残留邦人等の支援給付に関する事
- (エ) 生活困窮者自立支援に関する事
- (オ) 社会福祉法人の審査会及び監査に関する事
- (カ) 民生委員に関する事
- (キ) 保護司会に関する事
- (ク) 更生保護女性会に関する事
- (ケ) 埋葬若しくは火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときの死亡者の取扱いに関する事。

<民生委員・児童委員協議会>

<保護司会、更生保護女性会>

#### イ 社会福祉係 (電話 95-9884)

- (ア) 障害児者福祉に関する事
- (イ) 障害者虐待防止に関する事
- (ウ) 障害者差別解消法に関する事
- (エ) 社会福祉法人碧南市社会福祉協議会との連絡調整
- (オ) ふれあい作業所に関する事
- (カ) 福祉センターあいくるに関する事
- (キ) 心身障害者福祉センターに関する事
- (ク) 障害児者福祉手当に関する事
- (ケ) 社会福祉法人の設立認可、定款変更等に関する事
- (コ) 災害弔慰金、災害援護資金及び災害見舞金に関する事
- (サ) 戦傷病者戦没者遺族等の援護に関する事

□社会福祉協議会 (電話 46-3702)

□心身障害者福祉センター (電話 48-1720)

□碧南ふれあい作業所 (電話 46-2941)

ウ 発達支援係 (電話 95-9885)

(ア) こどもの発達支援に関すること

(イ) にじの学園に関すること

にじの学園 (電話 42-6444)

(2) こども課

ア 育成支援係 (電話 95-9886)

(ア) 児童福祉に関すること

(イ) 児童遊園に関すること (都市整備課の所管に係る部分を除く)

(ウ) 児童クラブ及び児童センターに関すること

(エ) こどもプラザに関すること

(オ) 子ども・子育て支援に関すること

(カ) 児童相談に関すること

(キ) 児童虐待防止に関すること

(ク) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること

(ケ) 家庭児童相談室に関すること

(コ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること

(サ) 児童関係福祉手当に関すること

(シ) いじめの防止等のための再調査に関すること

<母子寡婦福祉会>

イ 幼保係 (電話 95-9887)

(ア) 保育所に関すること

(イ) 幼稚園に関すること

(ウ) 認定こども園に関すること

(エ) 社会福祉法人の設立認可、定款変更等に関すること

<保育所父母の会>

保育所

家庭児童相談室 (電話 41-8810)

児童クラブ

児童センター

こどもプラザららくるにしばた (電話 43-3434)

□こどもプラザこころつくしんかわ（電話 42-5569）

□ファミリーサポートセンター（電話 41-2555）

### (3) 高齢介護課

#### ア 高齢福祉係（電話 95-9888）

- (ア) 老人福祉に関する事
- (イ) 介護保険地域支援事業のうち、任意事業に関する事
- (ウ) 東部市民プラザ・高齢者元気ッス館との連絡調整に関する事
- (エ) 公益社団法人碧南市シルバー人材センターに関する事
- (オ) まちかどサロンに関する事
- (カ) 社会福祉法人の設立認可、定款変更等に関する事
- (キ) 高齢者タクシー料金助成に関する事

#### イ 介護保険係（電話 95-9889）

- (ア) 介護保険被保険者の資格に関する事
- (イ) 介護保険料の賦課徴収に関する事
- (ウ) 介護保険の認定及び支援に関する事
- (エ) 介護保険給付に関する事
- (オ) 介護サービス事業者及び施設に関する事
- (カ) 介護保険に伴う関連調整に関する事

#### ウ 地域支援係（電話 95-9890）

- (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事
- (イ) 地域包括支援センターとの連絡調整に関する事
- (ウ) 在宅医療・介護連携の推進に関する事
- (エ) 認知症施策の推進に関する事
- (オ) 高齢者虐待に関する事

#### オ 東部市民プラザ（電話 46-1188）

- (ア) 東部市民プラザの管理に関する事
- (イ) 高齢者元気ッス館の管理に関する事

### (4) 国保年金課

#### ア 国保係（電話 95-9891）

- (ア) 国民健康保険被保険者の資格に関する事

- (イ) 国民健康保険の給付に関する事
- (ロ) 国民健康保険税の賦課及び減免に関する事
- (ハ) 国民健康保険事業の運営及び調査に関する事

**イ 医療係 (電話 95-9892)**

- (ア) 後期高齢者医療に関する事
- (イ) 後期高齢者福祉医療費給付に関する事
- (ロ) 元気っ子医療費助成に関する事
- (ハ) 母子家庭等医療費助成に関する事
- (ニ) 障害者医療費助成に関する事
- (ホ) 精神障害者医療費助成に関する事
- (ヘ) 未熟児養育医療給付に関する事
- (ヘ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事

**ウ 年金係 (電話 95-9893)**

- (ア) 国民年金に関する事
- (イ) 福祉年金の裁定請求に関する事

**(5) 健康課**

**ア 庶務係 (電話 48-3751)**

- (ア) 健康を守る会に関する事
- (イ) 各種健診の受付に関する事
- (ロ) 保健衛生団体との連絡調整に関する事
- (ハ) 感染症予防に関する事
- (ニ) 市民の健康づくり推進に関する事
- (ホ) 健康施策の企画及び調整に関する事
- (ヘ) 保健センターに関する事
- (ヘ) 休日診療所、休日歯科診療所及び障害者歯科診療所に関する事
- (ケ) 骨髄提供者等助成に関する事
- (コ) 予防接種に関する事
- (サ) 課内の他の係に属しないこと

**イ 成人保健係 (電話 48-3751)**

- (ア) 成人の保健指導に関する事

- (イ) 成人の健康診査に関する事
- (ウ) 成人の健康相談及び健康教育に関する事
- (エ) 介護予防に関する事
- (オ) 応急救護に関する事

**ウ 母子保健係 (電話 48-3751)**

- (ア) 母子の保健指導に関する事
- (イ) 母子の健康診査に関する事
- (ウ) 母子の健康相談及び健康教育に関する事
- (エ) 妊娠届及び母子健康手帳に関する事
- (オ) 低体重児の届出及び未熟児の訪問指導に関する事
- (カ) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等に関する事
- (キ) 出産・子育て支援に関する事 (子育て支援のうち、こども課の所管に係る部分を除く)
- (ク) 子育て世代包括支援センターに関する事
- (ケ) 学童期生活習慣病若年化対策事業に関する事

# 1 低所得者の福祉

(担当 福祉課保護係)

## 1 生活保護（国庫負担率 3 / 4）

生活保護法による保護は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

生活保護は、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また扶養義務者の扶養は生活保護法による保護に優先します。

### (1) 保護の種類と内容

- ア 生活扶助 … 食費・被服費・光熱費等の日常生活に必要な費用
- イ 住宅扶助 … 家賃、地代、住居の補修などの費用
- ウ 教育扶助 … 義務教育に必要な費用
- エ 介護扶助 … 介護を受けるときに必要な費用
- オ 医療扶助 … 入院、通院など医療に必要な費用
- カ 出産扶助 … 出産に伴う費用
- キ 生業扶助 … 収入を得る為に必要な機器の購入や技能修得に必要な費用
- ク 葬祭扶助 … 葬祭に必要な費用

### (2) 世帯類型別保護基準額（令和 6 年 7 月 1 日現在）

	生活扶助※	住宅扶助(上限)	教育扶助	計
標準3人世帯 (男33歳,女29歳,子供4歳)	149,280	46,600	—	195,880
母子3人世帯 (女30歳,子供9歳と4歳)	183,690	46,600	6,680	236,970
高齢2人世帯 (男72歳,女67歳)	111,200	43,000	—	154,200
高齢単身世帯 (男70歳)	69,670	36,000	—	105,670

※ 冬期加算額は含まない。

### (3) 保護の申請

保護を受けるためには、保護を要する本人からの申請が必要になります。申請がありますと、生活保護の地区担当ケースワーカー及び査察指導員が家族の生活状況、資産、親族からの援助などを調査し、また地区の民生委員の意見を聞きます。その後、調査や意見などを検討の上、保護の要否や必要な扶助の程度などを決定し、申請書を受理した日から原則として14日以内（特別の場合30日以内）に申請者に通知しま

# 1 低所得者の福祉

(担当 福祉課保護係)

す。

## (4) 保護率の推移 (各年度4月1日現在)

年度	人口 (A) 人	保護世帯数 世帯	保護人員数 (B) 人	保護率※ (B/A×1000) ‰
令和3年度	72,797	188	226	3.10
令和4年度	72,749	198	236	3.24
令和5年度	72,459	214	255	3.52
令和6年度	72,382	220	261	3.61

※ ‰ (パーミル) は1/1000 (千分率) の値を表します。

## (5) 世帯類型別世帯数 (令和6年4月1日現在)

区分	高齢者世帯	母子世帯	傷病・ 障害世帯	その他世帯	計
単身世帯	91		72	22	185
2人以上世帯	11	6	8	10	35
計	102	6	80	32	220

## (6) 年齢別階級別人員 (令和6年4月1日現在)

区分	0～ 14歳	15～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	合計
男	2	2	4	7	10	26	22	18	53	144
女	4	2	3	5	8	19	11	6	59	117
計	6	4	7	12	18	45	33	24	112	261
構成比	2.3	1.5	2.7	4.6	6.9	17.2	12.6	9.2	42.9	100.0

## 2 生活困窮者に対する相談等支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とします。

### (1) 自立相談支援事業 (国庫負担率3/4)

相談窓口は、碧南市社会福祉協議会及び福祉課です。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な

# 1 低所得者の福祉

(担当 福祉課保護係)

支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## (2) 住居確保給付金（国庫負担率 3 / 4）

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

## (3) 一時生活支援事業（国庫補助率 2 / 3）

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。

## 3 行旅病人・行旅死亡人（県費 10 / 10）

住所の定まっていない人が病気になったり、死亡した方が身元不明の場合に行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により対応します。

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

### 1 障害者手帳の交付状況（各年度末現在）

#### (1) 身体障害者手帳

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
令和元	657	355	474	454	132	85	2,157
令和2	635	354	482	441	130	87	2,129
令和3	637	355	477	448	130	94	2,141
令和4	630	342	445	436	124	97	2,074
令和5	609	332	443	421	125	93	2,023

(身体障害別交付状況) 上段：障害者（18歳以上）、下段：障害児（18歳未満）

障害別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
視覚	障害者	39	48	6	11	17	7	128	129
	障害児	1	0	0	0	0	0	1	
聴覚・ 平衡	障害者	7	48	16	17	1	31	120	125
	障害児	1	2	1	0	0	1	5	
音声・ 言語	障害者	1	2	12	6	0	0	21	21
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	
肢体 不自由	障害者	184	216	265	192	105	53	1015	1,039
	障害児	11	5	3	2	2	1	24	
内部	障害者	361	11	134	192	0	0	698	709
	障害児	4	0	6	1	0	0	11	
障害者		592	325	433	418	123	91	1,982	
障害児		17	7	10	3	2	2	41	
計		609	332	443	421	125	93	2,023	

※障害重複者に関しては、総合等級、主たる障害等級を計上

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

### (2) 療育手帳

上段：障害者（18歳以上）、下段：障害児（18歳未満）

年度		A判定	B判定	C判定	計	
令和元	障害者	177	139	117	433	646
	障害児	49	46	118	213	
令和2	障害者	183	139	125	447	663
	障害児	53	41	122	216	
令和3	障害者	188	141	137	466	687
	障害児	59	46	116	221	
令和4	障害者	189	140	146	475	704
	障害児	57	49	123	229	
令和5	障害者	175	136	148	459	695
	障害児	58	56	122	236	

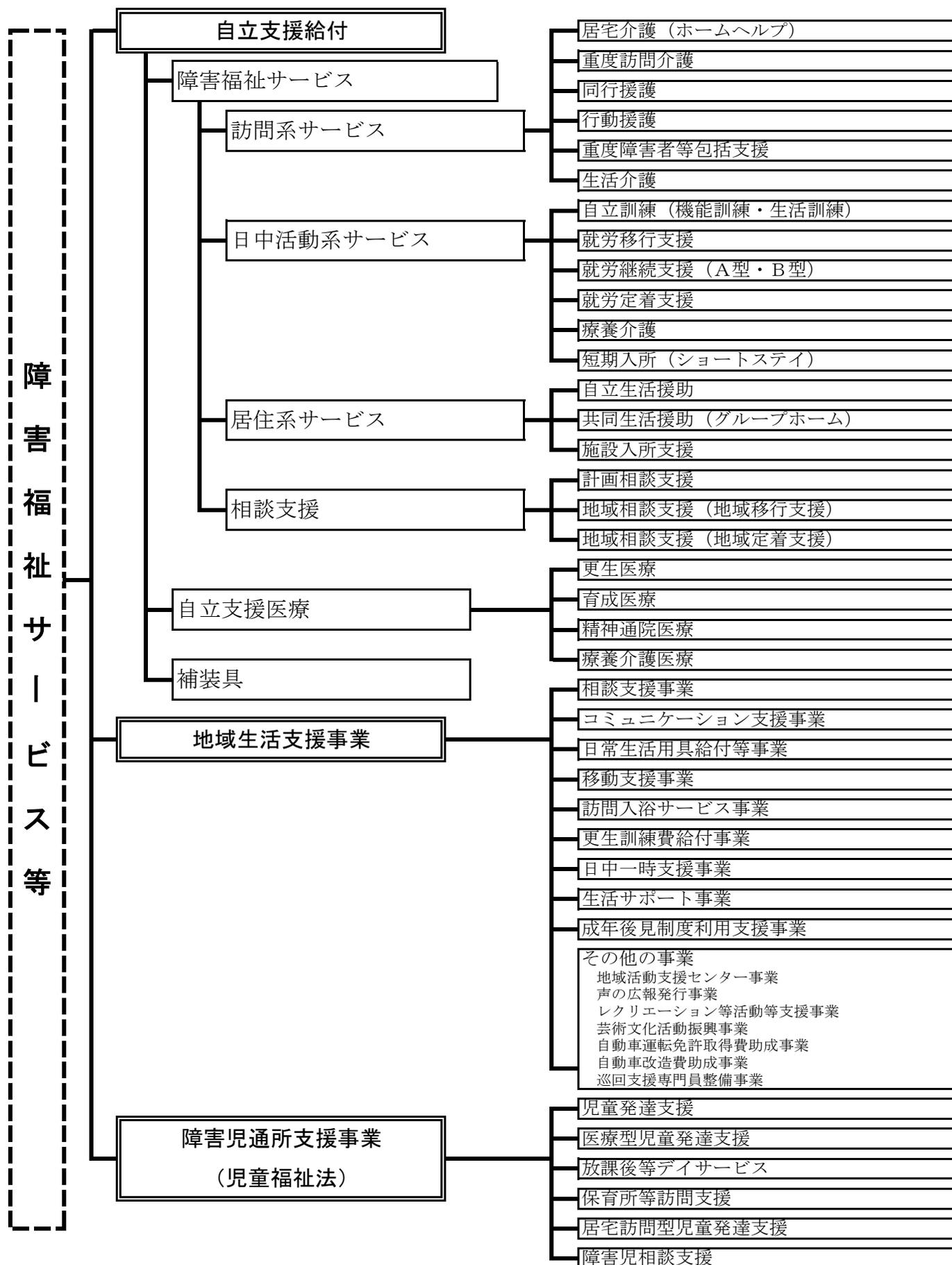
### (3) 精神保健福祉手帳

年度	1級	2級	3級	計
令和元	55	379	131	565
令和2	56	417	129	602
令和3	61	444	127	632
令和4	65	495	137	697
令和5	79	537	150	766

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で対象となるサービス  
 対象となるサービスは、大きく分けて自立支援給付と地域生活支援事業、児童福祉法による障害児通所支援事業の3つに分かれます。



## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

### 2 障害福祉サービス

#### (1) サービスの概要

##### ア 訪問系サービス

##### (ア) 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅に訪問して入浴及び排せつ及び食事の介護を行います。

##### (イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動支援などを総合的に行います。

##### (ウ) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

##### (エ) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

##### (オ) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

##### イ 日中活動系サービス

##### (ア) 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に昼間、入浴、排せつ及び食事の介護等を行い、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

##### (イ) 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

##### (ウ) 就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65歳未満）及び一般企業等への就労を希望する人に、必要な訓練を行います。

##### (エ) 就労継続支援A型・B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

### (オ) 就労定着支援

就労支援を受けて通常の会社等に雇用された人に、就労継続のために必要な会社等との連絡調整等を行います。

### (カ) 療養介護

長期入院による医療に加え常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、看護、療養上の管理、医学的管理による介護及び日常生活の世話をを行います。

### (キ) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気等の場合、短期間施設にて入浴、排せつ及び食事の介護等を夜間も含めて行います。

## ウ 居住系サービス

### (ア) 自立生活援助

居住系サービスの利用や入院をしていた人が、居宅での自立した生活をするために、定期的な巡回訪問などにより、相談対応や情報提供を行います。

### (イ) 共同生活援助（グループホーム）

障害者に夜間や休日に共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、利用者スタッフが共同で食事の準備、入浴、排せつを行います。

### (ウ) 施設入所支援

生活能力上、単身生活が困難な人、地域の社会資源の状況から通所が困難な人及び施設に入所している人に、夜間、休日、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

## エ 相談支援

### (ア) 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用する人に、サービス等の利用計画の作成、事業者等との連絡調整、利用状況の検証及び必要に応じて計画の見直しを行います。

### (イ) 地域相談支援（地域移行支援）

施設入所や精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの必要な支援を行います。

### (ウ) 地域相談支援（地域定着支援）

居宅での単身生活や、同居家族による支援を受けられない障害がある人に、常時の連絡体制を確保し、相談対応などの必要な支援を行います。

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

### (2) 利用者負担額

#### ア 利用者負担上限月額

サービス利用料の1割が利用者負担となりますが、所得に応じて月額負担上限額が設定され、1月間のサービス利用量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分	対象者の世帯	負担上限月額	
生活保護	生活保護世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1	市民税課税世帯	障害者本人が18歳未満で、市民税の所得割の世帯合計が、 28万円未満	4,600円
		障害者本人が18歳以上で、市民税の所得割の本人と配偶者の合計が、 16万円未満	9,300円
一般2		上記以外	37,200円

- (注) 1 「市町村民税非課税世帯」とは、世帯員全員が市町村民税非課税である世帯をいいます。
- 2 令和元年10月より3歳児から5歳児までの児童に対する障害児通所支援事業費は、上記に関わらず無償になります。
- 3 住民票が同一世帯でも税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害者及び配偶者は別世帯とすることができます。(世帯の特例)
- 4 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、市民税課税世帯の場合、「一般2」となります。
- 5 同世帯中で複数の方がサービスを利用しても、月額負担上限額は同じです。

#### イ 利用者負担上限月額軽減措置

##### (ア) グループホーム利用者の家賃助成

グループホームの利用者が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

##### (イ) 入所施設利用者の食事等実費負担の減免措置

入所施設の食費等実費負担については、54,000円を限度に施設ごとに設定されます。低所得者には基準額を54,000円と設定し、食費等実費負担後に手元に25,000円が残るよう補足給付が行われます。また、就労等による収入は24,000円まで収入認定せず、超えた額の30%は収入認定しません。

## 2 障害者(児)の福祉 (担当 福祉課社会福祉係)

### (ウ) 多子軽減措置

兄又は姉が幼稚園等に通園中の、就学前の障害児通所支援利用児童で第2子以降の利用者負担額が、第2子は半額、第3子以降は無料となります。年収約360万円未満相当世帯では、未就学児以外も含め対象児童が第何子かを決定します。

### (3) 利用実績

	令和3年度延人数 (延時間・延日数)		令和4年度延人数 (延時間・延日数)		令和5年度延人数 (延時間・延日数)	
	居宅介護	1,207人	31,916時間	1,148人	29,241時間	1,139人
重度訪問介護	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
行動援護	0人	0時間	7人	97時間	5人	54時間
同行援護	83人	528時間	75人	461時間	60人	455時間
重度障害者等 包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
療養介護	134人	4,104日	148人	4,488日	172人	5,244日
生活介護	1,995人	39,490日	2,067人	39,567日	2,067人	39,543日
短期入所	427人	2,204日	423人	1,900日	429人	1,509日
施設入所支援	392人	11,811日	414人	12,361日	410人	12,232日
共同生活援助	610人	17,416日	697人	19,444日	755人	21,530日
自立訓練	36人	859日	61人	1,116日	28人	237日
就労定着支援	114人		151人		101人	
就労移行支援	238人	4,433日	248人	4,378日	301人	5,189日
就労継続支援	2,228人	40,252日	2,355人	41,776日	2,634人	47,040日
計画相談支援	801人		851人		894人	
地域移行支援	1人		0人		1人	
地域定着支援	0人		0人		0人	

### 3 自立支援医療制度

#### (1) 更生医療

身体障害者手帳交付の原因となっている障害者に対して、治療をすれば、その障害が軽減され、日常生活の向上が見込まれる人に給付されます。

年度	申請件数※	社会保険等負担額	公費負担額	自己負担額
令和3	207(31)件	502,695,675円	27,587,362円	5,539,423円

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

令和4	199(23)件	492,041,960円	28,429,783円	5,599,541円
令和5	194(24)件	516,606,370円	37,879,698円	5,749,030円

※ ( ) 内は新規申請件数を再掲

### (2) 育成医療

18歳未満の子どもで生まれつき身体に障害がある場合又は生まれつきの障害や病気を放置すると将来において身体に障害を残すと認められる場合で、手術などを行うことにより、治癒又は障害の軽減が見込まれる人に給付されます。

年度	申請件数	社会保険負担額	公費負担額	自己負担額
令和3	7(2)件	1,304,979円	108,926円	24,495円
令和4	4(0)件	289,763円	65,856円	25,341円
令和5	6(0)件	1,444,904円	116,595円	24,081円

※ ( ) 内は新規申請件数を再掲

### (3) 精神通院医療（実施主体は県）

精神的な病気の治療は比較的長期にわたることが多いため、医療費の自己負担を軽くする制度です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,353人	1,323人	1,322人

### (4) 療養介護医療

障害福祉サービスにおける療養介護を受給している方の、福祉サービス以外の医療費の部分に支給されるものです。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	13人	13人	13人

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

### (5) 利用者負担上限月額

自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）に係る利用者負担は、原則医療費の1割負担となります。ただし、世帯の所得や疾病によって次の区分の負担上限月額が設定されます。また、所得によって対象とならない場合があります。

#### ア 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、本人の収入が80万円以下の方	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1以外の方	5,000円

#### イ 市町村民税課税世帯の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		「重度かつ継続」対象外	「重度かつ継続」対象
中間所得1	市町村民税所得割33,000円未満世帯	なし(1割負担。医療保険の負担限度額)	5,000円
中間所得2	市町村民税所得割33,000円以上235,000円未満世帯	なし(1割負担。医療保険の負担限度額)	10,000円
一定所得以上	市町村民税所得割235,000円以上世帯	自立支援医療対象外	20,000円

※ 世帯の収入状況については、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者については、同一保険の加入関係にある世帯員全員の課税情報により、健康保険や共済組合（被用者保険）加入者については、被保険者本人及び受給者の課税状況により判断します。

※ 重度かつ継続の範囲は以下のとおりです。

#### ① 更生医療及び育成医療の場合

腎臓、小腸、心臓、肝臓及び免疫機能障害（心臓、肝臓機能障害は移植術後の抗免疫療法に限る。）の方で、医療保険の高額医療費で年3回以上手続をされた方

#### ② 精神通院医療の場合

医療保険の高額医療費で多数該当（年3回以上手続をされた方）し、認知症等の脳機能障害及び、薬物関連障害、統合失調症、躁うつ病、うつ病及びてんかんの方、または3年以上の精神医療経験を有する医師が、集中的・継続的な通院医療を要すると判断した方

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

### 4 補装具

身体障害者(児)の身体機能の失われた部分を補うための器具(車いす、装具、補聴器、義肢等)の購入や修理等の費用の助成を受けることができます。

#### (1) 利用実績

年度	件数	公費負担額	自己負担額
令和3	83件	9,559,782円	507,768円
令和4	97件	12,257,307円	390,329円
令和5	95件	14,954,695円	565,883円

#### (2) 利用者負担

補装具費支給に係る利用者負担は、原則定率(1割)負担となります。ただし、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、利用者が18歳以上の場合は利用者及び配偶者、18歳未満の場合は住民票での世帯員全員となります。

※ 世帯の中に市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

### 5 地域生活支援事業

#### (1) 相談支援事業

##### ア 委託相談支援事業所

障害がある人、その保護者、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のための支援などを行います。平日の午前8時30分から午後5時15分まで、碧南市社会福祉協議会にて行っています。

##### イ 碧南市基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止及び碧南市地域自立支援協議会作業部会の運営を実施します。平日の午前8時30分から午後5時15分まで、碧南市社会福祉協議会にて行っています。ただし、

## 2 障害者(児)の福祉 (担当 福祉課社会福祉係)

障害者虐待の通報や届出の受理については、土日、祝日及び夜間も対応しています。

### ウ 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の未然の防止や早期発見、その他適切な支援を行うための関係機関の協力体制の整備や支援体制を強化します。

### エ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な重度の知的障害者及び精神障害者に対し、法定後見開始の審判請求を行う人がいない場合に市が審判請求を行います。また、生活保護受給者等で後見人等の報酬の費用負担が困難な場合に、その費用を助成します。

年度	利用件数
令和3	1件（報酬助成1件）
令和4	1件（報酬助成1件）
令和5	1件（報酬助成1件）

### (2) コミュニケーション支援事業

#### ア 手話通訳者設置等事業

毎週金曜日午後2時から午後5時まで福祉課窓口到手話通訳者を設置し、市役所本庁舎内での手話通訳をします。

#### イ 手話通訳者、要約筆記者派遣事業

聴覚障害者で手話通訳又は要約筆記者が必要な場合、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。（愛知県内で1日8時間以内となります。）

#### ウ 利用実績

年度	手話通訳者設置事業	手話通訳者派遣事業	要約筆記者派遣事業
令和3	38件	12件	0件
令和4	40件	17件	0件
令和5	46件	17件	0件

### (3) 日常生活用具給付事業

障害者(児)の生活の利便を図るため、日常生活用具が給付されます。

#### ア 用具の種類

点字タイプライター、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、聴覚障害者用情報受信装置、ストーマ用装具（消化器系・尿路系）、居宅生活動作補助用具等

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

### イ 給付状況

年度	件数	公費負担額	自己負担額
令和3	1,113件	12,491,657円	653,336円
令和4	1,172件	13,502,870円	751,455円
令和5	1,163件	14,864,370円	897,087円

### ウ 利用者負担

補装具費給付に係る利用者負担に準じます。

### (4) 移動支援事業

屋外への移動が困難な障害者等が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援します。

### ア 利用実績

年度	利用人数	利用時間数	公費負担額	自己負担額
令和3	96人	10,646.0時間	28,673,934円	220,514円
令和4	115人	11,161.0時間	29,894,744円	197,369円
令和5	131人	12,247.5時間	32,603,801円	231,854円

### イ 利用者負担

福祉サービスの月額負担上限額に準じます。

### (5) 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な重度身体障害者の居宅を訪問し、入浴介護を行います。

年度	利用者数	利用回数	公費負担額
令和3	13人	656回	8,528,000円
令和4	12人	669回	8,697,000円
令和5	11人	601回	7,890,529円

### (6) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、見守り等が必要な者に日中活動の場の提供をしたり、見守り及び社会適応訓練を行います。

### ア 利用実績

年度	利用実人数	利用延べ回数	公費負担額	自己負担額
令和3	163人	2,360回	11,812,293円	371,400円
令和4	160人	2,317回	11,065,478円	350,600円
令和5	227人	2,756回	13,070,556円	372,800円

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

### イ 利用者負担

福祉サービスの月額負担上限額に準じます。

#### (7) 声の広報発行事業

視覚障害などの方に対し、広報へきなんをテープに録音し、配布します。

#### (8) 自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳所持者で就労、通院等のため免許を取得しようとする者に対し、自動車運転免許取得費の3分の2以内の額を助成します。(限度額10万円)

年度	件数	公費負担額
令和3	0件	0円
令和4	0件	0円
令和5	0件	0円

#### (9) 自動車改造費助成事業

身体障害者手帳所持者で自ら所有し、運転する自動車の改造が必要な者に対し、自動車改造費用を助成します。(限度額10万円)

年度	件数	公費負担額
令和3	4件	400,000円
令和4	4件	371,400円
令和5	4件	396,400円

#### (10) 障害者住宅用火災警報器給付事業

身体障害者手帳1、2級、療育手帳A判定、精神障害者手帳1級の所持者で障害者のみの世帯の住宅に、火災警報器の給付及び取付けをします。

年度	給付件数	公費負担額	設置件数	公費負担額
令和3	0件	0円	0件	0円
令和4	0件	0円	0件	0円
令和5	0件	0円	0件	0円

#### (11) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、相談、啓発事業を行います。

#### (12) レクリエーション等活動等支援、芸術文化活動振興、奉仕員養成研修等の事業

心身障害者福祉センター等で各種講座を開催します。

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

### 6 障害児通所支援（児童福祉法）

#### (1) サービスの概要

##### ア 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

##### イ 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に、児童発達支援及び治療を行います。

##### ウ 放課後等デイサービス

就学している障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

##### エ 居宅訪問型児童発達支援

外出して障害児通所支援を利用することが困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援等を提供します。

##### オ 保育所等訪問支援

保育所等の施設に通う障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

##### カ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する人に、サービス等の利用計画の作成、事業者との連絡調整、利用状況の検証及び必要に応じて計画の見直しを行います。

#### (2) 利用実績

	令和3年度延人数 (延日数)		令和4年度延人数 (延日数)		令和5年度延人数 (延日数)	
児童発達支援	1,234人	5,325日	1,212人	4,819日	1,101人	5,950日
医療型児童発達支援	0人	0日	0人	0日	0人	0日
放課後等デイサービス	3,135人	16,819日	3,856人	18,939日	3,944人	22,359日
居宅訪問型児童発達支援	21人	124日	17人	91日	12人	44日
保育所等訪問支援	1,346人	1,221日	1,618人	1,406日	1,449人	1,412日
障害児相談支援	394人		412人		518人	

#### (3) 利用者負担額

## 2 障害者(児)の福祉 (担当 福祉課社会福祉係)

月額負担上限額は福祉サービスに準じます。

### 7 その他の福祉施策

#### (1) 障害者入浴等

##### (1) 障害者入浴等施設優待利用券の交付

障害者手帳の所持者の外出促進による健康保持及び地域社会との交流を図るため、市内入浴施設（あおいパーク浴室、サンビレッジ衣浦浴場及びプール、高齢者元気ックス館）の利用券を交付する事業です。

令和2年度から、年間交付枚数を36枚から48枚へ拡充しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配布冊数	410冊	484冊	496冊

##### (2) 福祉タクシー料金助成

身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A判定又はB判定若しくは精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者がタクシーを利用する場合、年間最大24枚の利用券を交付し、基本料金を助成します。ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方（受ける予定の方）は対象となりません。また、定期的に通院を週1～2回している人は年間最大48枚、週3回以上の人は年間最大96枚を交付します。

令和4年度は、新型コロナウイルスに関連した外出支援のため、4枚追加交付します。

##### 【タクシーチケット交付者の状況】

年度	障害								合計
	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語	肢体 不自由	内部	療育 手帳	精神 保健		
令和3	26人	8人	3人	123人	123人	58人	219人	560人	
令和4	30人	10人	2人	113人	120人	64人	252人	591人	
令和5	28人	9人	3人	108人	122人	61人	269人	600人	

##### (3) NHKテレビ受信料の減免

障害者のいる世帯の経済的及び障害の状況により受信料の減免が受けられます。

全額免除	障害者手帳を所持している方が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合	対象者である旨の福祉事務所長の証明が必要
半額免除	世帯主が肢体1級、2級又は視覚・聴覚障害者、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級	

##### (4) 運賃の割引

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

詳しくは各交通機関にお問い合わせ下さい。

	1種	2種	備考
旅客鉄道運賃	単独又は介護者とともに乗車する場合に半額 ※単独乗車の場合は片道100kmを超える区間のみ半額	単独で乗車する場合に半額 ※片道100kmを超える区間のみ半額	切符購入の際に窓口で手帳の提示をするとともに乗車の際、手帳をお持ち下さい。
航空運賃	12歳以上で、単独又は介助者とともに搭乗する場合		国内線定期航空航路の利用に限る。
名鉄・バス運賃	付添1名とともに半額	付添1名とともに半額 ※バスは本人のみに限る。	切符を購入の際又は料金支払時に手帳を提示する。
有料道路通行料	本人及び介護者が運転する場合に半額	本人が運転する場合に限り半額	手帳に福祉事務所長の証明が必要。
	※自己又は同一生計者所有の自動車に限る。		

### (5) 税の減免措置

障害者又は障害者の扶養者等の税負担を軽減するために、所得税、市県民税、事業税、自動車税、自動車取得税、相続税などが、減免又は軽減されることがあります。

ただし、減免及び軽減の対象や程度は、障害の種類や等級により異なりますので、詳しくは税務署又は県税事務所、市役所税務課等にお問い合わせ下さい。

### (6) 図書館サービス（碧南市民図書館）

碧南市民図書館では、体や目が不自由なため通常の方法で図書館を使用できない市民の方に、以下の方法で図書館サービスを提供しています。

#### ア 郵送貸出

市内在住の体や目が不自由で図書館まで来られない方を対象

#### イ 対面朗読

ご希望の資料を図書館の朗読サービス室にて朗読します。図書館の資料に限らず私物の本、手紙、機械の取扱説明書など朗読できるものなら何でもお読みします。

### (7) 指定難病及び特定疾患見舞金支給事業

指定難病及び特定疾患に関して現在治療を受けている方に見舞金を支給します。

#### ア 対象者

10月1日において碧南市に6ヵ月以上住所（住民登録）があり、愛知県が発行した特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちの方

#### イ 支給額

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

5,000円/年

### ウ 申請期間

毎年10月1日から翌年3月31日まで（申請は毎年必要となります。）

### エ 支給実績

年度	件数	公費負担額
令和3	249件	1,245,000円
令和4	260件	1,300,000円
令和5	271件	1,355,000円

### (8) 碧南市心身障害者福祉センター（山神町8丁目35番地 電話48-1720）

市内在住者の障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、教養の向上及びレクリエーションを目的とする事業や社会参加促進事業等を行っています。

### ア デイサービス事業の年度別実施状況及び回数

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
陶芸教室	34	46	43
水泳教室	7	10	10
手話教室	23	23	24
点訳教室	17	24	23
ストレッチ教室	10	10	11
カラオケ教室	19	43	30
盲人卓球教室	35	44	45
パソコン教室	20	24	24
車椅子ダンス教室	10	12	12
卓球教室	35	45	40
絵はがき教室	11	9	12
パン作り教室	0	3	6
いきいきリハビリテーション教室	18	21	24
フラワーアレンジメント教室	10	12	12
たのしいデー	9	9	9

※ 手話奉仕員養成カリキュラム修了者等に対し、手話通訳者の資格取得を促すため、別に手話講習会ステップアップ講座を高浜市との合同で開催しています。

### イ 社会参加促進事業

日頃外出する機会の少ない心身障害児者に対し、日常生活への適応性及び集団生活への順応性を高めるため、ボランティアの方々の協力を得て実施しています。

令和5年度実施事業	開催日	開催場所	参加者
身体障害者社会見学	6月3日	岐阜県（日帰り）	62名
	10月6日	蒲郡市（日帰り）	

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

障害者レクリエーション事業	5月27日他	安城市他	31名
成人式事業	12月9日	福祉センター	180名 成人11名
障害者ふれあいスポーツ大会	9月16日	東部市民プラザ	113名
障害者みかん狩り事業	11月18日	蒲郡市	63名
心身障害児親子研修事業	10月28日	静岡県	83名
障害児者卒業生を祝うひなまつり会事業	2月24日	福祉センター	125名
点訳交流会事業	3月20日	代表者自宅	9名
手話交流会事業	9月25日	福祉センター	10名

### (9) 碧南ふれあい作業所（中山町1丁目16番地1 電話46-2941）

碧南ふれあい作業所は、主に知的障害者が通う施設で、障害者総合支援法に基づく生活介護及び日中一時支援事業のサービスを提供しています。

#### ア 事業開始

平成8年7月1日

#### イ 施設規模

##### (ア) 敷地面積

1,694.70㎡

##### (イ) 建物規模・建築面積

鉄筋コンクリート造り3階建 1,254㎡

##### (ウ) 施設内容

作業室（2部屋）、ホール、食堂、医務室、相談室、更衣室、事務室、会議室、エレベーター及び運動場（屋外）、ふれあい農園（尾城町1丁目25番地1始め5筆 1,102.81㎡）

#### ウ 通所定員

60人

#### エ 通所人員（各年度末時点）

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	67	66	65	61	59
障害					
知的障害軽度	0	0	0	0	0

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

別	知的障害中度	11	11	11	10	9
	知的障害重度	51	53	50	47	47
	身体障害	19	20	18	16	13
	精神障害	1	1	1	1	1
年代別	10歳代	1	0	3	1	0
	20歳代	15	12	12	12	12
	30歳代	11	14	11	10	9
	40歳代	14	14	12	13	15
	50歳代以上	26	26	27	25	23

### オ 職員配置

施設長以下 25 人（嘱託医師を含む。）

### カ 指定管理者

社会福祉法人ダブルエッチジャー（平成 22 年 4 月 1 日から）

### (10) 碧南市障害者就労相談所

個々の能力に応じた相談支援を心がけるとともに、相談者が自立した就業生活が送れるよう援助を行っています。平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、碧南市社会福祉協議会にて行っています。

相談者 年度	男	女	合計
令和 3	13 名	12 名	25 名
令和 4	13 名	12 名	25 名
令和 5	17 名	16 名	33 名

問合せ 碧南市社会福祉協議会（電話 46 - 3701）

### (11) 碧南市虐待防止センター

障害者虐待の予防、早期発見及び防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援等を行います。

#### ア 開設状況及び問合せ

- (ア) 月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  
碧南市役所福祉課（電話 41 - 3377、FAX 48 - 2940）
- (イ) 土日及び平日午後 5 時 15 分から午前 8 時 30 分まで  
社会福祉協議会（携帯電話 090 - 3833 - 4701）

## 2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

イ 令和5年度虐待対応者数

虐待件数3件(養護者による虐待2件)

(12) 碧南市成年後見支援センター

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用に関する相談や支援を行います。平日午前9時から午後5時まで、碧南市社会福祉協議会にて行っています。

相談者 年度	高齢者	障害者	その他	合計
令和3	159名	130名	1名	290名
令和4	91名	46名	0名	137名
令和5	93名	83名	2名	178名

問合せ 碧南市社会福祉協議会(電話46-3701)

### 8 障害者差別解消法に関すること

障害のある方への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を求めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

問合せ先及び相談先

福祉課社会福祉係(95-9884)

秘書課人事係(95-9862)職員に関すること。

1 障害児福祉手当等（国の制度）

(1) 障害児福祉手当

ア 対象者の範囲

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する20歳未満の方。（高所得の方、障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。）

(ア) 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有する方

(イ) IQ20以下の方

(ウ) 上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方

イ 手当の支給額

(ア) 身体障害1、2級の障害を有し、IQ35以下の方

月額22,590円（県制度分6,900円を含む）

(イ) 身体障害1、2級の障害を有する方又はIQ35以下の方

月額16,840円（県制度分1,150円を含む）

(ウ) 上記以外の方

月額15,690円

(2) 特別障害者手当

ア 対象者の範囲

次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する20歳以上の方（高所得の方、施設入所者及び入院者を除く。）

(ア) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を重複して有する方

(イ) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方で、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方

(ウ) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方

(エ) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方、IQ20以下の方若しくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

イ 手当の支給額

(ア) 身体障害1、2級の障害を有し、IQ35以下の方

### 3 障害者（児）の手当

(担当 福祉課社会福祉係)

月額 35,690円 (県制度分 6,850円を含む)

(イ) 身体障害 1、2 級の障害を有する方又は IQ 35 以下の方

月額 29,890円 (県制度分 1,050円を含む)

(ウ) 上記以外の方

月額 28,840円

(3) 経過福祉手当

ア 対象者の範囲

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する 20 歳以上の方（高所得の方、施設入所者を除く。）で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも現在受給していない方。

(ア) 身体障害 1 級（2 級の一部を含む。）の障害を有する方

(イ) IQ 20 以下の方

(ウ) 上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方

イ 手当の額

月額 16,840円 (県制度分 1,150円を含む)

(4) 手当の支給時期

5月、8月、11月及び2月（前月分までの3ヶ月分を支給）

(5) 申請に必要なもの

受給者名義の預金通帳の口座番号、身体障害者手帳及び療育手帳、診断書、年金証書の写し、年金額が分かるもの並びにマイナンバーが確認できるもの

(6) 対象者推移

(各年度 3 月 31 日現在受給者数)

	障害児福祉	特別障害者	経過福祉	計
令和元年度	29	49	1	79
令和2年度	30	48	1	79
令和3年度	32	47	1	80
令和4年度	34	58	1	93
令和5年度	32	66	1	99

### 3 障害者（児）の手当 (担当 福祉課社会福祉係)

#### 2 特別児童扶養手当（国の制度）

##### (1) 対象者の範囲

次のア又はイに該当する20歳未満の障害児を監護する保護者の方。（高所得の方、施設入所している児童の保護者の方は除く。）

ア IQ35以下程度又は身体障害1、2級程度の方、若しくは、同程度の障害又は病状を有する方

イ IQ50以下程度又は身体障害3級（4級の一部含む。）程度の方、若しくは、同程度の障害又は病状を有する方

##### (2) 手当の支給額

ア (1)アに該当の方（重度障害者） 月額55,350円

イ (1)イに該当の方（中度障害者） 月額36,860円

##### (3) 手当の支給時期

ア 12月分から3月分まで 4月

イ 4月分から7月分まで 8月

ウ 8月分から11月分まで 11月

##### (4) 申請に必要なもの

戸籍謄本、手帳等（身体障害者手帳、療育手帳又は診断書）、預金通帳の写し、マイナンバーが確認できるもの（世帯全員分）、本人確認書類

##### (5) 対象者推移 (各年度3月31日現在受給者数)

	重度障害者	中度障害者	計
令和元年度	52	138	190
令和2年度	59	137	196
令和3年度	66	145	211
令和4年度	53	169	222
令和5年度	78	200	278

### 3 障害者（児）の手当

(担当 福祉課社会福祉係)

#### 3 在宅重度障害者手当（県の制度）

##### (1) 対象者の範囲

次のア又はイに該当する方。（高所得の方、障害児福祉手当等の受給者、施設入所者及び3か月以上入院している方、65歳以上で新たに障害者となった方（2種のみ）は除く。）

ア 身体障害1、2級でIQ35以下の方

イ 身体障害1、2級の方、IQ35以下の方又は身体障害3級の障害を有し、IQ50以下の方。

##### (2) 手当の支給額

ア (1)アに該当の方（1種障害者） 月額15,500円

イ (1)イに該当の方（2種障害者） 月額6,750円

##### (3) 手当の支給時期

ア 12月分から3月分まで 4月

イ 4月分から7月分まで 8月

ウ 8月分から11月分まで 12月

##### (4) 申請に必要なもの

受給者名義の預金通帳の口座番号、手帳等（身体障害者手帳、療育手帳）、課税証明書（転入者のみ）、マイナンバーが確認できるもの

##### (5) 対象者推移 (各年度3月31日現在受給者数)

	1種障害者	2種障害者	計
令和元年度	13	612	625
令和2年度	13	613	626
令和3年度	9	613	626
令和4年度	7	582	589
令和5年度	9	584	593

4 心身障害者手当（市単独制度）

(1) 対象者の範囲

次のアからウまでのいずれかに該当する方。（特別障害者以外の障害児福祉手当等の受給者、65歳以上で新たに障害者となった方及び高所得の方は除く。）

ア 身体障害1級から6級までの方

イ 療育AからCまでの方

ウ 精神障害1級から3級までの方

(2) 手当の支給額

ア 身体障害1級、精神障害1級、IQ35以下又は特別障害者

月額4,000円

イ 身体障害2級、精神障害2級又はIQ36以上50以下

月額3,500円

ウ 身体障害3級

月額3,000円

エ 身体障害4級から6級、精神障害3級又はIQ51以上75以下

月額2,000円

(3) 手当の支給時期

ア 12月分から3月分まで 4月

イ 4月分から7月分まで 8月

ウ 8月分から11月分まで 12月

(4) 申請に必要なもの

受給者名義の預金通帳の口座番号、障害者手帳、マイナンバーが確認できるもの

### 3 障害者（児）の手当

(担当 福祉課社会福祉係)

(5) 対象者推移

(各年度3月31日現在受給者数)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体1級	523	478	435	408	395
身体2級	288	283	277	255	244
身体3級	413	401	384	341	331
身体4級	379	358	358	334	321
身体5、6級	179	172	175	166	163
療育A	129	131	134	134	142
療育B	179	175	181	180	187
療育C	192	210	224	228	236
精神1級	52	56	56	53	66
精神2級	367	398	434	471	499
精神3級	125	124	120	124	140
特別障害者	50	55	58	57	57
計	2,876	2,841	2,836	2,751	2,781

※特別障害者は、療育Aかつ身体障害1又は2級の方。

## 4 災害扶助、旧軍人恩給及び戦傷病者戦没者遺族の援護

(担当 福祉課社会福祉係)

### 1 災害扶助

災害等による市民の被害に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び災害見舞金の支給等を行います。また、碧南市被災者生活再建支援金支給規程の規定に基づき、被災者生活再建支援法の対象とならない災害の被災者に対し、基礎支援金及び加算支援金を支給します。

区分	対象災害	支給又は貸付額	備考
災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令	災害弔慰金	500万円（生計維持者） 250万円（その他の者）	
	災害障害見舞金	250万円（生計維持者） 125万円（その他の者）	
	災害援護資金	最高350万円 ※貸付金（年利3%）	
	災害見舞金	自然災害または火災による場合	
○死亡者		1人につき最高10万円	
○負傷者		1人につき最高3万円	
	○住宅・家財の滅失、焼失 ○床上浸水	1世帯につき最高6万円	
碧南市被災者生活再建支援金支給規程	基礎支援金	自然災害 ※被災者生活再建支援法が適用されなかった場合	1世帯につき最高100万円
	加算支援金		1世帯につき最高200万円

#### 災害見舞金の支給実績

区分	年度	令和2	令和3	令和4	令和5
	住宅火災		全焼1	全焼1	全焼2
火災による		0	負傷1	死亡1入院 1	0
自然災害による		0	0	0	0
住宅半壊、床上浸水		0	0	0	0
支給合計	1	2	2	2	0
	30,000	85,000	235,000	85,000	0

## 4 災害扶助、旧軍人恩給及び戦傷病者戦没者遺族の援護

(担当 福祉課社会福祉係)

### 2 平和祈念祭

今日の発展と繁栄が戦没者の尊い犠牲の礎の上にもたらされたものであることを深く思い、戦没者を追悼するとともに、恒久平和への願いを捧げるため平和祈念祭を行っています。

### 3 戦傷病者戦没者遺族等の援護と相談

旧軍人・軍属及び準軍属等の公務上の疾病若しくは死亡に対し、国家補償の精神に基づいて、軍人・軍属であった方又はその遺族の援護や相談に応じています。

戦傷病者に対しては、障害年金及び妻に対する特別給付金の申請、戦傷病者手帳、補装具、旅客鉄道株式会社乗車券の交付取扱いをしています。

戦没者の遺族の方に対しては、遺族年金、遺族給与金、弔慰金、特別弔慰金及び妻及び父母に対する特別給付金などの申請の取扱いをしています。

### 4 軍人恩給等に関する事務

旧軍人が一定年限以上在職した場合は、普通恩給、一時恩給等が受給できます。また、普通恩給受給者が死亡された時は、普通扶助料などが受給できます。

旧軍人が公務傷病により心身に障害を有することとなった方には、傷病恩給が受給でき、公務傷病等により死亡されたときは、遺族に対し、公務扶助料、特別扶助料などの相談に応じています。

## 5 こどもの発達支援

(担当 福祉課発達支援係)

### 1 児童発達支援ネットワーク事業

発達に遅れや障害がある子どもの支援の充実のため、専門職による各施設の巡回支援、保護者への個別相談及び講習会、支援者への講習会、関係機関との連携強化を行います。

ア 事業開始年月日 平成28年8月1日

イ 実施状況（令和5年度）

	延べ回数	観察児、相談児等人数
保育園、幼稚園、学校、児童クラブへの専門職の巡回支援	63回	(観察児)延べ63名
支援者向けの講習会	12回	(参加者)延べ340名
保護者向け講習会	10回	(参加者)延べ707名
保護者向けの発達相談	495回	(相談者)延べ495名

### 2 地域療育事業

#### (1) にじの学園

小学校入学前、保育園・幼稚園入園前の幼児で、身体や知的発達に何らかの遅れや障害を持つ幼児とその保護者が共に参加し、集団療育や親子遊びを通して、幼児の日常生活及び集団生活への適応能力の増進を図ることを目的としています。

ア 開設年月日 昭和60年4月24日

イ 所在地 碧南市宮町4-1-2 ○電話 42-6444

ウ 通園状況 (令和6年3月31日現在)

通園親子数8組（にじの学園での療育後、5名が幼稚園・保育園に入園、2名は翌年度も継続通所、1名は途中退所）

#### (2) 早期療育親子支援事業

就園前の子どもの発達に不安を持つ保護者とその子どもに対し、子どもの成長を促すとともに、その保護者が子どもの個性にあった育て方を学び、子育ての困難の解消を図ることを目的としています。

ア 事業開始 平成30年7月1日

イ 開催場所 あいくる

ウ 参加状況 46組（2歳14組、3歳32組）（うちフォローアップ移行20組）

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

児童福祉法第2条の規定により、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と定められており、近年における児童人口の減少、児童をめぐる社会環境の変化に対応して、保育を必要とする児童の保護、心身障害児の福祉向上、少年非行・怠学等の相談、指導等児童の健全育成に努めます。

※ 幼年人口

住民登録人口（各年4月1日現在）

年 年齢	1	2	3	4	5	6
0歳	579	574	548	557	553	489
1	624	608	572	576	566	573
2	601	632	601	592	581	577
3	655	612	621	613	607	586
4	657	652	625	624	613	616
5	655	663	651	632	636	614
計	3,771	3,741	3,618	3,594	3,556	3,455
前年対比(%)	99.0	99.2	96.7	99.3	98.9	97.2

### 1 在宅福祉施策

#### (1) 保育所等

保育所等は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、乳幼児の保護者の労働又は疾病の事由により、その監護すべき乳幼児が保育を必要とするときは、その乳幼児を入所させ、保護者に代わって保育するところです。

##### ア 保育所等の入所基準

- ・日中居宅外で労働すること（毎月60時間以上）を常態としていること。（3歳未満児は毎月90時間以上）
- ・日中居宅内で児童と離れて日常家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ・妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。（産前3カ月から産後2カ月まで）
- ・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ・長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

- ・求職活動をしていること。(90日限度)
- ・親の育児休業取得時に既に保育を利用する子どもがいること。
- ・前各号に類する状態にあること。

### イ 保育所等の規模

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	経営主体	電話番号	規 模 ・ 構 造			保育室の状況	
				敷地面積 m <sup>2</sup>	構造	延面積 m <sup>2</sup>	保育室	乳児室 ほふく室
羽久手	鶴見町6-17	碧南市	41-1475	1,936.7	鉄筋2階	907.0	5	1
天道	末広町2-32	〃	41-0077	2,267.2	〃	1,144.4	7	1
築山	塩浜町7-99	〃	41-0999	2,438.0	〃	879.4	5	1
日進	伏見町1-66	〃	41-0091	1,936.7	〃	1,310	8	1
鷲塚	旭町3-70-2	〃	41-1460	3,437.0	〃	1,404.5	9	2
荒子	笹山町3-29	社会福祉 法人	42-0138	3,532.9	〃	1,209.0	5	3
西端	札木町3-202	〃	42-2566	3,188.7	〃	1,336.4	5	4
大浜	本郷町2-68	〃	41-0896	2,797.6	〃	1,133.9	6	3
棚尾	汐田町5-34	〃	41-0897	3,533.3	〃	1,161.6	7	2
新川	金山町1-27-4	〃	41-1476	2,210.3	〃	904.9	4	3
二葉	山神町5-29	〃	41-0310	1,139.5	〃	792.5	7	1
かしの木	大浜上町5-1	〃	42-8200	803.3	鉄筋コンクリート 3階建	1,077.6	4	2
碧のうさぎ	向陽町1-57-1	〃	95-3988	1011.24	鉄骨2階	922.69	4	2
へきなん	松本町73	〃	41-7300	2,805.4	鉄筋・鉄骨2階 鉄骨平家	1,149.14	9	5
第2へきなん	縄手町5-61	〃	42-8222	1,923.49	鉄骨一部2階	566.34	6	1
ひまわり	大堤町1-11	〃	45-6001	3348.59	鉄骨2階	1348.59	5	2

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

### ウ 保育時間

(令和6年4月1日現在)

区分 施設名	保 育 時 間			
	平 日	土 曜 日	日 曜	祝 日
羽 久 手	7:30~18:00	7:30~18:00	-	-
天 道	7:30~18:00	7:30~18:00	-	-
築 山	7:30~18:00	7:30~18:00	-	-
日 進	7:30~18:00	7:30~18:00	-	-
鷺 塚	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00
荒 子	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
西 端	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
大 浜	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
棚 尾	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
新 川	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
二 葉	7:30~18:30	8:00~16:30	-	-
かしの木	7:15~19:30	7:30~18:00	-	-
碧のうさぎ	7:30~19:45	7:30~19:00	-	7:30~19:00
へきなん	7:30~19:00	7:30~16:00	-	-
第2へきなん	7:00~20:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00
ひまわり	7:00~20:00	7:00~20:00	7:30~19:00	7:30~19:00

### ※ 休園日

日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始の休暇日及び市長が必要と認める日、  
私立園は園長が定める日

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

### エ 園別年齢別入園

(令和6年4月1日現在)

区分 施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
羽久手保育園	0	4	5	14	13	16	52	55
天道保育園	0	0	12	18	18	21	69	90
築山保育園	0	0	12	19	28	27	86	95
日進保育園	(0)	(0)	(0)	(5)	(14)	(16)	(35)	140
	0	8	11	30	44	43	136	
鷺塚保育園	(0)	(0)	(0)	(11)	(3)	(8)	(22)	190
	2	13	24	45	52	47	183	
小計	(0)	(0)	(0)	(16)	(17)	(24)	(57)	570
	2	25	64	126	155	154	526	
荒子保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(7)	(11)	135
	2	7	15	29	28	32	113	
西端保育園	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(2)	140
	0	16	24	30	32	32	134	
大浜保育園	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(3)	160
	2	13	18	30	31	30	124	
棚尾保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(3)	160
	1	15	24	31	32	32	135	
新川保育園	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(2)	125
	1	11	18	31	30	32	123	
二葉保育園	(0)	(0)	(0)	(1)	(3)	(1)	(5)	115
	0	8	18	27	30	23	106	
かしの木保育園	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(2)	95
	6	8	12	18	11	18	73	
碧のうさぎ保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	90
	2	15	16	20	22	20	95	
へきなんこども園	(0)	(0)	(0)	(10)	(9)	(3)	(22)	180
	0	20	33	45	44	42	184	
第2へきなんこども園	(0)	(0)	(0)	(2)	(6)	(1)	(9)	80
	1	8	15	17	17	17	75	
こども園ひまわり	(0)	(0)	(0)	(5)	(8)	(5)	(18)	125
	3	15	20	27	29	20	114	
小計	(0)	(0)	(0)	(23)	(33)	(21)	(77)	1,405
	18	136	213	305	306	298	1,276	
合計	(0)	(0)	(0)	(39)	(50)	(45)	(134)	1,975
	20	161	277	431	461	452	1,802	

※カッコ内は私的契約児童数(認定こども園は幼稚園コースの児童数)で内数を示している。

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

### オ 実施児童数の推移

(令和6年4月1日現在)

年 年 年	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定員	入所率
2	(0) 18	(0) 149	(0) 242	(48) 415	(47) 473	(61) 463	(156) 1,760	1,975	89.1%
3	(0) 28	(0) 137	(0) 241	(50) 438	(52) 425	(43) 469	(145) 1,738	1,975	88.0%
4	(0) 20	(0) 168	(0) 237	(49) 431	(44) 447	(44) 432	(137) 1,735	1,975	87.8%
5	(0) 21	(0) 150	(0) 266	(53) 446	(46) 446	(42) 460	(141) 1,789	1,975	90.6%
6	(0) 20	(0) 161	(0) 277	(39) 431	(50) 461	(45) 452	(134) 1,802	1,975	91.2%

※カッコ内は私的契約児童数（認定こども園は幼稚園コースの児童数）で内数を示している。

### カ 令和5年度児童数の増減

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
4月	21	150	266	446	446	460	1,789
翌年3月	67	200	268	451	447	458	1,891
増減	46	50	2	5	1	▲2	102

### キ 保育所の経費

年度別決算		令和5年度						令和4年度	
財源内訳		公立保育園		私立保育園		合計		決算額	
経費(A)		円		円		円		円	
		668,447,992		1,792,485,440		2,460,933,432		2,431,565,421	
(財源内訳)	国庫支出金	1,957,557	0.29%	582,601,110	31.79%	584,558,667	23.75%	523,796,581	21.54%
	県支出金	0	0%	307,787,532	15.48%	307,787,532	12.51%	255,122,995	10.49%
	保育料等	550,369,951	7.54%	81,076,519	5.06%	131,446,470	5.34%	103,595,030	4.26%
	一般財源	616,120,484	92.17%	821,020,279	47.67%	1,437,140,763	58.40%	1,549,050,815	63.71%
延べ児童数(B)		6,549人		16,076人		22,625人		21,096人	
※1人当り見直し費A/B		102,069円		111,501円		108,771円		110,046円	

ク 令和6年度碧南市保育所保育料

第1表

(1) 保育短時間（8時間）認定

(令和6年4月1日現在)

階層	階層の定義	3歳未満児						3歳以上児																
		通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間											
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C 1	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭以外)	0	70	140	210	280	350	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	5,000	5,000	5,000	50	100	150	200	250	250	250	250
C 2	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	6,500	6,820	7,150	7,470	7,800	8,120	8,120	8,120	8,120	120	240	360	480	600	600	600	600
D 1	所得割の額 48,600円未満	8,500	8,920	9,350	9,770	10,200	10,620	12,000	12,600	13,200	13,800	14,400	15,000	15,000	15,000	15,000	320	640	960	1,280	1,600	1,600	1,600	1,600
D 2	所得割の額 48,600円以上 55,000円未満	17,000	17,850	18,700	19,550	20,400	21,250	24,500	25,720	26,950	28,170	29,400	30,620	30,620	30,620	30,620	470	940	1,410	1,880	2,350	2,350	2,350	2,350
D 3	所得割の額 55,000円以上 71,000円未満	17,000	17,850	18,700	19,550	20,400	21,250	24,500	25,720	26,950	28,170	29,400	30,620	30,620	30,620	30,620	670	1,340	2,010	2,680	3,350	3,350	3,350	3,350
D 4	所得割の額 71,000円以上 97,000円未満	24,500	25,720	26,950	28,170	29,400	30,620	32,000	33,600	35,200	36,800	38,400	40,000	40,000	40,000	40,000	870	1,740	2,610	3,480	4,350	4,350	4,350	4,350
D 5	所得割の額 97,000円以上 110,000円未満	32,000	33,600	35,200	36,800	38,400	40,000	38,500	40,420	42,350	44,270	46,200	48,120	48,120	48,120	48,120	950	1,900	2,850	3,800	4,750	4,750	4,750	4,750
D 6	所得割の額 110,000円以上 133,000円未満	38,500	40,420	42,350	44,270	46,200	48,120	47,000	49,350	51,700	54,050	56,400	58,750	58,750	58,750	58,750	1,020	2,040	3,060	4,080	5,100	5,100	5,100	5,100
D 7	所得割の額 133,000円以上 169,000円未満	47,000	49,350	51,700	54,050	56,400	58,750	48,000	50,400	52,800	55,200	57,600	60,000	60,000	60,000	60,000	1,100	2,200	3,300	4,400	5,500	5,500	5,500	5,500
D 8	所得割の額 169,000円以上 220,000円未満	48,000	50,400	52,800	55,200	57,600	60,000	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	61,250	61,250	61,250	1,150	2,300	3,450	4,600	5,750	5,750	5,750	5,750
D 9	所得割の額 220,000円以上 301,000円未満	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	61,250	61,250	61,250	1,200	2,400	3,600	4,800	6,000	6,000	6,000	6,000
D 9	所得割の額 301,000円以上	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	61,250	61,250	61,250	1,200	2,400	3,600	4,800	6,000	6,000	6,000	6,000

A階層を除き前  
年分の市町村民  
税の額の区分が  
次の区分に該当  
する世帯

# 6 児童の福祉

(担当 こども課)

## (2) 保育標準時間（11時間）認定

階層	階層の定義	3歳未満児						3歳以上児						
		通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭以外)	0	0	0	0	70	140	0	0	0	0	50	100	
C 1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	0	0	0	120	240		
C 2	所得割の額 48,600円未満	6,500	6,820	7,150	7,470	7,800	8,120	0	0	0	220	440		
D 1	所得割の額 48,600円以上 55,000円未満	8,500	8,920	9,350	9,770	10,200	10,620	0	0	0	320	640		
D 2	所得割の額 55,000円以上 71,000円未満	12,000	12,600	13,200	13,800	14,400	15,000	0	0	0	470	940		
D 3	所得割の額 71,000円以上 97,000円未満	17,000	17,850	18,700	19,550	20,400	21,250	0	0	0	670	1,340		
D 4	所得割の額 97,000円以上 110,000円未満	24,500	25,720	26,950	28,170	29,400	30,620	0	0	0	870	1,740		
D 5	所得割の額 110,000円以上 133,000円未満	32,000	33,600	35,200	36,800	38,400	40,000	0	0	0	950	1,900		
D 6	所得割の額 133,000円以上 169,000円未満	38,500	40,420	42,350	44,270	46,200	48,120	0	0	0	1,020	2,040		
D 7	所得割の額 169,000円以上 220,000円未満	47,000	49,350	51,700	54,050	56,400	58,750	0	0	0	1,100	2,200		
D 8	所得割の額 220,000円以上 301,000円未満	48,000	50,400	52,800	55,200	57,600	60,000	0	0	0	1,150	2,300		
D 9	所得割の額 301,000円以上	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	0	0	0	1,200	2,400		

(注) この表で、「市町村民税」とあるのは「当年度分の市市民税」です。(4～8月分については「前年度分の市町村民税」)

(ア) 令和元年10月から保育料の無償化が始まり、3歳以上児は原則無料となりました。

(イ) 保育料の算出について

保育料の算出は、第1表(1)及び(2)によります。各表中、D9階層の額を最高限度額とします。

(ウ) 長時間保育料について

通常保育時間（午前8時から午後4時）を超えて長時間保育を実施した場合、通常の保育時間を超える保育時間1時間以内毎につき、基準額に基づいた保育料を徴収します（詳細は第1表(1)及び(2)のとおり）。

(エ) 保育料の軽減について

a 2人以上の児童が入所している場合

2人の場合、年齢の高い方の児童は全額負担とし、低いほうの児童の保育料は2分の1に減額とします。3人以上の場合、年齢の最も高い児童が全額負担、次に年齢が高い児童を2分の1減額、その他の児童は無料とします。

b 第3子以降の児童が入所する場合

扶養義務者が監護する18歳未満の児童で、出生の最も早い者から順次に数えて第3番目以降の入所児童に係る保育料を無料にします。

c 市民税額が基準額以下の場合

市民税所得割額が57,700円未満の世帯については扶養義務者が監護する子どもで、出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の児童は2分の1減額、第3番目以降の入所児童に係る保育料を無料にします。なお、市民税所得割額が非課税の世帯の場合は第2番目の児童は無料となります。

市民税所得割額が77,101円未満の世帯でひとり親又は障害者世帯については扶養義務者が監護する子どもで、出生の最も早い者から順次に数えて第1番目の児童は市民税非課税世帯の金額（B階層の「母子・障害者家庭以外」の金額）、第2番目以降の入所児童に係る保育料を無料にします。

d その他特別の理由があり市長がこれを認めた世帯については、保育料の全部若しくは一部を減免します。

(オ) 利用料の額について

保育を必要としない世帯の児童（3歳以上に限る）の利用料は、第1表(1)に

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

基づき認定された階層の保育料とし、第1表のD9階層を最高限度額とします。

### ケ 乳児保育（3歳未満児）

保護者が働くなどのため家庭で保育できない児童を、概ね生後4ヶ月（首がすわっている状態）より保育します。

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
児童数	409人	406人	425人	437人	458人

### コ 長時間保育

保護者の勤務の都合により通常保育時間（8:00～16:00）では困難な場合で、長時間保育を必要とする児童を保育します。

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
児童数	824人	944人	765人	802人	830人

### サ 休日保育

保護者の勤務の都合により日曜日、祝日に保育を必要とする児童を保育します。

- ・ 実施保育園 鷺塚保育園、第2へきなんこども園、こども園ひまわり（R4～）

登録児童数

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
児童数	150人	146人	162人	169人	187人

### シ 障害児保育

児童の発達や病名・療育手帳等の取得にあわせて、保育者の対応を1:4から1:1までの加配を行い、健常児とともに集団保育することで、健全な育成と社会性の発達を促進します。

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
児童数	185人	171人	171人	184人	183人

## (3) プチ保育事業

保護者の就労形態の多様化や保護者等の傷病等により児童の保育ができない場合及び保護者の育児に伴う肉体的、心理的な負担の軽減を目的として実施しています。

## ア 利用の種類

## (ア) 特定保育事業（月60時間以上の就労）

〈条件〉市内在住している者又は、市内の認定こども園、幼稚園、保育所で保育士又は幼稚園教諭として働く者

〈利用期間〉保育を必要とする期間

## (イ) 非定型的一時保育事業（月60時間未満の就労）

〈条件〉市内在住している者又は、市内の認定こども園、幼稚園、保育所で保育士又は幼稚園教諭として働く者

〈利用期間〉14日以内／月

## (ウ) 緊急一時保育事業（出産等）

〈条件〉市内在住している者又は、児童の祖父母が市内に在住している者

〈利用期間〉14日以内／月

## (エ) 私的理由による一時保育事業

〈条件〉市内在住している者

〈利用期間〉5日以内／月

## イ 実施保育園

公立 築山保育園、天道保育園

※令和6年度からは日進保育園から天道保育園に事業移管。

私立 西端保育園、かしの木保育園、碧のうさぎ保育園

へきなんこども園、第2へきなんこども園、こども園ひまわり（R4.6～）

## ウ 利用料金（給食費・おやつ代は別に実費徴収します。）

4月1日現在の 児童の年齢	利用時間	
	8:00～16:00	左記時間帯以外
3歳未満	2,000円	2,500円
3歳以上	1,000円	1,250円

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

エ 利用状況 (のべ利用児童数)

(各年度3月31日現在)

園名 \ 年度	1	2	3	4	5
築山保育園	982	839	823	1,057	773
日進保育園	1,065	956	1,043	818	596
西端保育園	982	850	935	973	910
かしの木保育園	1,058	977	924	750	395
碧のうさぎ保育園	1,022	1,071	866	1,261	1,177
へきなんこども園	1,532	1,215	625	849	997
第2へきなんこども園	1,251	1,237	231	538	393
こども園ひまわり	—	—	—	837	1,098
計	7,892	6,945	5,447	7,083	6,339

※碧のうさぎ保育園については令和元年度より開始

※こども園ひまわりについては令和4年6月より事業開始

※かしの木保育園については令和5年12月より事業休止

### (4) 病児保育事業

ア 実施場所 病児保育室 らびっと (永井小児クリニック)

病児保育室 アンジュ (エンゼルこどもクリニック)

イ 利用料金 1日 2,000円 (食事持参・医師連絡表が必要)

ウ 利用状況

(各年度3月31日現在)

年度		1	2	3	4	5
登録数	世帯	—	136 世帯	190 世帯	160 世帯	239 世帯
	児童	244人	216人	295人	255人	347人
のべ利用数		438人	104人	219人	321人	390人

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症のため利用者が減少

### (5) 子育て支援事業

ア 園庭開放事業

就園前児とその保護者を対象として行っています。

## 6 児童の福祉

(担当 とも課)

(ア) 開設年月 平成12年11月

公立保育園(5園)、社協園(5園)、二葉保育園、かしの木保育園、碧のうさぎ保育園、へきなんこども園、第2へきなんこども園、こども園ひまわり、公立幼稚園(5園)の市内全園で実施。

※雨天中止。開始時期は園によって異なりますが、おおよそ6月中旬頃。

※かしの木保育園及びへきなんこども園は室内でも実施。

### イ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に18歳未満の児童を、児童福祉施設等において一定期間、養育します。

(ア) 事業の種類と内容 ※年齢は、利用年度の4月1日現在の年齢とする。

事業名	利用要件	期間
ショートステイ (18歳未満の児童)	・児童の保護者が、疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育できない場合	原則として一案件7日以内
トワイライトステイ (2歳以上18歳未満の児童)	・仕事その他の理由により平日夜間又は休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合その他緊急の必要がある場合	不在となる期間 ・月曜日～金曜日の午後5時から午後10時まで。土曜日、日曜日及び祝日の午前7時から午後5時まで

(イ) 利用料金(日額) (円)

区分	ショートステイ事業		トワイライトステイ事業	
	2歳未満児	2歳以上児	平日夜間	休日
生活保護世帯等	0	0	0	0
市民税非課税世帯	1,100	1,000	350	700
その他の世帯	5,350	2,750	750	1,400
児童の迎え(市内の施設に限る)1回当たり				100

### ウ 地域子育て支援センター事業

子育て家庭における育児不安等についての相談指導及び子育てサークル活動の支援を通して、地域全体の子育て支援活動を行います。実施施設は、荒子保育園、西端保育園、棚尾保育園、かしの木保育園、碧のうさぎ保育園、へきなんこども園、第2へきなんこども園、こどもプラザららくるにしばた、こどもプラザこころつくしんかわ、棚尾

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

児童センター、東部児童センターの11箇所です。

### エ 子育て情報誌の作成

市が提供している子育てに役立つ様々な取り組みを紹介するため「碧南市子育てガイドブック」を発行し、妊娠から出産・育児までの各種手続きやサービス、施設の案内などを掲載しています。

### (6) 家庭児童相談室（子ども家庭総合支援拠点）

家庭における児童の養育上の悩みごとの相談に専門的見地から指導助言を行います。

ア 開設年月日 昭和44年4月15日（拠点設置：令和3年4月1日）

イ 場 所 碧南市役所

ウ 相 談 員 4名

エ 相 談 日 平日 9時～17時

オ 年度別相談種別、件数 (各年度3月31日現在)

種別 年度	養護 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他	計
1	720	0	19	12	129	0	880
2	574	0	14	11	97	0	696
3	473	0	0	15	96	0	584
4	826	16	0	18	20	5	885
5	915	0	0	2	31	24	972

### (7) 児童健全育成事業

#### ア 児童センター（児童厚生施設）

健全な遊びを通して児童の社会性を伸ばし、心と体の健康づくりをすることを目的として設置しています。

施設名	住 所
棚尾児童センター	碧南市汐田町2丁目28番地（棚尾公民館内）
東部児童センター	碧南市照光町5丁目3番地（東部市民プラザ内）

(ア) 開館時間 午前9時30分～午後6時

(イ) 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

### イ 碧南市子どもプラザららくるにしばた（児童厚生施設）

すべての子育て家庭を支援することが重視されているなか、単に子どもの居場所の確保というだけでなく、地域が関わる子育て、親育ちを応援することを目的としています。中高生の居場所として、音楽室が設置されています。

(ア) 住所 碧南市三度山町2丁目53番地

(イ) 開館時間 午前9時30分～午後6時（一部施設は午後9時まで）

(ウ) 休館日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合はその翌日）

### ウ 碧南市子どもプラザこころつくしんかわ（児童厚生施設）

未就学児及びに小学生を対象に、健全な遊び場や自由に集える場及び多様な活動プログラムを提供し、障害児を持つ家庭に遊びと交流の場の提供及び支援を行うと同時に、健常児との交流を推進することで、健全育成を図ることを目的としています。

また、ファミリー・サポート・センターの窓口として、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育ての手助けをしたい人(協力会員)の登録、紹介や派遣を行い、地域で育つ子どもたちの援助をおこなっています。

(ア) 住所 碧南市山神町8丁目35番地

(イ) 開館時間 午前9時30分～午後6時

(ウ) 休館日 毎週水曜日（水曜日が祝日の場合はその翌日）

### エ 児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者の居宅外就労等により、家庭において十分保護することができない小学生を、保護者に代わり保育することを目的とする施設です。

(ア) 通所対象 保護者等が就労等で、保護に欠ける市内の小学校に通う児童

(イ) 開所時間 授業終了後～午後7時（日曜、祝日、年末年始を除く）

(ウ) 利用料金 午後5時までの利用 月額3,000円（8月のみ8,000円）  
午後5時を超える利用 月額5,000円（8月のみ8,000円）

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

(令和6年4月1日現在)

施設名	住所	定員	通所者数						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
新川児童クラブ本館	新川町 2丁目1番地1	50	55	0	0	1	0	0	56
新川児童クラブ分館		40	0	40	0	1	2	0	43
新川児童クラブ分館2		50	0	0	47	15	0	0	62
中央児童クラブ本館	向陽町 3丁目19番地	50	46	1	0	0	0	0	47
中央児童クラブ分館		40	0	0	0	15	9	4	28
中央児童クラブ分館2		50	0	30	34	0	0	0	64
西端児童クラブ本館	上町	50	18	22	0	0	0	0	40
西端児童クラブ分館	3丁目1番地	25	0	0	16	12	1	1	30
棚尾児童クラブ本館	春日町 1丁目2番地	40	40	1	0	0	0	7	48
棚尾児童クラブ分館		40	0	31	1	0	13	0	45
棚尾児童クラブ分館2		50	0	0	28	22	0	0	50
鷺塚児童クラブ本館	旭町	50	42	0	15	0	0	0	57
鷺塚児童クラブ分館	2丁目30番地	30	0	30	7	0	0	0	37
大浜児童クラブ本館	浜田町	50	26	0	30	0	0	0	56
大浜児童クラブ分館	1丁目1番地	30	0	20	1	15	3	0	39
日進児童クラブ	日進町 4丁目1番地	50	25	17	18	0	0	0	60
第2へきなんこども園児童クラブ	縄手町 5丁目61番地	20	6	6	3	4	0	2	21
合計		715	258	198	200	85	28	14	783

### オ 児童遊園（基準面積330㎡以上）（児童厚生施設）（令和6年4月1日現在）

No.	名称	設置場所	所有者	面積	許可年月日
1	油ヶ渚児童遊園	湖西町5-37（応仁寺）	借	400	S46.6.1
2	玉津浦	宮町5-47（熊野大神社）	借	450	S47.10.1
3	前浜	前浜町1-80（稻荷社）	借	500	S48.6.15
4	荒子	笹山町3-34（神明社）	借	2,000	S48.6.15
5	鷺塚	鷺林町2-106（天満社）	借	688	S49.4.1
6	道場山	道場山町5-115（法林寺）	借	457	S50.4.1
7	霞浦	東浦町4-7（神明社）	借	400	S51.4.1

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

8	弥生町	〃	弥生町3-138 (八柱神社)	借	480	S52.4.1
9	西山町	〃	西山町7-115 (御鋤社)	借	1,322	S53.4.1
10	浜尾町	〃	浜尾町4-84	市	971	S58.4.1

### カ ちびっ子広場一覧表 (100㎡以上)

No.	名 称	設 置 場 所	所有者	面積	設置年月日	
1	久沓町ちびっ子広場	久沓町1丁目5 (白山社)	借	384	S47.4.1	
2	天王町	〃	天王町7丁目26 (津島神社)	借	280	S46.4.1
3	川口 (千拓)	〃	川口町1丁目24-1 (川口社)	借	202	S46.4.1
4	半崎町	〃	半崎町3丁目62 (八剣神社)	借	439	S46.4.1
5	荒居町	〃	立山町4丁目18	市	234	S54.10.1
6	大久手町	〃	大久手町4丁目9	市	591	S54.4.1
7	東山	〃	金山町4丁目6 (秋葉神社)	借	161	S55.12.1
8	浜田町	〃	浜田町3丁目13	借	1,886	S57.12.17
9	幸町	〃	幸町6丁目3-1	借	799	S59.2.25
10	六軒町	〃	六軒町1丁目51-5	市	232	S59.7.6
11	北新川	〃	六軒町5丁目13	市	525	S60.4.1
12	丸山町	〃	丸山町6丁目63-2	借	831	S60.11.7
13	堀方町3丁目	〃	堀方町3丁目48-11	市	163	S61.8.1
14	港本町	〃	港本町1-1	市	771	S62.2.24
15	流作町	〃	流作町1丁目11-1	市	350	S62.3.5
16	相生町	〃	相生町1丁目70	市	364	S63.11.12
17	中山町	〃	中山町2丁目25	市	944	H1.3.9
18	鷺林町	〃	鷺林町4丁目16-1	市	800	H5.1.8
19	新須磨町	〃	大浜上町1丁目3-1 (熊野神社)	借	1,118	H7.4.1
20	善明町	〃	善明町1丁目48-1	借	210	H18.4.1
21	錦町	〃	錦町4丁目37	借	692	H20.4.25
22	中後町	〃	中後町3丁目100-1	借	321	H21.6.1
23	中町	〃	中町3丁目8番地	市	234	H27.3.18
24	荒子町	〃	荒子町3丁目62番地	借	352	H30.1.1

### キ ちびっ子広場一覧表 (社会福祉協議会より移管分)

No.	名 称	設 置 場 所	所有者	面積	移管年月日	
1	西松江	〃	松江町1丁目10 (西松江稲荷社)	借	116	H23.4.1
2	鶴ヶ崎	〃	山神町7丁目40 (山神社)	借	40	H23.4.1
3	浅間社	〃	浅間町4丁目54 (浅間社)	借	125	H23.4.1
4	千福町	〃	千福町3丁目3 (千福斎宮社)	借	77	H23.4.1
5	住吉町	〃	住吉町3丁目40 (浜尾住吉神社)	借	99	H23.4.1

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

6	宮後町	宮後町2丁目25 (道場山神明社)	借	180	H23.4.1
---	-----	-------------------	---	-----	---------

※児童遊園・ちびっ子広場の管理については、都市整備課が実施しております。

### 2 施設福祉施策

#### (1) 要保護児童の入所措置

保護者のいない児童、保護者がいても家庭の事情により適切な保護が受けられない児童、虚弱体質の児童、又は情緒障害の児童等、施設入所についての措置及び相談に応じています。

#### ア 入所状況

(各年度3月31日現在)

年度	1	2	3	4	5
乳児院	1	0	0	2	3
児童養護施設	11	10	10	10	9
知的障害児施設	1	0	0	0	0
肢体不自由児施設	1	1	0	0	0
重症心身障害児施設	4	4	2	2	2
児童心理治療施設	0	0	0	2	2
児童自立支援施設	0	0	1	1	2
里親委託	0	1	1	0	1
計	18	16	14	17	19

(18歳未満児)

3 児童の手当等

(1) 児童手当《平成24年4月より子ども手当に替わり開始》

家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成・資質の向上を図るために、実施されている制度です。

〈概要〉

対象者の範囲	手当の額	手当の支給	申請に必要なもの
受給者は、碧南市に住所を有し、中学校修了前の児童を養育している人 ※平成24年6月分から所得制限あり ※令和4年6月分から所得上限額を新設	3歳未満 月額15,000円	6月期 (2月～5月)	1. 受給者名義の預金通帳の口座番号 2. 厚生年金等の加入者は事業所の年金加入証明書又は健康保険被保険者証の写し 3. その他家庭状況により関係書類が必要
	3歳以上小学校修了前 月額10,000円	10月期 (6月～9月)	
	* (第3子以降は月額15,000円) 中学生 月額10,000円 ※所得制限限度額以上の場合 月額5,000円 ※所得上限限度額以上の場合 支給なし	2月期 (10月～1月)	

〈所得制限額〉～平成24年6月分より～ (令和4年6月分より、所得上限限度額新設)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人目以降 1人増す毎
所得制限限度額 (万円)	622	660	698	736	774	812	38万円加算
所得上限限度額 (万円)	858	896	934	972	1,010	1,048	

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合は、上記の額に1人につき6万円を加算。

## 6 児童の福祉

(担当 こども課)

〈対象者推移〉

(支給対象となる児童数)

(各年度3月31日現在)

手当の種類	3歳未満の児童数		3歳以上小学校終了前の児童数				中学生		合計
	被用	非被用	(第1子・第2子)		(第3子以降)		被用	非被用	
令和3年度	1,408	176	4,223	571	656	122	1,743	292	9,191
令和4年度	1,293	148	4,233	545	456	78	1,588	292	8,590
令和5年度	1,301	156	3,681	456	430	57	1,111	207	7,399

〈用語の説明〉 被用：厚生年金等の加入者 非被用：国民年金の加入者等

## 7 ひとり親家庭の福祉 (担当 こども課)

### ひとり親家庭の福祉

母子家庭の自立を促進するために、昭和39年に母子及び寡婦福祉法（現在は母子及び父子並びに寡婦福祉法）が制定されましたが、近年における離婚の急増等、ひとり親家庭、特に母子家庭をめぐる諸状況の変化に鑑み、平成15年に大幅に法改正されました。ひとり親家庭等の自立に向けて、生活の安定向上と児童福祉に努めています。

#### (1) ひとり親家庭の状況

(各年度3月31日現在)

ひとり親家庭 になった理由		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		世帯数	児童数								
死 別	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	38	52	36	49	33	50	37	55	40	60
	合計	38	52	36	49	33	50	37	55	40	60
離 婚		485	752	469	752	459	707	449	703	428	682
障 害		4	8	3	6	3	5	2	4	3	6
遺 棄		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未 婚		80	111	90	106	72	99	80	93	80	93
そ の 他		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
合 計		607	923	599	914	567	861	568	855	551	841

(児童扶養手当、愛知県遺児手当、碧南市こどもすこやか手当の対象世帯等)

## 7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

### (2) 母子・父子自立支援員

#### ア 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、総合的な相談窓口となり、ひとり親家庭の生活全般にわたって相談に応ずるとともに自立生活に必要な指導を行っています。

- (ア) ひとり親家庭等の支援策に関する情報提供
- (イ) 子育てや生活支援についての相談
- (ウ) 就労（求職・転職）・資格取得・職業訓練に係る相談
- (エ) 養育費確保についての相談
- (オ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還に関する相談
- (カ) 離婚前相談

#### イ 相談事業

##### (ア) ひとり親家庭相談…（母子・父子自立支援員）

- ・日 時 毎週月曜日から金曜日 午前9時～午後4時
- ・場 所 碧南市役所こども課

必要に応じて電話相談・家庭訪問を行っています。

#### ウ 相談指導件数

(各年度3月31日現在)

区分	年度	元年	2年	3年	4年	5年
	生活一般 相談		169	170	155	162
児童 相談		67	65	63	48	71
生活援護 相談		40	43	27	36	34
その他 相談		0	1	0	1	2
計		276	279	245	247	303

## 7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

### (3) 母子父子寡婦福祉資金【県事業】

経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったときは、母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談に応じます。

＜貸付を受けられる方＞

#### ア 母子又は父子福祉資金

- (ア) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない母又は父
- (イ) (ア)が扶養している児童
- (ウ) 20歳未満の父母のない児童

#### イ 寡婦福祉資金

- (ア) 子が20歳以上になったため、あるいは子がいないため母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子（寡婦）
- (イ) (ア)が扶養している子

### 貸 付 金 の 種 類

資金の種類	貸付対象			資金の内容等
	母子	父子	寡婦	
事業開始資金	母	父	本人	事業の開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金
事業継続資金	母	父	本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金又は拡張資金
技能習得資金	母	父	本人	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金、又は高等学校で修学する場合に必要な資金
就職支度資金	母又は児童	父又は児童	本人	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金
住宅資金	母	父	本人	現在住んでいる住宅を増、改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入のために必要な資金
転宅資金	母	父	本人	住居の移転に伴う敷金、権利金等の一時金にあてるための資金
医療介護資金	母又は児童	父又は児童	本人	医療及び介護を受けるのに必要な資金で健康保険の自己負担分等にあてるための資金
生活資金	母	父又は児童	本人	技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中もしくは失業している期間中、及び、母子家庭又は父子家庭となって7年未満世帯の生活資金
結婚資金	母	父	本人	児童または子が婚姻するのに必要な資金
修学資金	児童	児童	子	高等学校、大学、大学院、又は専修学校就学中の学費等に必要な資金
就学支度資金	児童	児童	子	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、専修学校、修業施設への入学に必要な資金
修業資金	児童	児童	子	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費等の資金（修業施設在生）
臨時児童扶養資金	母	父	—	児童の扶養又は生活の安定と向上に必要な資金

各資金の貸付限度額や内容の詳細については、こども課母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

## 7 ひとり親家庭の福祉

(担当 ともも課)

さい。

ウ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付状況

単位：千円

区分	元 年		2 年		3 年		4 年		5 年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住 宅 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修 学 資 金	-	-	1	2,530			-	-	-	-
就学支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
転 宅 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

### (4) 碧南市の母子家庭等福祉事業

#### ア 日常生活支援事業

母子家庭の母、寡婦および父子世帯の父が疾病、事故、災害等により一時的に生活援助、保育サービス等が必要な場合、家庭生活支援員を派遣しています。

\*利用者の負担額（1時間当り）

派遣世帯の区分	子育て支援	生活援助
生活保護法による被保護世帯及び当該年度分の市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
その他の世帯	150円	300円

#### イ 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子世帯の父が、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした自立支援給付金を支給しています。

##### (ア) 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために県指定の職業能力開発のための講座を受講した場合、受講修了後に、本人が支払った60%に相当する額、最高200,000円の教育訓練給付金を支給します。（12,000円を越えない場合は給付しない。）

### (イ) 高等職業訓練促進費

就職に有利な資格取得訓練受講中の生活の安定を図るため、6月以上養成機関で修業し資格取得が見込まれる場合、一定期間について高等技能訓練促進費を支給します。(令和3年度から半年以上の就業期間も対象とする)

以下の資格について、受講期間の全期間48か月を上限として、月額100,000円支給します。なお、市民税課税世帯については、月額70,500円支給します。ただし、課程修了までの期間の最後の12か月については、月額140,000円(市民税課税世帯は110,500円)を支給します。また、高等職業訓練修了支援給付金として50,000円(市民税課税世帯は25,000円)を支給します。

・看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

### ウ 碧南市母子等自立支援プログラム策定事業

母子家庭又は父子家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を実施することを目的とし、個別に支援プログラムを策定します。

#### (ア) 母子等自立支援プログラム策定事業

個々のひとり親家庭の生活状況や、自立及び就労に対する阻害要因等を把握し、自立支援プログラムを策定し、その計画に基づいた支援を行います。

#### (イ) 母子等自立支援プログラム策定給付金事業

母子等自立支援プログラム策定事業を利用し、一定の就労に就いた者に対し、その就労が6か月継続した時に給付金20,000円を支給し、就労を通じた自立の促進を図ります。

## 7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

### (5) ひとり親家庭の手当

#### ア 児童扶養手当 (国の制度)

父又は母と生計を同じくしていない児童を扶養している者に手当を支給することにより、児童の福祉増進をはかるための制度です。

〈概要〉

(令和6年3月31日現在)

対象者の範囲	手当の額	手当の支給	申請に必要なもの
次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達年度末日まで)の児童(障害児の場合は20歳未満)を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、又は養育者に対して支給する。 1. 父母が婚姻を解消した児童 2. 父又は母が死亡した児童 3. 父又は母が重度の障害にある児童 4. 父又は母が生死不明の児童 5. 父又は母から引続き1年以上遺棄されている児童 6. 父又は母が引続き1年以上拘禁されている児童 7. 母が婚姻しないで生まれた児童	全部支給(月額) 児童1人 44,140円、 児童2人目 10,420円 加算、児童3人目以降は1人増すごとに6,250円加算 ※ 所得により手当額は全部又は一部支給停止 ※ 所得制限あり	5月期 (3月～4月)  7月期 (5月～6月)  9月期 (7月～8月)  10月期 (9月～10月)  1月期 (11月～12月)  3月期 (1月～2月)	1. 戸籍謄本 2. 預金通帳の口座番号 3. マイナンバーのわかるもの 4. その他申請理由に必要な関係書類

〈対象者推移〉

(各年度3月31日現在)

年度	区分	対象者数	児童数	手当額(1人当り)
令和2年度		対象 510 受給 425	対象 782 受給 667	所得額により 43,160～10,180円
令和3年度		対象 486 受給 397	対象 747 受給 622	所得額により 43,160～10,180円
令和4年度		対象 479 受給 388	対象 732 受給 606	所得額により 43,070～10,160円
令和5年度		対象 464 受給 384	対象 715 受給 599	所得額により 43,140～10,250円

## 7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

### イ 愛知県遺児手当及び碧南市こどもすこやか手当

父又は母のいない児童を養育している保護者に手当を支給することにより、これらの児童の健全な育成を助長するため実施されている制度です。県、市とも手当が併給されます。

〈概要〉

(令和6年3月31日現在)

対象者の範囲	手当の額	手当の支給	申請に必要なもの
市内に住所があり、次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達年度末日まで)の児童を監護・養育する者に対して支給する。 1. 父又は母が死亡した児童 2. 父又は母が重度の障害にある児童 3. 父母が婚姻を解消した児童 4. 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童 5. 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童 6. 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 7. 母が婚姻しないで生まれた児童	市こどもすこやか手当 月額2,500円 (県遺児手当の併給可能) ※ 所得制限あり  県遺児手当 児童1人につき 1～3年目 月額4,350円 4～5年目 月額2,175円 6年目以降 支給なし ※ 所得制限あり	5月期 (3月～4月) 7月期 (5月～6月) 9月期 (7月～8月) 11月期 (9月～10月) 1月期 (11月～12月) 3月期 (1月～2月)	1. 戸籍謄本 2. 預金通帳の口座番号 3. 所得証明書 (転入者・県遺児手当のみ) 4. マイナンバーのわかるもの (碧南市すこやか手当のみ) 5. その他申請理由に必要な関係書類

〈対象者推移〉

(各年度3月31日現在)

区分 年度	県遺児手当		市こどもすこやか手当		手当額 (1人当り月額)	
	対象者数	児童数	対象者数	児童数	県	市
令和2年度	対象249 受給227	対象401 受給366	対象589 受給507	対象893 受給775	4,350	2,500
					2,175	
令和3年度	対象217 受給195	対象353 受給317	対象567 受給483	対象862 受給739	4,350	2,500
					2,175	
令和4年度	対象212 受給188	対象344 受給304	対象565 受給481	対象852 受給731	4,350	2,500
					2,175	
令和5年度	対象209 受給185	対象334 受給298	対象551 受給471	対象841 受給727	4,350	2,500
					2,175	

## 8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

老人福祉法には「老人は多年にわたり、社会の進展に寄与してきたものとして敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする」とその基本理念が定められており、高齢者が健康で幸せな生活を送るため各種の事業を行っています。

◇ 高齢者人口の推移

(各年4月1日現在)

年度 年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
65～69	4,237 人	4,090 人	3,984 人	3,814 人	3,787 人
70～74	4,109	4,434	4,465	4,337	4,163
75～79	3,581	3,336	3,270	3,396	3,533
80～84	2,492	2,571	2,694	2,802	2,891
85～89	1,776	1,838	1,860	1,838	1,834
90～94	782	825	866	902	892
95～99	218	239	264	246	259
100～	30	28	32	39	34
計	17,225	17,361	17,435	17,374	17,393
市の人口	73,180	72,765	72,756	72,459	72,382
高齢化率	23.53%	23.86%	23.96%	23.98%	24.03%

※ 市内最高齢者 107歳 女性 (R6.4.1現在)

◇ シルバーカード実態調査結果

(各年12月1日現在)

年度 区分	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
ひとり暮らし高齢者	1,573 人	1,624 人	1,643 人	1,607 人	1,603 人
高齢者世帯	1,533 世帯 3,069 人	1,505 世帯 3,000 人	1,393 世帯 2,797 人	1,362 世帯 2,694 人	1,286 世帯 2,523 人

## 1 在宅福祉事業

## (1) 自立支援

## ア 高齢者軽度生活援助（ウェルヘルプ）事業

ひとり暮らしで日常生活に支障がある虚弱な高齢者の資源ごみのごみ出しや家周りの手入れや軽微な修繕を行っています。（H17.4 事業開始）

## ○ 利用状況

年度 区分	R 3		R 4		R 5	
	年度末利用者数	年度末利用者数	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数
ひとり暮らし	11 人	11 人	11 人	79 回	10 人	119 回
高齢者世帯	3	2	2	5	1	10
その他	2	1	1	40	0	0
合計	16	14	14	124	11	129

## イ 高齢者外出支援サービス事業

ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で一般の交通機関を利用することが困難な方を移送用車両で送迎し、外出の負担を軽減しています。（H13.4 事業開始）

## ○ 利用状況

年度 送迎先	R 3		R 4		R 5	
	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数
医療機関	12 人	73.5 回	11 人	77.0 回	6 人	42.0 回
公共施設		2.0 回		34.0 回		22.0 回
コロナ関連		12.5 回		7.0 回		—
合計	12 人	88.0 回	11 人	118.0 回	6 人	64.0 回

## ウ 高齢者タクシー料金助成事業

高齢者の外出手段を確保し、社会参加の促進や家族の介護負担軽減を図るため、タクシー料金の助成にかかる経費を助成します。（令和4年10月1日から事業開始）

## ○ 利用状況

年度 区分	R 4	R 5
申請者数	110 人	173 人

## 8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

### エ 日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者等の日常生活を支援するために、消火器、電磁調理器、火災警報器を給付しています。(H12.4 事業開始)

#### ○ 利用状況

区分 \ 年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
消火器	29 人	52 人	32 人	20 人	25 人
電磁調理器	3 人	0 人	3 人	0 人	0 人
火災警報器	15 世帯	10 世帯	4 世帯	3 世帯	9 世帯

### オ 緊急通報体制等整備事業

在宅で虚弱なひとり暮らし高齢者等の世帯に緊急通報システム用装置を設置し、日常生活の安全確保と不安の解消を図っています。(H15.4 事業開始)

#### ○ 利用状況

年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
年度末設置者数	78 人	82 人	80 人	73 人	71 人

### カ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ねたきり高齢者の寝具を清潔に保つため、寝具の貸与、洗濯乾燥の交換サービスを実施しています。(H3.8 事業開始)

#### ○ 利用状況 ※この制度は重度障害者の方にも適用されます。

年度	R 3		R 4		R 5	
	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数
利用数	19 人	188 回	23 人	216 回	22 人	210 回

### キ まちかどいきいきサロン事業

在宅高齢者の社会的孤立感の解消や介護予防のため、まちかどサロンにおいて週 1 回、レクリエーション・食事などのサービスを行っています。(H16.4 事業開始)

#### ○ 利用状況

区分 \ 年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
新川まちかどサロン	359 人	30 人	61 人	214 人	308 人
大浜まちかどサロン	761 人	45 人	125 人	322 人	350 人

(2) 介護者支援

訪問理容サービス事業

年間4枚の利用券を交付し、理容師が家庭を訪問し、理髪とひげそりのサービスを提供しています。(H3.8 事業開始)

○ 利用状況 ※この制度は重度障害者の方にも適用されます。

年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5
利用券発行者数	114人	175人	255人	287人	284人
延べ利用件数	265件	341件	429件	439件	458件

(3) ひとり暮らし高齢者施策

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の法定後見開始の審判申立や後見人報酬の費用助成をしています。(H14.7 事業開始)

○ 利用状況

年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5
審判請求市長申立	1件	2件	3件	1件	2件
後見人報酬助成	1件	0件	0件	1件	0件

(4) 地域支援事業

ア 一般高齢者配食サービス事業

安否確認を兼ねた配食サービスの利用に対して、利用者に費用の一部を助成しています。

○ 利用状況

年度	R3		R4		R5	
	年度末利用者数	延べ配食数	年度末利用者数	延べ配食数	年度末利用者数	延べ配食数
利用数	119人	23,161食	119人	23,161食	164人	30,284食

イ 介護用品支給事業

在宅で常におむつを必要とするねたきり及び認知症高齢者におむつ、介護用品等を購入する給付券を交付しています。(H12.4 事業開始)

## 8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

### ○ 利用状況

年度 給付券発行者数	R元	R2	R3	R4	R5
3,000円/月	89人	166人	229人	259人	258人
6,250円/月	42人	52人	52人	66人	69人

### ウ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

在宅の徘徊高齢者が所在不明となった場合に、早期に発見できるように位置情報システム用の携帯端末（GPS）を貸与しています。（H13.10事業開始）

### ○ 利用状況

年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5
年度末利用者数	8人	9人	7人	7人	7人

## (5) 敬老事業

### ア 敬老会助成事業

多年にわたり社会の発展に貢献された高齢者に感謝し長寿を祝うため、各地区で実施されている敬老会事業へ1人当たり1,000円を助成しています。（H2.7事業開始）

※対象者：数え80歳以上

### ○ 助成状況

年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5
地区対象者数	6,010人	6,323人	6,522人	6,706人	6,809人

### イ 敬老金支給事業

多年にわたり社会の発展に貢献された高齢者に感謝し長寿を祝うため、敬老金を支給しています。（H2.7事業開始）令和4年度から支給対象者と支給額の変更をしました。

### ○ 支給状況

年度		R2	R3	R4	R5
区分	支給額				
満85歳	10,000円	464人	460人	—	—
満90歳		228	267	274人	245人

## 8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

満 95 歳		89	102	—	—
満 99 歳		23	27	22	28
満 100 歳以上	(20,000 円) R 4 から 10,000 円	33	37	38	40

### (6) 老人クラブ事業

#### ア 老人クラブ助成

老人の生活を健全で明るいものにするため、老人クラブの活動や老人憩の家（29 箇所）の運営に対して、助成しています。

#### ○ 助成状況

(4 月 1 日現在)

年度 区分	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
クラブ数	128 クラブ	128 クラブ	126 クラブ	125 クラブ	121 クラブ
会員数	7,268 人	7,135 人	6,995 人	6,830 人	6,585 人

#### イ 健康づくり事業

高齢者の健康増進と仲間とのふれあいを深めるため、ゲートボール大会、レクリエーションピンポン大会、グラウンドゴルフ大会、ペタボード大会、歩け歩け大会の開催、老人憩の家でのらくらく体操を実施しています。(老人クラブ助成事業)

#### ウ 社会参加事業

高齢者の福祉向上のため、老人福祉大会、清掃奉仕活動、ふれあい農園、花いっぱい活動、生きがい推進活動を実施し、地域社会への参加、世代間の交流を促進しています。

(老人クラブ委託事業)

## 8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

### 2 施設福祉事業

#### (1) 養護老人ホーム

家庭での生活が困難（経済的及び環境上の理由）で養護を受けることができない高齢者を施設へ入所措置しています。

○ 入所状況（碧南市措置） (3月31日現在)

年度 施設	R 2	R 3	R 4	R 5
碧南市養護老人ホーム	23人	19人	15人	12人
半田市養護老人ホーム	4人	5人	5人	5人

#### (2) まちかどサロン

家に閉じこもりがちなひとり暮らし等の高齢者のみなさんが、まちへ出る機会を増やし、地域の交流場所として利用していただくとともに、まちの活性化を目指しています。

① 新川まちかどサロン（碧南市新川町3丁目130番地） 開館時間 9時～21時

② 大浜まちかどサロン（碧南市中町2丁目105番地） 開館時間 9時～21時

#### (3) 生活支援ハウス

居宅において生活することに不安のある高齢者等に住居を提供し、各種相談、助言等を行っています。

○ 入所状況

年度 区分	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
年度末利用者数	1人	2人	3人	2人	2人
年間延べ利用者数	5人	2人	3人	5人	3人

### 3 その他

#### (1) 住宅改善費補助事業

高齢者が自宅で安心して生活するために居室、浴室、トイレなどを改修したり、スロープ・手すりなどの設備を取り付ける経費を補助します。

ア 対象者 ①介護保険の要介護認定を受けた要介護者・要支援者

②心身の障害、疾病等の理由により、日常生活を営むのに支障のある

65歳以上の方

イ 補助額 住宅改善に要した経費のうち、対象世帯の市町村民税課税状況により下記

## 8 高齡者福祉

(担当 高齡介護課高齡福祉係)

の補助対象工事費を上限としてその9割（一定所得以上の方は8割又は7割）を補助します。

①の方 補助対象工事費10万円（非課税世帯の方は30万円）

※ 介護保険制度の住宅改修費（利用限度額20万円）を優先利用。

（例：補助対象工事費30万円（補助率9割）の場合

介護保険制度の住宅改修費 18万円、自己負担2万円

住宅改善費補助額 9万円、自己負担1万円

補助対象工事費30万円（補助率8割）の場合

介護保険制度の住宅改修費 16万円、自己負担4万円

住宅改善費補助額 8万円、自己負担2万円

補助対象工事費30万円（補助率7割）の場合

介護保険制度の住宅改修費 14万円、自己負担6万円

住宅改善費補助額 7万円、自己負担3万円

②の方 補助対象工事費30万円（非課税世帯の方は50万円）

（例：補助対象工事費30万円（補助率9割）の場合

住宅改善費補助額 27万円、自己負担3万円

補助対象工事費30万円（補助率8割）の場合

住宅改善費補助額 24万円、自己負担6万円）

補助対象工事費30万円（補助率7割）の場合

住宅改善費補助額 21万円、自己負担9万円）

### (2) 家具等転倒防止対策事業

高齡者世帯等の地震発生時の家具転倒を防止するために、金具等で固定します。（H

16.4 事業開始）

○利用状況 ※この制度は重度障害者の方にも適用されます。

年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5
高齡者	11件	6件	0件	5件	4件
障害者	0	0	0	0	0

## 8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

### (3) 高齢者入浴サービス事業

高齢者の外出促進による健康保持、コミュニケーションの機会を設けるため、あおいパーク浴室、サン・ビレッジ衣浦プール・浴場を無料で利用できる優待券を配布しています。また、市内1箇所の公衆浴場を月4回無料開放しています。

区分 \ 年度	R 2	R 3	R 4	R 5
あおいパーク	22,195 人	34,633 人	35,138 人	38,165 人
サンビレッジ 浴場	66,349 人	95,437 人	96,315 人	101,847 人
サンビレッジ プール	7,236 人	9,646 人	9,719 人	10,308 人
元気ッス館 浴室	39,721 人	46,995 人	47,223 人	47,949 人
新川温泉	3,529 人	2,698 人	2,797 人	2,600 人

### (4) 碧南市在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業

市内に住所があり、引続き3ヶ月以上ねたきり等の状態にある在宅高齢者又は認知症高齢者で、日常生活について常に介護を必要とする人に月額5,000円の手当を支給する制度です。(H12.4事業開始)

○利用状況

区分 \ 年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
ねたきり高齢者	113 人	138 人	168 人	179 人	165 人
認知症高齢者	21 人	39 人	42 人	45 人	42 人

### (5) 外国人福祉給付金支給事業

制度上無年金となっている外国人の重度心身障害者及び高齢者に対して在日外国人福祉給付金を支給する市単独事業です。(H6.4月開始)

※高齢者 10,000 円/月 障害者 20,000 円/月

### (6) 救急医療情報キット配布事業

単身高齢者及び高齢者世帯等に対し、かかりつけ医療機関関連情報、既往歴及び服用薬等の救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布することにより、救急時において市民の安全と安心の確保を図ります。(H26.3事業開始)

令和5年度末 配布人数 40人

## (7) 介護マーク配布

認知症の人等を介護している方が介護中であることを周囲に理解してもらうため使用する「介護マーク」を配布しています。

○利用状況

年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5
配布枚数	1枚	0枚	1枚	2枚	3枚

## (8) 認知症高齢者等見守りネットワーク事業

認知症により行方不明になるおそれのある高齢者等が行方不明になった際に、早期に発見できるように、本事業に協力をしている支え愛サポーターに電子メール等を配信し、行方不明者の情報を共有しています。(H26.3 事業開始)

また、民間事業者と協定を締結し、高齢者の安否確認、徘徊や虐待の早期発見、消費者被害の防止等について、連携して見守り活動を実施しています。(H29.3 事業開始)

市が保険契約者となり認知症高齢者等が、事故により法律上の賠償責任を負った場合に、保険金の支払を受けることができる事業を実施しております。(R2.10 事業開始)

令和5年度末 支え愛サポーター登録数 メール 876件 LINE 1,036件  
 高齢者事前登録数 173人  
 保険加入者数 147人  
 見守り協定締結事業者数 64社

	R3年度	R4年度	R5年度
検索メール配信件数(うち他市からの依頼件数) ※再送含む	16件(10件)	9件(7件)	5件(3件)
死亡発見・未発見数 ※市内ケースのみ	死亡1名	0名	0名

## 9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

介護保険は自分で選べるという「利用者本位」のしくみです。

高齢社会の進展により、介護を必要とする高齢者が増加する一方で、家庭における介護機能は低下してきています。こうした社会現象を背景に、「介護の問題」や「老後の不安」を解消するため高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月より介護保険制度が施行されました。

介護給付サービス、予防給付サービスに加え、地域密着型サービスや地域支援事業を創設し、地域包括支援センターの設置や介護予防、医療・介護の連携等により地域包括ケアシステムを推進しています。また、令和3年度の制度改正では新型コロナウイルスや大規模災害が発生する中で、感染症や災害への対応力強化を図るとともに、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら高齢者の自立支援・重症化防止の取組の推進、介護人材確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保に重きを置いて制度運営をすすめています。

### 1 要介護（要支援）認定・受給者状況

#### (1) 介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）

- ・碧南市から要介護（要支援）認定を受けた方は、サービスを利用できます。
- ・65歳以上の方には、1人に1枚ずつ保険証が交付されます。

○介護保険第1号被保険者数 (年度末現在の人数)

区 分	3年度	4年度	5年度
前期高齢者数(65～74歳)	8,446人	8,147人	7,945人
後期高齢者数(75歳以上)	9,013人	9,259人	9,467人
合 計	17,459人	17,406人	17,412人

#### (2) 要介護（要支援）認定

介護保険サービスを利用する本人や家族が要介護認定申請をすると、介護認定調査員の訪問調査と主治医意見書に基づき、碧南市介護認定審査会での審査を経て、要介護度が決まります。要介護度は介護の必要の程度が軽い要支援1から、必要の程度が



重い要介護5までの7段階に区分されています。

○要介護（要支援）認定者数（第1号被保険者）（年度末現在の人数）

区 分	3年度		4年度		5年度	
要支援1	449人	15.5%	436人	15.0%	459人	15.7%
要支援2	506人	17.4%	483人	16.6%	530人	18.1%
要介護1	498人	17.1%	513人	17.7%	500人	17.0%
要介護2	438人	15.1%	453人	15.6%	449人	15.3%
要介護3	414人	14.2%	390人	13.4%	390人	13.3%
要介護4	417人	14.4%	400人	13.8%	382人	13.0%
要介護5	184人	6.3%	229人	7.9%	224人	7.6%
合 計	2,906人	100%	2,904人	100%	2,934人	100%

### (3) 居宅介護（介護予防）サービス

在宅介護を中心とした居宅サービスを利用しようとする場合、要支援1、2と認定された人は、市内に3か所ある地域包括支援センター（地区により担当するセンターが決まっています）の職員と相談しながら計画を作成します。要介護1～5と認定された人は、居宅介護支援事業者に配置されたケアマネジャーと相談しながら計画を作成します。

○居宅介護（介護予防）サービス受給者数

区 分	3年度		4年度		5年度	
要支援1	236人	12.8%	209人	11.2%	216人	11.3%
要支援2	342人	18.6%	338人	18.2%	381人	19.9%
要介護1	375人	20.3%	409人	22.0%	410人	21.4%
要介護2	365人	19.8%	386人	20.7%	382人	20.0%
要介護3	245人	13.3%	235人	12.6%	246人	12.9%
要介護4	179人	9.7%	171人	9.2%	160人	8.4%
要介護5	102人	5.5%	113人	6.1%	117人	6.1%
合 計	1,844人	100%	1,861人	100%	1,912人	100%

(各年度 介護保険事業状況報告（3月サービス分より）)

## 9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

### (4) 地域密着型(介護予防)サービス

住み慣れた地域で要介護者等の生活を支えることを目的として、平成18年度より新たに設けられたサービスです。

#### ○地域密着型(介護予防)サービス受給者数

区 分	3年度	4年度	5年度
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	87人	90人	90人
小規模多機能型居宅介護	30人	28人	26人

(各年度 介護保険費実績(3月サービス分より))

### (5) 施設介護サービス

施設サービスを利用する場合には、入所・入院を希望する施設に直接申し込みます。

#### ○施設の種類の種類

どのような介護が必要かによって4種類の施設に分かれます。

- ・介護老人福祉施設 生活介護が中心
- ・介護老人保健施設 介護やリハビリが中心
- ・介護医療院 医療・介護が中心

#### ○施設介護サービス受給者数

区 分	3年度		4年度		5年度	
介護老人福祉施設	281人	60.2%	302人	63.3%	283人	62.1%
介護老人保健施設	163人	34.9%	151人	31.7%	151人	33.1%
介護医療院	23人	4.9%	24人	5.0%	22人	4.8%
合 計	467人	100%	477人	100%	456人	100%

(各年度 介護保険事業状況報告(3月サービス分より))

## 2 介護保険給付状況

サービス種類	区分	3年度	4年度	5年度
訪問介護	件数	4,649件	4,741件	4,903件
	支給額	316,163,269円	340,950,593円	361,802,454円
訪問入浴介護	件数	604件	603件	563件
	支給額	32,120,722円	31,562,896円	29,795,795円
訪問看護	件数	4,355件	4,629件	4,777件
	支給額	205,470,971円	204,294,691円	214,615,613円
訪問リハビリテーション	件数	1,122件	989件	966件
	支給額	31,989,253円	30,500,007円	30,146,093円
居宅療養管理指導	件数	3,753件	5,190件	6,616件
	支給額	22,297,537円	30,331,839円	37,696,216円
通所介護 (デイサービス)	件数	6,145件	6,442件	6,487件
	支給額	588,626,367円	605,050,562円	612,399,502円
通所リハビリテーション (デイケア)	件数	5,198件	5,044件	5,233件
	支給額	325,482,501円	300,049,658円	315,216,879円
短期入所生活介護 (ショートステイ 特別養護老人ホーム)	件数	1,504件	1,521件	1,550件
	支給額	163,314,099円	159,861,298円	161,200,074円
短期入所療養介護 (ショートステイ 老人保健施設)	件数	952件	1,051件	1,073件
	支給額	61,626,308円	70,348,498円	67,595,219円
短期入所療養介護 (ショートステイ 介護療養型医療施設)	件数	0件	0件	0件
	支給額	0円	0円	0円
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホームなど)	件数	264件	228件	202件
	支給額	41,694,529円	38,175,124円	33,278,548円
福祉用具貸与	件数	15,714件	16,161件	16,713件
	支給額	197,665,615円	204,749,572円	211,706,655円
福祉用具購入	件数	292件	314件	276件
	支給額	7,192,494円	7,977,041円	8,245,887円
地域密着型通所介護	件数	2,227件	2,310件	2,163件
	支給額	182,533,283円	181,771,461円	161,501,984円
認知症対応型通所介護	件数	11件	8件	12件
	支給額	1,585,625円	658,956円	1,243,931円
小規模多機能型居宅介護	件数	358件	357件	318件
	支給額	72,619,078円	75,781,610円	65,832,760円
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	件数	1,094件	1,076件	1,076件
	支給額	269,244,769円	271,272,977円	269,897,927円
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	件数	14件	12件	5件
	支給額	2,448,454円	2,162,941円	813,481円
看護小規模多機能型居宅介護	件数			13件
	支給額			3,115,797円
住宅改修	件数	208件	222件	211件
	支給額	17,910,363円	20,435,556円	18,662,959円
居宅介護支援 (ケアプラン作成費)	件数	21,201件	21,632件	21,764件
	支給額	243,839,120円	254,829,939円	264,461,804円
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	件数	3,262件	3,528件	3,486件
	支給額	883,943,977円	972,324,160円	961,994,794円
介護老人保健施設 (老人保健施設)	件数	1,965件	1,886件	1,845件
	支給額	584,792,775円	556,310,206円	553,274,056円
介護療養型医療施設 (療養型病床群など)	件数	0件	0件	2件
	支給額	0円	0円	363,696円
介護医療院	件数	254件	229件	262件
	支給額	92,150,955円	86,520,419円	101,666,519円
高額介護サービス費	件数	7,330件	7,279件	7,589件
	支給額	96,596,843円	93,312,477円	97,105,411円
高額医療合算介護サービス費	件数	424件	428件	473件
	支給額	11,861,480円	12,263,797円	13,987,374円
特定入所者介護サービス費	件数	2,646件	2,682件	2,549件
	支給額	91,798,539円	85,237,796円	76,472,994円
審査支払手数料	件数	74,622件	77,599件	79,982件
	支払額	2,585,641円	2,688,793円	2,771,366円
合計	件数	160,168件	166,161件	171,109件
	支給額	4,547,554,567円	4,639,422,867円	4,676,865,788円

※現物給付分は3月から2月の利用分、償還払いは4月から3月の支給決定分の合計額

## 9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

### 3 介護保険料

#### (1) 65歳以上の方の保険料の算定方法

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。基準額は3年ごとに見直しされます。

区分	対 象 者	保険料率 年額 (月額)
		令和6年度～令和8年度
第1 段階	市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者 生活保護受給者 市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額とその他の 合計所得金額との合計が80万円以下の方	基準額×0.20 13,440 円 (1,120 円)
第2 段階	市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額とその他の 合計所得金額との合計が80万円を超え120万円以 下の方	基準額×0.40 26,880 円 (2,240 円)
第3 段階	市町村民税世帯非課税で第1段階または第2段階に該 当しない方	基準額×0.65 43,680 円 (3,640 円)
第4 段階	市町村民税本人非課税で公的年金等収入額とその他 の合計所得金額との合計が80万円以下の方	基準額×0.85 57,120 円 (4,760 円)
第5 段階	市町村民税本人非課税で第4段階に該当しない方	基準額×1.00 67,200 円 (5,600 円)
第6 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円未満 の方	基準額×1.20 80,640 円 (6,720 円)
第7 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準額×1.30 87,360 円 (7,280 円)
第8 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.50 100,800 円 (8,400 円)
第9 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	基準額×1.70 114,240 円 (9,520 円)
第 10 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方	基準額×1.90 127,680 円 (10,640 円)
第 11 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	基準額×2.10 141,120 円 (11,760 円)
第 12 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	基準額×2.30 154,560 円 (12,880 円)
第 13 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が720万円以上 800万円未満の方	基準額×2.40 161,280 円 (13,440 円)
第 14 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が800万円以上 900円未満の方	基準額×2.50 168,000 円 (14,000 円)

## 9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

第 15 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が900万円以上 1,000万円未満の方	基準額×2.60 174,720 円 (14,560 円)
第 16 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が1,000万円 以上1,500万円未満の方	基準額×2.70 181,440 円 (15,120 円)
第 17 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が1,500万円 以上の方	基準額×2.80 188,160 円 (15,680 円)

◇公費投入により1～3段階の方の保険料を軽減しております。

### (2) 保険料の納め方

#### ア 特別徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金を年間18万円以上受給している人は、年金から天引きされます。（年度の途中で資格を取得した人は、概ね8か月後から天引きになります。）

#### イ 普通徴収

特別徴収に該当しない人は、偶数月ごとに納付書（又は口座振替）により納めていただきます。

## 9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

### ○介護保険料収納状況

区 分		3年度	4年度	5年度
調定額	現年度特別徴収	1,098,397,039円	1,095,944,275円	1,090,769,785円
	現年度普通徴収	72,896,491円	76,174,959円	84,078,130円
	滞納繰越分	4,069,979円	4,544,589円	5,842,304円
	総 額	1,175,363,509円	1,176,663,823円	1,180,690,219円
収入額	現年度特別徴収	1,099,405,022円	1,096,968,910円	1,090,769,785円
	現年度普通徴収	69,790,971円	72,657,816円	79,738,033円
	滞納繰越分	1,974,781円	1,523,012円	2,275,227円
	総 額	1,171,170,774円	1,171,149,738円	1,172,783,045円
収納率	現年度特別徴収	100.1%	100.1%	100.0%
	現年度普通徴収	95.7%	95.4%	94.8%
	滞納繰越分	48.5%	33.5%	38.9%
	総 額	99.6%	99.5%	99.3%
不納欠損額	現年度特別徴収	0円	0円	0円
	現年度普通徴収	0円	0円	0円
	滞納繰越分	753,854円	751,555円	1,061,969円
	総 額	753,854円	751,555円	1,061,969円
未収額	現年度特別徴収	-1,007,983円	-1,024,635円	0円
	現年度普通徴収	3,105,520円	3,517,143円	4,340,097円
	滞納繰越分	1,341,344円	2,270,022円	2,505,108円
	総 額	3,438,881円	4,762,530円	6,845,205円
還付未済額	現年度特別徴収	1,007,983円	1,024,635円	2,254,060円
	現年度普通徴収	105,731円	40,299円	454,229円
	滞納繰越分	0円	0円	5,480円
	総 額	1,113,714円	1,064,934円	2,713,769円

### 4 介護保険低所得者対策

低所得のために生計が困難な人を対象に介護保険料の減免と介護サービス利用料の助成を行っています。

#### (1) 介護保険料減免制度

○対象者 ア 保険料段階が1段階・2段階の人で世帯収入が年収80万円以下、又は世帯収入が年収120万円以下で、生活が困窮している人（世帯員が1人増えるごとに40万円加算）

イ 世帯の生計を主として維持する人の前年所得金額が300万円以下で

## 9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

あり、当該年中の所得が著しく減少すると認められる人

ウ 震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた人

エ 特別な理由（コロナ減免等）

※コロナ減免は令和4年度末で廃止

○減免額 ア 保険料段階が1段階の人は2分の1、2段階の人は3分の1

イ 所得減少の場合は2分の1

ウ 災害減免の場合は損害の額に応じて8分の1～全額

エ コロナ減免の場合は10分の8又は全額

※コロナ減免 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が収入減少や死亡した等した者に対し、保険料の減免を行う。

○介護保険料減免状況

(人数は減免対象の実人数、金額は減免額)

区 分		3年度		4年度		5年度	
災害損失		2人	26,500円	6人	434,600円	0人	0円
所得減少		1人	1,060円	0人	0円	1人	16,400円
生活困窮	収入80万円以下	1人	4,240円	0人	0円	0人	0円
	収入120万円以下	2人	16,960円	2人	11,306円	3人	19,140円
特別な理由		0人	0円	0人	0円	0人	0円
コロナ減免		3年度分 15人	780,086円	4年度分 11人	580,615円		
合 計		21人	828,846円	19人	1,026,521円	4人	35,540円

### (2) 介護サービス利用料助成制度

○対象者 介護保険料減免対象者と同じ（法令の規定により助成を受ける人を除く。）

○助成額 介護保険料段階が1段階の人は2分の1、2段階の人は3分の1

○介護サービス利用料助成状況

(人数は助成対象の実人数、金額は助成額)

区 分	3年度		4年度		5年度	
収入80万円以下の生活困窮者	0人	0円	0人	0円	0人	0円
収入120万円以下の生活困窮者	0人	0円	0人	0円	0人	0円
合 計	0人	0円	0人	0円	0人	0円

## 9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

### 5 地域支援事業

介護保険被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度から創設されました。

介護保険制度改正により、平成29年4月からいつまでも元気で暮らすための施策として介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

#### ○令和6年度の地域支援事業一覧

地域支援事業名		事業内容		担当課	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	予防専門型	高齢介護課	
			家事援助型		
		通所型サービス	予防専門型		
			運動器中心型		
			ミニデイ型		
	介護予防ケアマネジメント				
	一般介護予防事業	対象者把握事業	地域調査事業	75歳介護予防調査 介護予防相談	高齢介護課 健康課
		介護予防普及啓発事業	健康教育事業	すこやか健康教室 おたっしや大学	高齢介護課 健康課 東部市民プラザ
			筋トレルーム 60運営事業	3会場にて実施 ・東部市民プラザ ・あおいパーク ・水上スポーツセンター	
			介護予防普及啓発事業	陶芸教室 健康測定会	
地域介護予防活動支援事業		機能訓練事業	遊友の会		
		介護予防サポーター育成事業			
地域リハビリテーション活動支援事業			高齢介護課		
包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	介護予防支援事業		高齢介護課	
		総合相談支援業務			
		権利擁護業務			
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			
	在宅医療介護連携推進事業		高齢介護課		
	認知症総合支援事業		高齢介護課		
	生活支援体制整備事業		高齢介護課		
任意事業	介護給付費適正化事業	介護保険サービス確認通知事業		高齢介護課	
	家族介護支援事業	徘徊高齢者家族支援サービス事業		高齢介護課	
	地域自立生活支援事業	一般高齢者配食サービス事業		高齢介護課	
		介護相談員派遣事業			
	住宅改修支援事業	住宅改修支援事業		高齢介護課	
	認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成事業		高齢介護課	

## 1 国民健康保険制度

### (1) 国民健康保険（国保）

国保とは、もしものときの病気やけがの治療による経済的負担を軽減するため、皆さんでお金を出し合い、治療費に充てる相互扶助(助け合い)の制度です。

### (2) 加入者（被保険者）

職場の健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人や、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保に加入します。

### (3) 国保の給付内容

主な給付は、次のとおりです。

給 付	内 容
① 医療費	病院などで保険証を提示することによって、一部負担金（2割または3割）を窓口で支払うだけで医療が受けられます。（残りは国保が負担します。）
② 療養費	いったん全額支払うこととなりますが、申請し審査で決定すれば、7～8割があとから払い戻されます。（治療用装具・海外療養費などの費用）
③ 高額療養費	同一の月に同じ病院で支払った自己負担金額が高額になったとき、基準額を超えた分を高額療養費として支給します。70歳以上は外来（個人ごと）、外来・入院（世帯ごと）で支給します。そのほか世帯合算、多数該当、年間合算などの特例があります。
④ 高額医療・高額介護合算療養費	世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、1年間（毎年8月～7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給します。
⑤ 出産育児一時金	被保険者が出産したとき、488,000円が支払われます。 （産科医療補償制度に該当する場合は12,000円を加算） ※金額は令和6年4月1日現在です。
⑥ 葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に50,000円が支払われます。 ※金額は令和6年4月1日現在です。
⑦ 健康診査助成金	市保健センターでの生活習慣病予防健診の自己負担料金を一部助成します。

# 10 国民健康保険

(担当 国保年金課国保係)

## ◎国保加入状況の推移

(3月31日現在)

区分 年度別	全 市		被保険者数		加 入 率	
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人数 (人)	世帯 (%)	被保険者数 (%)
元年度	29,297	73,180	8,232	13,853	28.1	18.9
2年度	29,498	72,765	8,369	13,839	28.3	19.0
3年度	29,765	72,756	8,217	13,362	27.6	18.3
4年度	30,020	72,459	7,931	12,749	26.4	17.5
5年度	30,374	72,382	7,742	12,207	25.4	16.8

## (4) 国民健康保険税 (国保税)

医療費の支払いは国などからの補助金を差し引いた残りを、皆さんが納める国保税で賄っています。

### ◎国保税の決め方

- ・前年の所得、加入者の人数などをもとに計算します。
- ・年度の途中で加入・脱退した場合、保険税は月割りで計算します。
- ・国保に加入している40歳から64歳までの人（介護保険第2号被保険者）は、医療分に介護分をあわせた金額を保険税として納めていただきます。
- ・令和6年度の碧南市国民健康保険税の税率は次のとおりです。

保 険 税 の 項 目		保険税の税率等		
		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
①所得割	被保険者の所得申告に基づく課税所得金額	6.7%	2.4%	1.9%
②均等割	被保険者1人当りの金額	29,900円	11,400円	10,700円
③平等割	1世帯当りの金額	19,700円	7,500円	5,400円
年 税 額	1年間（4月～3月）の税額 （100円未満切捨て）	①+②+③	①+②+③	①+②+③
賦課限度額	年税額の賦課最高額	650,000円	240,000円	170,000円

◎国保税・・・税率（按分率）の推移

年度別	区分	所得割 (%)		均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (千円)
元年度	医療	5.6		24,400	17,500	610
	支援	1.8		9,300	6,500	190
	介護	1.2		8,400	4,300	160
2年度	医療	5.6		24,400	17,500	630
	支援	1.8		9,300	6,500	190
	介護	1.2		8,400	4,300	170
3年度	医療	5.6		24,400	17,500	630
	支援	1.8		9,300	6,500	190
	介護	1.2		8,400	4,300	170
4年度	医療	5.7		24,600	17,600	650
	支援	1.9		9,500	6,600	200
	介護	1.5		9,300	4,800	170
5年度	医療	6.0		26,700	18,000	650
	支援	2.0		9,700	6,600	220
	介護	1.8		10,600	5,400	170

◎1人当たり医療費と国保税の状況

年度別	医療費(円)	前年比(%)	国保税(円)	前年比(%)
元年度	332,950	104.78	106,471	102.39
2年度	327,857	98.47	104,244	97.90
3年度	349,700	106.66	103,441	99.22
4年度	362,111	103.55	106,693	103.14
5年度	393,216	108.59	113,706	106.57

※ 国保税は調定額ベースで記載。医療費は3月～2月診療ベースで記載

(5) 前期高齢者医療

70歳以上の方は、75歳になるまで高齢受給者証が交付されますので医療を受けるときは、保険証と一緒に忘れずに提示してください。窓口負担割合は2割または3割となります。

# 1 1 福祉医療

(担当 国保年金課医療係)

## 1 福祉医療

### (1) 障害者医療費の助成（一部県費補助 1 / 2）

障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、心身障害者に医療費の自己負担額を助成しています。また、市独自の制度で精神障害者を対象に医療費助成を実施しています。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
<p>1 障害者</p> <p>以下の(1)～(4)の全てに該当する人</p> <p>(1) 本市に住所を有する人</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する人</p> <p>(ア) 身体障害者手帳 1～3 級、4 級の認定を受けた腎臓機能障害及び 4～6 級の認定を受けた進行性筋萎縮症の人</p> <p>(イ) 療育手帳「A」又は「B」（知能指数 50 以下）の知的障害者</p> <p>(ウ) 自閉症状群と診断された人</p> <p>(3) 各種健康保険に加入している人</p> <p>(4) 生活保護を受けていない人</p>	<p>1 医療給付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内は現物給付（医療機関での支払い不要）</li> <li>・ 県外は現金償還（医療機関での支払い後、市へ申請が必要）</li> </ul> <p>2 助成額</p> <p>健康保険が適用される場合の自己負担額を助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の場合は保険証に受給者証を添えて医療機関窓口に提出する。</li> <li>・ 県外の場合や補装具については医療機関窓口で支払った後、市へ申請する。</li> </ul>	<p>1 受給資格を証明する次の(1)～(3)のいずれかのもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳</p> <p>(2) 療育手帳</p> <p>(3) 自閉症状群と診断された診断書</p> <p>2 保険証</p> <p>3 印鑑</p>
<p>2 戦傷病者</p> <p>以下の(1)～(5)の全てに該当する人</p> <p>(1) 本市に住所を有する人</p> <p>(2) 戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳所持者</p> <p>(3) 各種健康保険に加入している人</p> <p>(4) 生活保護や障害者医療費等の助成を受けていない人</p> <p>(5) 所得制限あり</p>	<p>1 医療給付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内は現物給付</li> <li>・ 県外は現金償還</li> </ul> <p>2 助成額</p> <p>健康保険が適用される場合の自己負担額を助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の場合は保険証に受給者証を添えて医療機関窓口に提出する</li> <li>・ 県外の場合や補装具については医療機関窓口で支払った後、市へ申請する。</li> </ul>	<p>1 戦傷病者手帳</p> <p>2 保険証</p> <p>3 印鑑</p> <p>4 所得証明書（転入者のみ）</p>

# 1 1 福祉医療

(担当 国保年金課医療係)

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
<p>3 精神障害者</p> <p>以下の(1)～(4)の全てに該当する人</p> <p>(1) 本市に住所を有する人</p> <p>(2) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する人</p> <p>(ア) 精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する人</p> <p>(イ) 精神障害の入院診療(同意入院)を受けている人</p> <p>(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号(自立支援医療)の医療を受けている人</p> <p>(3) 各種健康保険に加入している人</p> <p>(4) 措置入院や生活保護又は他の医療費助成を受けていない人</p>	<p>1 医療給付方法</p> <p>(1) 左記(ア)(ウ)の人 県内は現物給付 県外は現金償還</p> <p>(2) 左記(イ)の人 県内、県外ともに現金償還</p> <p>2 助成額</p> <p>(1) 左記(ア)の人 入院・通院共に健康保険が適用される場合の自己負担額を助成</p> <p>(2) 左記(イ)の人 健康保険が適用される場合の自己負担額の半額を助成</p> <p>(3) 左記(ウ)の人 自立支援医療が適用される精神科通院で健康保険が適用される場合の自己負担額を助成</p>	<p>1 左記1(1)の人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の場合は保険証に受給者証を添えて医療機関窓口へ提出する。</li> <li>・ 県外の場合は医療機関窓口で支払った後、国保年金課へ申請する。</li> </ul> <p>2 左記1(2)の人 入院後、速やかに市へ申請する(入院した当月中の申請であれば入院日から、翌月以降は申請月頭から助成対象)。</p>	<p>1 受給資格を証明する次の(1)～(3)のいずれかのもの</p> <p>(1) 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>(2) 精神科の医師の診断書</p> <p>(3) 自立支援医療受給者証(精神通院)</p> <p>2 保険証</p> <p>3 印鑑</p> <p>4 本人名義の預金通帳 (精神障害の入院診療(同意入院)の場合)</p>

〈対象者推移〉

【戦傷病者については、平成16年度より対象者なしのため省略】

区分	年度	年度末受給者 人	一人当たりの支出額 円	支出額(扶助費) 千円
障害者	令和元年度	802	189,020	151,594
	令和2年度	802	188,921	151,515
	令和3年度	818	181,253	148,265
	令和4年度	805	184,136	148,230
	令和5年度	828	176,741	146,341
精神障害者	令和元年度	970	60,516	58,701
	令和2年度	1,081	55,352	59,836
	令和3年度	1,115	60,904	67,908
	令和4年度	1,155	64,586	74,597
	令和5年度	1,187	70,515	83,701

# 1 1 福祉医療

(担当 国保年金課医療係)

## (2) 元気っ子医療費の助成 (一部県補助 1/2)

昭和48年4月から乳幼児の福祉増進のため0歳児～3歳未満児に実施し、平成16年4月1日からは未就学児までを医療費助成の対象としていました。

その後、少子化対策の一環として、平成19年4月1日より通院を小学校卒業まで、入院は中学校卒業まで対象年齢を引き上げ、平成20年10月1日からは通院・入院共に中学校卒業まで拡大しました。令和4年4月1日からは、入院は18歳到達後の3月末まで対象年齢を引き上げています。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
以下の(1)～(5)の全てに該当する人 (1) 本市に住所を有する人 (2) (ア)通院は中学校卒業の3月31日まで (イ)入院は18歳到達後の3月31日まで (3) 各種健康保険に加入している人 (4) 生活保護を受けていない人 (5) 他の医療制度を受給していない人	1 医療給付方法 (1) 中学校卒業まで(入院・通院)の人 県内は現物給付 県外は現金償還 (2) 高校生世代(入院)の人は現金償還 2 助成額 健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の場合は、保険証に受給者証を添えて医療機関窓口へ提出する。</li> <li>県外の場合や補装具については医療機関窓口で支払った後、市へ申請する。</li> </ul>	1 該当する子どもの氏名の記載のある保険証 2 印鑑

〈対象者推移〉

年度	区分	年度末受給者人	一人当たりの支出額※ 円	支出額(扶助費) 千円
	令和元年度	(中学生以下)	10,292	34,897
令和2年度	( 〃 )	10,011	30,746	307,803
令和3年度	( 〃 )	9,944	35,221	350,242
令和4年度	中学生以下	9,845	35,993	354,355
	高校生等	2,310	70,048	1,681
令和5年度	中学生以下	9,633	42,026	404,833
	高校生等	2,272	79,243	1,426

※中学生以下は受給者一人当たり、高校生等は診療件数1件当たりの平均額

(3) 母子家庭等医療費の助成 (県補助 1/2)

母子家庭の母、父子家庭の父及び児童の健康増進を図るため、医療費の助成を次のとおり実施しています。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
以下の(1)～(5)の全てに該当する人 (1) 本市に住所を有する人 (2) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する人 (ア) 18歳到達年度終了前の児童を扶養する母子家庭の母及び父子家庭の父 (イ) 母子家庭の母及び父子家庭の父に扶養される18歳到達年度終了前の児童 (ウ) 父母のいない18歳到達年度終了前の児童 (エ) 障害(身障手帳1又は2級程度)の父(もしくは母)の被扶養者になっている母(もしくは父)と児童 (3) 前年度の所得状況が児童扶養手当の所得制限(一部支給)枠内の人 (4) 各種健康保険に加入している人 (5) 生活保護を受けていない人	1 医療給付方法 県内は現物給付 県外は現金償還  2 助成額 健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の場合は、保険証に受給者証を添えて医療機関窓口へ提出する。</li> <li>・ 県外の場合や補装具については、医療機関窓口で支払った後、市へ申請する。</li> </ul>	1 保険証 2 印鑑 3 所得証明書(転入者のみ)

〈対象者推移〉

年度	区分	年度未受給者人	一人当たりの支出額円	支出額(扶助額)千円
令和元年度		1,136	35,189	39,975
令和2年度		1,116	34,502	38,501
令和3年度		1,057	38,395	40,584
令和4年度		1,052	42,017	44,202
令和5年度		1,037	40,644	42,148

# 1 1 福祉医療

(担当 国保年金課医療係)

## (4) 後期高齢者福祉医療費（マル福）給付制度（一部県補助1/2）

後期高齢者医療加入者で、下記に該当する人について、医療費の助成を実施します。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
後期高齢者医療加入者のうち、次の(ア)～(ク)のいずれかに該当する人 (ア) 障害者医療の受給資格要件に該当する人 (イ) 戦傷病者医療の受給資格要件に該当する人 (ウ) 母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人 (エ) 精神障害者医療の受給資格要件に該当する人 (オ) 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者 (カ) 結核予防法第19条の規定による命令患者および同法第20条の規定による命令入所患者と同等の要件を有する愛知県知事等が認めた人 (キ) 主たる生計維持者が市民税非課税で、親族から経済的援助等を受けていない、3か月以上ねたきりの人 (ク) 市民税非課税かつ親族から経済的援助等を受けていない、1人暮らしの人	1 医療給付方法 (1) 対象者(エ)のうち精神科で入院している場合は、県内、県外ともに現金償還 (2) 上記(1)以外の場合、県内は現物給付、県外は現金償還  2 助成額 (1) 対象者(エ)のうち精神科で入院している場合は、健康保険が適用される場合の自己負担額の半額を助成 (2) 上記(1)以外の場合、健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	左記 1(1)の場合、入院後、速やかに市へ申請する（入院した当月中の申請であれば入院日から、翌月以降は申請月頭から助成対象）  左記 1(2)の場合、県内の場合は健康保険者証に受給者証を添えて医療機関窓口へ提出する。  県外で受診した場合や補装具については医療機関窓口で支払った後、市へ申請する。	1 保険証 2 印鑑 3 受給資格を証明する次のいずれかのもの 対象者(ア)に該当する人 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・自閉症状群と診断された診断書 対象者(イ)に該当する人 ・戦傷病者手帳 対象者(エ)のうち精神障害者保健福祉手帳1又は2級に該当する人 ・精神障害者保健福祉手帳 対象者(エ)のうち精神科で入院している人 ・精神科の医師の診断書 ・本人名義の預金通帳 対象者(エ)のうち自立支援医療を受けている人 ・自立支援医療受給者証（精神通院）

〈対象者推移〉

区分 年度	年度末受給者 人	一人当たりの支出額 円	支出額（扶助額） 千円
令和元年度	1,233	115,913	142,921
令和2年度	1,229	103,930	127,730
令和3年度	1,222	105,887	129,395
令和4年度	1,197	106,972	128,045
令和5年度	1,235	108,645	134,176

# 1 1 福祉医療

(担当 国保年金課医療係)

## 後期高齢者福祉医療費受給者内訳

(単位：人)

	障害者 医療	精神障害 者(手帳 1又は2 級所持)	自立支援 医療(精 神通院)	精神科 入院	非課税 ねたきり	非課税 ひとり 暮らし	計
令和元年度	950	81	50	9	17	126	1,233
令和2年度	956	85	49	10	12	117	1,229
令和3年度	941	88	48	16	13	116	1,222
令和4年度	923	89	44	18	11	112	1,197
令和5年度	926	95	45	9	20	140	1,235

※戦傷病者医療、母子家庭医療、措置入院、結核予防法 の該当者はなし

# 1 1 福祉医療

(担当 国保年金課医療係)

## 2 未熟児養育医療給付（国補助 1/2、県補助 1/4）

母子保健法第 20 条の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児（出生時体重 2,000 グラム以下）に対し、その養育に必要な医療（入院治療）の給付を行う制度です。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
市内に住所を有する人が保護しており、医師が養育医療（入院治療）を必要と認めた未熟児 （次の(1)、(2)のいずれかに該当） (1) 出生時の体重が 2,000 グラム以下 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のア～オに掲げるいずれかの症状がある ア 一般状態において、次のいずれかの症状がある (ア) 運動不安又はけいれん (イ) 運動が異常に少ない イ 体温が摂氏 34 度以下 ウ 呼吸器、循環器系において、次のいずれかの症状がある (ア) 強度のチアノーゼが持続又はチアノーゼ発作を繰り返す (イ) 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にある又は毎分 30 以下 (ウ) 出血傾向が強い エ 消化器系において、次のいずれかの症状がある (ア) 生後 24 時間以上排便がない (イ) 生後 48 時間以上嘔吐が持続している (ウ) 血性吐物又は血性便がある オ 生後数時間以内に黄疸が現れるか、異常に強い黄疸がある	1 医療給付方法 県内、県外関わらず現物給付  2 助成額 養育医療（入院治療）に対する医療経費全額（食事療養費を含む）  ※ただし、健康保険の対象外経費（容器代、差額ベッド代、文書料等）や認定された疾病以外の経費は対象とならない	市へ申請し、給付決定後、市が発行した養育医療券を指定養育機関に提出する。	1 養育医療給付申請書・世帯調書 2 養育医療意見書（医師の意見書） 3 申出書 4 同意書 5 健康保険証 6 所得を証する書類（転入者のみ） 7 印鑑  * 指定養育医療機関と相談の上、申請のこと

〈対象者推移〉

年度	区分	年間受給者 人	一人当たりの支出額 円	支出額（扶助額） 千円
令和元年度		24	256,504	6,156
令和2年度		18	327,611	5,897
令和3年度		20	225,247	4,505
令和4年度		12	202,572	2,431
令和5年度		16	254,213	4,067

1 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度

平成20年4月1日より、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」へと全面的に改正され、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度が開始されました。なお、運営主体となる保険者は全市町村が加入する都道府県後期高齢者医療広域連合です。

(1) 対象者の範囲

ア 75歳以上の方

イ 65歳以上の一定程度の障害があると認定された方

※一定の障害とは、主に身体障害者手帳1～3級、同4級（音声・言語、下肢1・3・4号）、療育手帳A判定、精神障害者手帳1・2級を持っている方です。

(2) 給付内容

主な給付は、次のとおりです。

給 付	内 容
① 医療費	病院などで保険証を提示することにより、1割、2割、3割のいずれかの自己負担割合で医療が受けられます。なお、令和4年10月より2割の負担割合が新設されています。
② 療養費	いったん全額支払うこととなりますが、申請し審査で決定すれば、自己負担割合を除いた部分があとから払い戻されます。（補装具・海外療養費などの費用）
③ 高額療養費	同一の月に支払った医療費の自己負担金額が高額になったとき、基準額を超えた分を高額療養費として支給します。そのほか世帯合算、多数該当、年間合算などの特例があります。
④ 高額介護合算療養費	同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が、1年間（毎年8月～7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。
⑤ 葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に50,000円が支払われます。
⑥ 健康診査費	市保健センターや市内健診実施医療機関での特定健康診査等を無料で受診することができます。

## 1 2 後期高齢者医療保険

(担当 国保年金課医療係)

### (3) 保険料の算定方法

保険料は被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。なお、保険料を計算する保険料率は2年ごとに改定されます。

#### 令和6・7年度の保険料率

所得割額

$(\text{所得金額} - \text{基礎控除額}) \times 11.13\% \text{ ※1}$

+

均等割額

被保険者1人あたり53,438円

= 保険料 (年額・限度額80万円) ※2

※1 所得101万円以下の方の令和6年度の所得割率は10.4%

※2 令和6年度に新たに75歳に到達する人を除き、限度額は73万円

### (4) 低所得者対策

ア 世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、均等割額を軽減しています。

均等割額軽減率	要件
7割軽減	世帯の所得金額の合計が <b>43万円以下の世帯</b> ただし、世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者が2名以上いる場合は、 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯
5割軽減	世帯の所得金額の合計が <b>43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数)以下の世帯</b> ただし、世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者が2名以上いる場合は、 43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯
2割軽減	世帯の所得金額の合計が <b>43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数)以下の世帯</b> ただし、世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者が2名以上いる場合は、 43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯

## 1 2 後期高齢者医療保険

(担当 国保年金課医療係)

### イ 保険料の減免

以下のいずれかに該当し、保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免が認められることがあります。

(ア) 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合

(イ) 事業の休廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合

### (5) 後期高齢者医療制度 対象者推移

年度 \ 区分	年度末被保険者 人	一人当たりの 医療給付費 円	医療給付費 千円
令和元年度	9,165 (342)	795,759	7,293,131
令和2年度	9,135 (349)	772,664	7,058,285
令和3年度	9,265 (339)	799,439	7,406,806
令和4年度	9,487 (323)	785,466	7,451,717
令和5年度	9,671 (303)	826,181	7,990,000

※被保険者（ ）内は一定程度の障害のある前期高齢者の数。

※医療給付費は広域連合が負担した医療費（被保険者の自己負担分は含まない）。

## 1 3 国民年金

(担当 国保年金課年金係)

### 1 国民年金

国民年金は、自営業者、会社員及びその配偶者などすべての国民を対象として、老齢・障害・死亡について、すべての国民に共通する『基礎年金』の給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

#### (1) 拠出年金 令和6年度

対象者 20歳以上60歳まで（60歳から65歳任意加入）で日本国内に住所を有する人

定 額 定額保険料……月額 16,980円

付 加 付加保険料……月額 400円（任意加入）

(国民年金法による給付)

年金の種類	年金額	備 考
老齢基礎年金	816,000円  付加年金	<ul style="list-style-type: none"><li>● 老齢基礎年金は、20歳から60歳に達するまでの40年間、すべての期間、保険料を納付した人に816,000円が支給されます。保険料納付済期間が40年に不足する場合は、不足する期間に応じて減額されます。</li><li>● 付加年金は、付加保険料の納付月数に200円を乗じた額が、支給年額に加算されます。</li></ul>
障害基礎年金	1級 1,020,000円 2級 816,000円 子2人目まで1人につき 234,800円加算 子3人目から1人につき 78,300円加算	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国民年金加入中(または老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住中)や20歳前の病気やけがによって障害等級表(1級・2級)に定める障害の状態になった場合に支給されます。</li><li>● ただし、初診日の前日において、初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間と保険料免除期間が合算して3分の2以上あることが必要です。(初診日が令和8年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています。)</li></ul>

# 13 国民年金

(担当 国保年金課年金係)

<p>遺族基礎年金</p>	<p>配偶者の受ける遺族基礎年金 基本額816,000円 子2人目まで1人につき 234,800円加算 子3人目から1人につき 78,300円加算</p> <p>子の受ける遺族基礎年金 次の金額を子の数で割った額 が、1人あたりの額です。</p> <p>816,000円+2人目以降の子の 加算額</p> <p>2人目の子の加算額 234,800円 3人目以降の子の加算額 各78,300円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格（原則として25年）を満たした方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子のある夫」、「子」に子が18歳に達する年度末（3月）になるまで（1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで）支給されます。</li> <li>● ただし、被保険者期間のうち、保険料納付期間と保険料免除期間が合算して3分の2以上あることが必要です。（死亡日が令和8年3月31日までにある場合は、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています。）</li> </ul>
<p>寡婦年金</p>	<p>夫が受ける予定の老齢基礎年金の4分の3 (60歳～65歳)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。</li> </ul>
<p>死亡一時金</p>	<p>納付期間により 120,000円～ 320,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に1回のみ支給されます。</li> </ul>

## (2) 特別障害給付金制度

### 対象者

- ア 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- イ 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった2号被保険者の配偶者であって、任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在、国民年金の障害基礎年金1級又は2級に該当する人。

### 支給額 令和6年度

- 障害基礎年金1級に該当する人・・・月額 55,350円
- 障害基礎年金2級に該当する人・・・月額 44,280円

## 1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

### 1 成人保健事業

#### (1) 健康診査

##### ①生活習慣病予防健診

市民の方の健康管理に役立てていただけるよう、保健センター等で実施しております。

##### ア 生活習慣病予防健診の種類

コース別	対象	5年度実施回数	自己負担 料金
Aコース	18歳以上	水・木曜日 午前 Aコース 28回/年 Bコース 75回/年 Cコース 75回/年 Eコース 81回/年	2,000円
Bコース (準総合健診)	18歳以上		5,000円
Cコース (総合健診)	30歳以上		8,000円
Eコース (腹部超音波検査)	18歳以上		3,000円
婦人総合健診	20歳以上女性	金曜日 午後 6回/年	2,900円
乳がん検診	20歳以上女性	地区巡回 午前・午後 15回/年	1,400円
前立腺がん検診	50歳以上男性	A・B・Cコースと同日 午前 59回/年	1,000円
胃がんリスク検査	18歳以上 65歳未満	A・B・Cコースと同日 午前 35回/年	1,500円
骨粗しょう症検診	18歳以上	A・B・C・Eコース時、婦人総合健診時、2歳4か月児歯科健診時 89回/年	500円
成人歯科健診	18歳以上	木曜日 午前 12回/年	無料
脳ドック検診	40歳以上	3期(医療機関委託)	10,000円

各コースの検査費用一部、市の負担により実施しております。市内在住の40歳の方は無料で、50歳の方には半額にて健診を実施します。(年度末年齢)

B・Cコースは、土曜日健診を年に1回、女性専用日を(乳がん・子宮頸がん検診をB・Cコースに追加)を16回実施しています。

# 1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

## イ コース別検査内容

コース別 検査内容	A コース	B コース	C コース	E コース	婦人総合健診	乳がん検診	前立腺がん検診	胃がんリスク検査	骨粗しょう症検診	成人歯科健診	脳ドック検診
尿検査	○	○	○		○						
内科診察		○	○								
問診	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身体測定	○	○	○	○	○						
視力測定	○	○	○		○						
血圧測定	○	○	○		○						
血液学検査	○	○	○		○						
血液生化学検査	○	○	○								
前立腺特異抗原検査							○				
聴力検査		○	○								
心電図検査		○	○								
肺機能検査		○	○								
眼圧検査		○	○								
眼底検査		○	○								
胸部X線検査	○	○	○								
胃部X線検査			○								
便潜血反応検査		○	○								
血清ペプシノーゲン検査								○			
ピロリ菌抗体検査								○			
子宮頸部細胞診・内診					○						
超音波検査				○ 腹部					○ かかと		
乳房視触診・乳房X線検査					○	○					
口腔内診査										○	
頭部MR I・MRA											○
頸椎MR I											※
VSRAD											※

※は選択項目

## 1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

### ウ コース別受診の状況

単位：人

コース別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
Aコース	70	74	55	73	52
Bコース	769	635	692	746	773
Cコース	1,219	977	1,031	1,071	963
Eコース	1,077	927	1,090	1,129	1,061
子宮頸がん検診	732	508	609	596	554
乳がん検診	1,326	920	1,026	898	813
前立腺がん検診	349	289	296	320	313
胃がんリスク検査	96	89	88	79	54
骨粗しょう症検診	363	275	276	303	307
成人歯科健診	102	77	86	93	85
脳ドック検診	198	133	163	142	189

※令和2年度 感染拡大防止のため、生活習慣病予防健診4月15日分から6月末分中止、成人歯科健診4・5月中止、脳ドック検診前期中止

### ②健康診査事業（医療機関委託）

#### ア 特定健康診査等

平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査等を実施しています。

主な項目…問診、身体測定、理学的検査、血圧測定、検尿、血液生化学検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、クレアチニン、アルブミン、尿酸)、肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)、血糖検査、ヘモグロビンA1c検査等、必要者には心電図検査、眼底検査、貧血検査、乳腺触診(70歳以上女性)

自己負担額…免除

対象者…碧南市国民健康保険加入者で40歳から74歳までの方及び後期高齢者医療広域連合加入者、生活保護法による被保護世帯に属する40歳以上の方

#### イ 肝炎ウイルス検診

問診、HBs抗原、HCV抗体、HCV-RNA

自己負担額……………免除

対象者……………過去に肝炎検査を受けたことのない40歳以上の方

#### ウ 胃がん検診

問診、胃エックス線検査

## 1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

自己負担額 …………… 2,000 円

対象者 …………… 40 歳以上の方

### エ 子宮頸部がん検診

問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診、ヒトパピローマウイルス検査(希望者)

自己負担額 …………… 1,000 円

ヒトパピローマウイルス検査は 3,000 円 (免除なし)

対象者 …………… 20 歳以上の方

### オ 子宮体部がん検診

子宮体部の細胞診

自己負担額……………700 円

対象者……………子宮(頸部)がん検診を受診された方で医師が必要と認めた方

### カ 肺がん検診

問診、胸部エックス線検査、喀痰細胞診(医師が必要と認めた方)

自己負担額……………胸部エックス線検査 300 円、喀痰細胞診 400 円

対象者……………40 歳以上の方

### キ 大腸がん検診

問診、便潜血反応検査

自己負担額……………500 円

対象者……………40 歳以上の方

### ク 前立腺がん検診

問診、前立腺特異抗原検査(血液検査)

自己負担額……………1,000 円

対象者……………50 歳以上の方

### ケ 乳がん検診

問診、マンモグラフィ検査又は超音波検査、視触診、自己検診法の説明

自己負担額……………1,400 円

対象者……………マンモグラフィ検査 40 歳以上の方、超音波検査 20 歳以上の方

次の方は、自己負担額が免除されます。

- ・ 70 歳以上の方
- ・ 生活保護法による被保護世帯に属する方

## 1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

- ・市民税非課税世帯に属する方

実施期間…6月から11月の6か月間で実施します。ただし、子宮・乳がん検診については通年で実施します。また、巡回特定健康診査を8月に、集団特定健康診査を1月に実施します。

健康診査事業受診状況（集団特定健康診査を含む。）

単位:人

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定健康診査等	8,025	7,475	7,527	7,523	7,307
肝炎ウイルス検診	466	496	668	566	560
胃がん検診	3,215	2,833	2,787	2,616	2,315
子宮（頸部・体部）検診	1,395	1,345	1,439	1,456	1,534
肺がん検診	7,778	7,419	7,197	7,243	6,994
大腸がん検診	6,409	5,951	5,653	5,556	5,150
前立腺がん検診	3,110	2,984	3,035	3,029	2,877
乳がん検診	646	674	713	1,004	1,326

### ③個別歯周病健診

20歳、30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳の節目年齢を対象に市内指定歯科医療機関で歯科健診を実施。

### (2) 健康手帳の交付

健康診査の結果等を記録し、健康管理に役立つよう保健センターおよび各医療機等にて健康手帳を交付しています。

### (3) 健康教育事業

生活習慣病予防、健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため、健康教育講座を始めとした健康教育事業を開催しています。広報等でご案内しております。

年 度	開 催 回 数	受講者延人数
元 年 度	48	1,166
2 年 度	13	205
3 年 度	30	490
4 年 度	41	948
5 年 度	52	1,166

## 1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

### (4) 健康相談事業

健康に関する相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が応じております。

年 度	開 催 回 数	相 談 者 延 人 数
元 年 度	107	735
2 年 度	109	352
3 年 度	89	376
4 年 度	101	339
5 年 度	162	399

### (5) 訪問指導

40歳以上で家庭において寝たきりの方、健康管理上訪問指導が必要と認められた方等に対し、保健師、歯科衛生士等が訪問して、本人又は家族の方に保健指導を行い、心身機能の低下の防止、健康の保持増進を図ります。

## 1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

### 2 介護予防事業（介護保険地域支援事業・一般介護予防事業）

健康教育、健康相談等の取り組みを通じて介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成や支援をします。

平成 23 年度からは「おたっしや大学」を開校し、一層の介護予防の啓発の普及に取り組んでおります。

教室名等	3 年度	4 年度	5 年度	備考
すこやか健康講座	15 会場 延 275 人	25 会場 延 457 人	11 会場 延 474 人	5 年度から高齢者教室の一講座として実施
おたっしや大学	登録者 161 人 14 講座 延 857 人	登録者 146 人 14 講座 延 1,110 人	登録者 153 人 15 講座 延 1,217 人	
筋トレルーム 60	3 か所 延 25,594 人	3 か所 延 27,517 人	3 か所 延 34,702 人	予約・入替制を 5/16 から廃止
遊友の会	142 回 延 1,310 人	155 回 延 1,452 人	158 回 延 1,345 人	悪天候のため、1 回中止
介護予防サポーター養成講習会	延 11 人	延 18 人	延 16 人	4 回コース
傾聴ボランティア養成講習会	延 40 人	延 30 人	延 26 人	3 回コース

1 すくすく教室

目的：1歳6か月～2歳の、育児不安や育児に困っている親に対し子どもとのかかわりを見つめなおす機会とし、親が育児を抱え込まないよう相談、支援する教室です。

対象：1歳6か月～2歳未満の児とその保護者

開催日：毎月第1金曜日（参加は、初回から4か月間）

内容：親子自由遊び及び全体遊び、個別相談

事前予約制

参加状況（延べ人数）

令和5年度	65人
令和4年度	78人
令和3年度	60人

2 育児相談

目的：育児に対する心配や不安が軽減でき、子どもの健やかな成長を支援するための相談事業です。

①育児相談

会場：保健センター

対象：乳幼児

開催日：毎週月曜日 9時～11時（祝祭日、12月29日から1月3日を除く）

相談状況	実施回数	乳児	幼児	合計
令和5年度	46回	485人	422人	907人
令和4年度	47回	466人	397人	863人
令和3年度	46回	509人	379人	888人

内訳(令和5年度)

(重複あり)

身体計測	784人
育児・栄養・歯科相談	373人

②2歳児育児相談

会場：保健センター

対象：2歳児歯科健診の受診児

開催日：第1水曜日（2歳児歯科健診と同時開催）

## 15 保健事業～母子～

(担当 健康課母子保健係)

相談状況：

	実施回数	幼児
令和5年度	12回	143人
令和4年度	12回	154人
令和3年度	12回	156人

### 3 赤ちゃんサロン

目的：生後5か月までの子どもを持つ親が、ひとりで悩まず、他の親との話を通して情報交換をする参加自由のサロンです。

開催日：月2回 木曜日

対象：生後5か月までの乳児とその保護者

内容：保護者同士の交流・情報交換

参加状況：

	実施回数	実人数	延べ人数
令和5年度	24回	81人	293人
令和4年度	24回	92人	297人
令和3年度	23回	85人	266人

### 4 乳幼児健康診査

目的：乳幼児の心身発達の状況を診査し、疾病の早期発見を行う。また、生活習慣の確立、むし歯の予防や栄養、その他必要な保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図る。

対象：3か月児健診（生後満3か月～10か月未満）

1歳6か月児健診（満1歳6か月～2歳未満）

3歳児健診（満3歳～4歳未満）

実施日：3か月児健診 毎月第2・3月曜日

1歳6か月児健診 毎月第2・3火曜日（歯科健診も合わせて実施）

3歳児健診 毎月第1・3金曜日（歯科健診も合わせて実施）

# 1 5 保健事業～母子～

(担当 健康課母子保健係)

実施状況

単位：人

令和5年度	3か月児健診		1歳6か月児健診		3歳児健診	
対象者数	526		553		581	
受診者数	530	100.8%	550	99.5%	582	100.2%
問題なし	405	76.4%	403	73.3%	467	80.2%
要観察	28	5.3%	87	15.8%	54	9.3%
要精密	47	8.9%	22	4.0%	27	4.6%
要治療	7	1.3%	8	1.5%	0	0%
既医療	43	8.1%	30	5.5%	34	5.8%
判定区分不明	0	—	0	—	0	—

		3か月児健診		1歳6か月児健診		3歳児健診	
4年度	対象者数	546		594		595	
	受診者数	548	101.4%	583	98.1%	591	99.3%
3年度	対象者数	548		577		596	
	受診者数	557	101.6%	569	98.6%	578	97.0%

## 5 家庭訪問

目的：家庭訪問を通して、育児や生活等についての相談を行います。

対象：乳幼児とその保護者

実施状況：

※単位：人（延べ人数）

	妊産婦	新生児	乳児	幼児	その他
令和5年度	185	19	185	63	75
令和4年度	225	29	204	72	70
令和3年度	222	5	221	60	56

※碧南市では、母子保健推進員を中心に、「赤ちゃんお誕生おめでとう訪問」を生後2か月前後の乳児を持つ全家庭に行っています。

## 1 6 地域包括支援センター

(担当 高齢介護課地域支援係・地域包括支援センター)

### 1 地域包括支援センターの基本機能

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じて提供するため、地域包括支援センターは地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行い保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。地域包括支援センターは市内に3ヶ所と1ヶ所の出張所（碧南社協地域包括支援センター、西端出張所、碧南東部地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センター）を設置しています。

### 2 事業内容

#### (1) 総合相談支援業務

高齢者が地域で生活を送るためにどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

ア 地域におけるネットワークの構築

イ 実態把握（生活状況等）

ウ 総合相談（市役所の窓口相談、電話相談、訪問による相談）

	3年度	4年度	5年度
相談件数	3,692	3,839	3,607

#### (2) 権利擁護業務

地域生活において困難な状況（地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分な問題解決に至らず、適切なサービスにつながる方法が見つからない等）にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。また認知症などにより判断力の低下した状況にある人への支援を行います。

ア 成年後見制度の活用

イ 老人福祉施設等への措置

ウ 虐待への対応・相談

エ 困難事例への対応

オ 消費者被害の防止

## 16 地域包括支援センター

(担当 高齢介護課地域支援係・地域包括支援センター)

	3年度	4年度	5年度
相談実人数	21	27	28
虐待と判断した件数	17	24	23

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

ウ 日常的個別指導・相談

エ 支援困難事例等への指導・助言

オ 予防給付ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス介護事業に関するケアマネジメントと介護給付ケアマネジメント相互の連携等

	3年度	4年度	5年度
支援困難事例の相談延べ件数	36	57	72

### (4) 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務

本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人ができることを本人と共に発見し、主体的な活動と参加意欲を高めることを目指します。

ア 予防給付ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス介護事業に関するケアマネジメントと介護給付ケアマネジメント相互の連携等

## 1 6 地域包括支援センター

(担当 高齢介護課地域支援係・地域包括支援センター)

イ 介護予防等支援件数（要支援1、要支援2の認定者及び事業対象者）

		3年度	4年度	5年度
事業対象者	【第1号】 地域包括	658	639	609
	【第1号】 委 託	70	32	17
	【第1号】 小 計	728	671	626
要支援	【第1号】 地域包括	1,147	1,470	1,471
	【第1号】 委 託	238	128	147
	【第1号】 小 計	1,385	1,598	1,618
	【指定介護】地域包括	5,350	5,948	5,995
	【指定介護】委 託	1,294	680	629
	【指定介護】小 計	6,644	6,628	6,624
合計		8,757	8,897	8,868

ウ 介護予防サービス等の利用種別（重複あり）

			3年度	4年度	5年度
事業対象者	訪問型 サービス	予防専門型	16	15	17
		家事援助型	55	50	41
	通所型 サービス	予防専門型	311	268	248
		運動器中心型	260	262	255
		ミニデイ型	75	75	64
	要支援	訪問型 サービス	予防専門型	345	365
家事援助型			256	216	261
通所型 サービス		予防専門型	1,431	1,646	1,706
		運動器中心型	1,076	1,075	1,197
		ミニデイ型	124	153	128
訪問入浴		12	12	14	
訪問看護		597	614	728	
訪問リハビリ		222	188	198	
通所リハビリ		2,350	2,380	2,162	
福祉用具貸与		5,048	5,091	5,269	
短期入所生活		10	80	9	
短期入所療養		7	2	22	
福祉用具購入		54	53	53	
住宅改修		84	66	75	

## 16 地域包括支援センター

(担当 高齢介護課地域支援係・地域包括支援センター)

### (5) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるための事業をすすめています。

その一環として認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。訪問支援対象者は原則として40歳以上で、在宅で生活しており、認知症が疑われる人または認知症の人で、医療サービス、介護サービスを受けていないか、中断している人、受けているが対応に困っている人などです。

	3年度	4年度	5年度
相談対応人数	9	8	10
延べ訪問回数	14	14	8
終了人数	6	4	7

※平成26年7月から活動開始

## 1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

### 1 相談事業

#### (1) 碧南ふれあい相談支援事業所

障害児者等の地域での生活を支援するため、相談、福祉サービスの紹介、連絡調整、必要に応じた関係機関との連携などを行います。

ア 窓口

碧南市社会福祉協議会地域福祉課 TEL (0566) 46-3701

イ 相談件数 (令和5年度)

( ) 内は精神障害者の相談件数、単位：件

相談方法		相談内容 (重複あり)	
訪問	936 (250)	福祉サービスの利用援助	7,249 (2,075)
来所	627 (190)	障害や病状の理解に関する支援	2,264 (868)
同行	122 (57)	健康・医療に関する支援	1,107 (677)
電話	6,533 (2,552)	不安の解消・情緒不安定に関する支援	1,061 (821)
メール	73 (10)	保育・教育に関する支援	460 (39)
個別支援会議	1,061 (222)	家族関係・人間関係に関する支援	644 (349)
関係機関	579 (237)	家計・経済に関する支援	305 (237)
その他	6 (2)	生活技術に関する支援	486 (292)
合計	9,937 (3,520)	就労に関する支援	604 (333)
		社会参加・余暇活動に関する支援	86 (28)
		権利擁護 (日常生活自立支援事業除く)	69 (21)
		その他	178 (143)
		合計	14,513 (5,883)

#### (2) 障害者就労相談

就労希望についての面談、ハローワーク利用の同行や福祉事業所の見学同行、職場

定着訪問などを行います。

ア 相談日

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 窓口

碧南市社会福祉協議会地域福祉課 TEL (0566) 46-3701

(3) 被保護者就労支援等事業

生活保護受給者のうち、就労可能な人に就労に関する相談、情報提供及び助言を行い、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を総合的に促します。また様々な社会経験の機会の提供、子どもの生活・学習に関する支援を行います。

ア 支援内容

就労相談、ボランティア体験支援、履歴書作成・面接支援、ハローワーク利用の同行、職場定着支援、進路相談等

イ 窓口

碧南市役所福祉課保護係 TEL (0566) 95-9883

(4) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で、自分ひとりで契約などの判断をすることに不安のある方を対象として、福祉サービスを利用するお手伝い、日常的なお金の出し入れのお手伝い、大切な書類等のお預かりなどを行い、地域で安心して自立した生活を送れるように支援します。

窓口 碧南市社会福祉協議会地域福祉課 TEL (0566) 46-3701

(5) 生活困窮者自立相談支援事業

生活に困っている人に対し、早い段階で自立に向けた支援ができるように専門員が相談を受け付け、相談者とともに課題解決の方法を考えて支援します。

ア 支援内容

家計状況の確認・改善、福祉制度の情報提供、就職に向けた相談支援、ひきこもりへの相談支援

イ 相談日

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 窓口

碧南市社会福祉協議会地域福祉課 TEL (0566) 46-3701

## 1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

### (6) 成年後見支援センター

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利を擁護し、地域で安心して暮らせるように成年後見制度についての相談、手続き支援、普及・啓発、法人後見の受任等の業務を行います。

窓口 碧南市社会福祉協議会地域福祉課 TEL (0566) 46-3701

## **2 資金の貸付事業**

### (1) くらし資金の貸付

低所得者の方に、暮らしに必要なつなぎ資金や不時の出費などに1世帯10万円を限度として貸付をしています。(償還期間9か月以内で無利子)

### (2) 愛の援護資金の貸付

緊急にお金が必要な時や一時的に生活費が不足した時などに1世帯6万円を限度として貸付をしています。(償還期間12か月以内で無利子)

### (3) 生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導により、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

#### ア 福祉費

自立した日常生活を送ることができるよう、一時的に必要な資金を貸付します。

#### [資金の種類]

- ・ 生業を営むために必要な経費
- ・ 技術習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・ 住宅の増改築・補修等に必要な経費
- ・ 福祉用具等の購入に必要な経費
- ・ 障害者用自動車の購入に必要な経費 等

#### イ 緊急小口資金

緊急的かつ一時的に、生計の維持が困難となった場合に、立替的に少額の経費を貸付します。

#### ウ 教育支援資金

学校教育法に規定する高校、短大、大学、専修学校に就学するための費用と、入学に際し必要な経費を貸付します。

### (ア) 教育支援費

学校教育法に規定する学校教育法に規定する高校、短大、大学、専修学校に就学するための経費を貸付します。

### (イ) 修学支度金

入学に際し必要な経費を貸付します。

### エ 総合支援資金

失業等による日常生活上の困難や生活の立て直しのために、一時的な資金を貸付することで解決、自立できる世帯に、資金を貸付します。

### (ア) 生活支援費

失業等で生活困窮に陥った世帯に対して、就職して生活再建するまでの間に必要な生活費を貸付します。

### (イ) 住宅入居費

住居確保給付金申込者に対して、敷金礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費を貸付します。

### (ウ) 一時生活再建費

生活を再建するために、一時的に日常生活費で賄えない経費を貸付します。

### <ご注意>

- ・ 生活福祉資金の貸付は、どなたでも借りられる資金ではありません。
- ・ 公的給付等、他制度が利用できる場合はそちらを優先していただきます。
- ・ あくまでも世帯を対象としており、世帯の状況に応じた所得制限や資金種類ごとに異なった貸付条件があります。
- ・ 相談から貸付決定までには時間を要します。
- ・ 他の債務の返済や借り換え目的の貸付はできません。
- ・ 資金を借りるためには原則、連帯保証人が1名必要となります。

## 1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

### 3 共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金の配分金により、各種事業等を行っています。

#### (1) 赤い羽根共同募金運動の推進

10月1日から12月31日までの3か月間、碧南市共同募金委員会の実施計画に沿って、戸別募金活動、法人募金活動をはじめ一般市民の理解と協力により、共同募金運動を推進しています。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標額	10,000,000円	9,500,000円	9,500,000円	9,500,000円	9,500,000円
一般募金	9,710,766円	8,431,441円	8,338,654円	9,394,463円	7,305,994円
歳末たすけあい募金	2,437,477円	2,435,105円	2,362,680円	2,404,416円	2,597,643円
募金実績額	12,377,861円	12,148,243円	10,701,334円	11,798,879円	9,903,637円

#### (2) 歳末たすけあい慰問金配分金事業

歳末たすけあい募金の配分金を財源とし、次の方々へ歳末たすけあい慰問金を配分することで、暮らしの安定と自立の援助を行っています。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
施設等	児童福祉施設入所者	58人	62人	58人	62人	61人
		5施設	6施設	5施設	6施設	7施設
障害児者施設通所者	144人	152人	140人	152人	138人	
	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設	
在宅重度心身障害児者	193人	201人	231人	257人	274人	
準要保護世帯児	441人	340人	334人	328人	320人	
交通遺児	0人	0人	0人	0人	0人	
人工肛門等造設者	9人	9人	9人	10人	10人	

#### (3) 私立保育園等への助成事業

市内私立保育園及びこども園に対し、絵本・玩具の購入に充てるための助成を行っています。

#### (4) 小・中学校入学児童生徒激励事業

ひとり親家庭等の小中学校入学者に対し、図書カードを贈り、一時支出金の援助を行っています。また、ひとり親家庭等交流事業に対し助成を行い、児童・生徒の激励

## 17 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

と自立を応援しています。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学祝件数	77件	103件	96件	94件	96件

### (5) 車いす専用車「ふれあい号」貸出事業

車いすを必要とする障害者、高齢者及びその家族等に、通院や家族旅行など日常生活の利便を図るため、「ふれあい号」の貸し出しを行っています。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	388件	305件	489件	446件	450件

### (6) 車いす貸出事業

外出の機会増加や負担軽減を目的として、一時的に車いすを必要とする方に、車いすの貸し出しを行っています。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	253件	208件	239件	283件	353件

### (7) ふれあい・いきいきサロン

5月、7月、9月、11月、1月の5回にわたり、6地区の公民館などで、ひとり暮らしの高齢者の交流の場として、ふれあい・いきいきサロンを実施しています。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数(延べ)	856人	中止	203人	652人	834人

### (8) 単身高齢者等乳酸菌飲料宅配サービス事業

75歳以上の単身高齢者等の安否確認、日常生活の実態把握及び健康増進を目的に、乳酸菌飲料の宅配サービスを週に3回(月曜日・水曜日・金曜日に1本ずつ)行っています。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数※	230人	227人	238人	231人	206人

(※各年度末現在)

### (9) 高齢者慰問事業

敬老の日を中心に99歳以上の高齢者を慰問し、長寿をお祝いしています。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
慰問者数	49人	59人	64人	62人	70人

## 1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

### 4 ホームヘルパー派遣事業

日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害者家庭に対し、生活援助、身体介護など、ホームヘルプサービスを実施しています。 (全て延べ)

項目	介護保険分					
	利用人数	派遣時間数				
		計	身体	生活	身体・生活	介護予防
令和5年度	476名	3,934.0H	899.0H	757.0H	700.0H	1,578.0H
令和4年度	478名	3,473.2H	565.0H	815.2H	637.0H	1,456.0H
令和3年度	506名	3,918.1H	712.0H	1,116.3H	468.8H	1,621.0H
令和2年度	519名	3,984.9H	805.0H	955.9H	390.0H	1,834.0H
令和元年度	475名	3,847.8H	735.0H	805.3H	790.5H	1,517.0H

項目	自立支援分（居宅介護）					
	利用人数	派遣時間数				
		計	身体	知的	児童	精神
令和5年度	300名	4,758.2H	3,324.2H	673.5H	0.0H	760.5H
令和4年度	362名	5,181.7H	3,654.7H	699.5H	0.0H	827.5H
令和3年度	378名	5,734.8H	3,203.0H	1,622.3H	0.0H	909.5H
令和2年度	387名	4,991.5H	3,247.2H	797.8H	0.0H	946.5H
令和元年度	326名	4,466.6H	3,314.7H	516.7H	0.0H	635.2H

項目	自立支援分（移動支援）					
	利用人数	派遣時間数				
		計	身体	知的	児童	精神
令和5年度	50名	311.5H	214.5H	70.0H	0.0H	27.0H
令和4年度	44名	154.5H	73.5H	35.0H	0.0H	46.0H
令和3年度	44名	149.0H	57.0H	40.0H	0.0H	52.0H
令和2年度	41名	126.0H	43.5H	45.5H	0.0H	37.0H
令和元年度	40名	135.0H	50.5H	54.0H	0.0H	30.5H

## 5 ボランティア活動事業

ボランティア連絡協議会において、ボランティアグループの相互援助等話し合いの場をつくるため、ボランティア団体の代表者会議を開催するとともに、夏休み中高生ボランティア体験教室などの自主事業に対する援助を行っています。また、ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動に関心を持つ方の発掘と育成指導を行い、ボランティア活動の理解を高め、活動への参加と促進を図ります。

### 夏休み中高生ボランティア体験教室

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	73人	0人	0人	0人	130人

※令和2、3、4年度は、新型コロナウイルス感染予防のため実施せず。

※ボランティア連絡協議会の会員名簿は、巻末を参照。

## 6 福祉教育の推進

小・中・高等学校すべての児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕の精神を養うために、市内全校を福祉協力校に指定し、車いす・手話・点字・ガイドヘルプなどの体験学習を実施するなど、福祉教育の推進に努めています。

### 福祉実践教室

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	3,302人	856人	1,454人	2,186人	2,224人

## 7 社協会員募集

社会福祉協議会会員を募集し、地域福祉事業推進のために、地域住民等から多大なご協力をいただいています。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人会員	1,816口	1,625口	1,162口	1,304口	1,142口
法人会員	12法人	16法人	19法人	23法人	21法人

## 1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

### 8 日本赤十字社碧南市地区

日本赤十字社は、被災地に医療救護班の派遣や救護物資の配備・備蓄を行う災害救護活動、赤十字病院において地域の中核的な病院の役割を果たす医療事業、安全な血液を安定的に医療機関へ届ける血液事業などの活動を行っています。これらの赤十字の活動は、皆さんからの貴重な資金（会費や寄付金）により、支えられています。毎年5月「赤十字運動月間」に合わせて、碧南市赤十字奉仕団員が、戸別に資金のお願いに伺っています。

日本赤十字社碧南市地区社資実績額

区分	年度	令和5年度	
個人社資		3,730 件	3,898,100 円
法人社資		127 件	767,000 円
合計		3,857 件	4,665,100 円

## 碧南市児童クラブ

新川児童クラブ	〒447-0863	碧南市新川町2丁目1番地1 TEL/FAX (0566)46-1905
中央児童クラブ	〒447-0871	碧南市向陽町3丁目19番地 TEL/FAX (0566)46-3184
西端児童クラブ	〒447-0074	碧南市上町3丁目1番地 TEL/FAX (0566)46-3264
棚尾児童クラブ	〒447-0888	碧南市春日町1丁目2番地 TEL/FAX (0566)46-5131
鷺塚児童クラブ	〒447-0022	碧南市旭町2丁目30番地 TEL/FAX (0566)46-6010
大浜児童クラブ	〒447-0871	碧南市浜田町1丁目1番地 TEL/FAX (0566)46-6362
日進児童クラブ	〒447-0074	碧南市日進町4丁目1番地 TEL/FAX (0566)46-1262

## 1 概要

碧南市児童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業の用に供する施設です。昼間、保護者のいない家庭の小学校児童について、保護者が帰宅するまでの間、その保護と遊びを通じた健全育成を行っています。

## 2 施設規模

施設名	開所日	建物
新川児童クラブ	平成 9年4月7日	鉄骨造平屋建て 155.42㎡
		軽鉄骨平屋建て 104㎡
		鉄骨造平屋建て 134.23㎡
中央児童クラブ	平成10年4月6日	鉄骨造2階建て 198.09㎡
		鉄骨造1階部分 89.43㎡
		鉄骨造平屋建て 130.84㎡
西端児童クラブ	平成10年4月6日	鉄骨造平屋建て 156.00㎡
		軽鉄造平屋建て 40.50㎡

## 17 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

棚尾児童クラブ	平成11年2月1日	鉄骨造平屋建て 鉄筋コンクリート 造平屋建て	219.42㎡ 149.40㎡
鷺塚児童クラブ	平成11年4月6日	鉄骨造平屋建て 軽鉄造平屋建て	160.37㎡ 48.60㎡
大浜児童クラブ	平成12年4月5日	鉄骨造平屋建て 軽鉄造平屋建て	165.12㎡ 51.80㎡
日進児童クラブ	平成12年4月5日	鉄骨造り平屋建て	161.10㎡

### 3 開所時間

- (1) 学校の開校日 授業時間終了後から午後7時まで  
 (2) 土曜日 午前8時から午後6時まで  
 (3) 運動会などの代休日 午前7時30分から午後7時まで  
 (4) 学校の長期休業日の平日 午前7時30分から午後7時まで

### 4 通所人員 (各年4月1日現在) (人)

施設名	定員	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新川児童クラブ	140	150	159	156	162
中央児童クラブ	140	116	122	94	135
西端児童クラブ	75	73	58	67	68
棚尾児童クラブ	130	146	148	122	142
鷺塚児童クラブ	80	93	100	92	92
大浜児童クラブ	80	88	91	87	92
日進児童クラブ	50	59	58	55	60
合計	695	725	736	673	751

### 5 職員配置

施設長以下64人

### 6 問合せ

通所児童登録に関する問合せは、直接施設まで

## 碧南市児童センター

碧南市柵尾児童センター (碧南市立柵尾公民館内)	〒447-0887 碧南市汐田町2丁目28番地 TEL/FAX(0566) 48-2278
碧南市東部児童センター (碧南市東部市民プラザ内)	〒447-0027 碧南市照光町5丁目3番地 TEL(0566)93-1195/FAX(0566)93-1190

### 1 概要

碧南市児童センターは、児童福祉法に基づき設置する児童厚生施設です。健全な遊びを通して児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを進めることを目的としています。

### 2 事業開始

- (1) 柵尾児童センター 平成11年2月1日
- (2) 東部児童センター 平成13年4月5日

### 3 施設規模

#### (1) 柵尾児童センター

建物規模 碧南市立柵尾公民館に併設  
鉄筋コンクリート4階建の内、1階の一部 368.59㎡  
施設内容 遊戯室、集会室、ボランティア室、図書室等

#### (2) 東部児童センター

建物規模 碧南市東部市民プラザに併設  
鉄筋コンクリート地下1階 地上2階の内、1階の一部  
327.847㎡  
施設内容 遊戯室、集会室、ワークルーム、図書室、休養室等

### 4 開館時間

休館日 月曜日（祝日のときは翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）  
開館時間 午前9時30分から午後6時まで

### 5 利用対象

18歳未満の乳幼児・児童・生徒及びその保護者

## 1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

### 6 利用人員（令和5年度）

#### (1) 棚尾児童センター

(単位：人)

区分	乳幼児・付添	小学生	中高生	団体	合計
延べ人数	19,961	3,072	108	16	23,157
1日平均	65.0	10.0	0.3	0.1	75.4

#### (2) 東部児童センター

(単位：人)

区分	乳幼児・付添	小学生	中高生	団体	合計
延べ人数	12,301	3,336	453	0	16,090
1日平均	40.0	10.9	1.5	0	52.4

### 7 職員配置

棚尾児童センター 所長1人（東部児童センター兼務） 指導員4人

東部児童センター 所長1人 指導員2人 週3勤務指導員1人 週2勤務指導員1人

### 8 問合せ

利用等に関する問合せは、直接施設まで

## ららくるにしばた

〒447-0061 碧南市三度山町2丁目53番地

TEL(0566)43-3434/FAX(0566)43-3383

## 1 概要

碧南市こどもプラザららくるにしばたは、児童福祉法に基づき設置する児童厚生施設です。生徒の自主活動や児童の健全育成又は子育て支援を行う団体活動を支援し、健全な遊びを通して児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを進めることを目的としています。

## 2 事業開始

平成22年3月30日

## 3 施設規模

(1) 建物規模 鉄筋コンクリート2階建て 総床面積660.23㎡

(2) 施設内容

1階 ワークルーム1、ワークルーム2、音楽室、相談室、事務室、授乳室

2階 プレイルーム、学習室、サークル室、多目的ホール、倉庫等

## 4 開館時間

休館日 火曜日（祝日のときは翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）

開館時間 午前9時30分から午後6時まで（有料施設は午後9時まで）

## 5 利用対象

18歳未満の乳幼児・児童・生徒及びその保護者

## 6 利用人員

(令和5年度)

(単位：人)

区分	乳幼児・付添	小学生	中高生	団体	合計
延べ人数	14,348	4,870	2,197	18	21,433
1日平均	46.6	15.8	7.1	0.1	69.6

## 7 職員配置

所長1人、指導員2人、週2勤務指導員1人、週1勤務指導員1人

## 8 問合せ

利用等に関する問い合わせは、直接施設まで

# 17 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

## こころっくしんかわ

〒447-0869 碧南市山神町8丁目35番地

TEL(0566)42-5569 /FAX(0566)48-6522

へきなんファミリーサポートセンター

TEL(0566)41-2555 /FAX(0566)48-6522

### 1 概要

碧南市こどもプラザこころっくしんかわは、児童福祉法に基づき設置する児童厚生施設です。健全な遊びを通したり、健全な団体活動や自主活動を支援したりして児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを進めることを目的としています。

### 2 事業開始

平成26年4月1日

### 3 施設規模

(1) 建物規模 (へきなん福祉センターあいくるに併設)

鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建ての内、1階の一部326.116㎡

(2) 施設内容

遊戯室、おもちゃ図書館れいんぼうや室、ファミリーサポートセンター事務局、授乳室、リネン室、事務室、倉庫等

### 4 開館時間

休館日 水曜日(祝日のときは翌日)、年末年始(12月29日から1月3日まで)

開館時間 午前9時30分から午後6時まで

(おもちゃ図書館れいんぼうや開館時間)

開館日 毎月第1・第3木曜日、第2・第4日曜日

開館時間 午後1時から午後3時まで

### 5 利用対象

18歳未満の乳幼児・児童・生徒及びその保護者

### 6 利用人員 (令和5年度)

(単位：人)

区分	乳幼児・付添	小学生	中高生	団体	合計
延べ人数	23,685	3,825	140	50	27,700
1日平均	77.2	12.5	0.5	0	90.2

## 17 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

### 7 ファミリーサポートセンター活動状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
依頼会員	164	165	165	168	169	168	167	168	169	170	172	173
協力会員	39	39	40	40	40	40	37	37	37	37	37	37
両方会員	6	6	6	6	6	7	8	8	8	8	8	8
合計	209	210	211	214	215	215	212	213	214	215	217	218

(単位：人)

活動内容	合計
保育園・幼稚園の登園前の預かり	2
保育園・幼稚園の送り	53
保育園・幼稚園の迎え	202
保育園・幼稚園の帰宅後の預かり	0
学童の放課後の預かり	4
児童クラブの迎え	367
児童クラブ終了後の預かり	125
子どもの習い事等の援助	410
保育園・学校等休み等の援助	4
保育園等施設入園前の援助	2
保護者の短時間・臨時的就労の場合の援助	0
保護者の求職活動中の援助	0
保護者の冠婚葬祭、他の子どもの学校行事の場合の援助	2
保護者の外出の場合の援助	38
保護者の病気、その他急用の場合の援助	1
リフレッシュ	5
その他	16
合計	1,231

### 8 職員配置

所長 1 人、指導員 2 人、週 4 勤務指導員 1 人、週 2 勤務指導員 2 人

### 9 問合せ

利用等に関する問い合わせは、直接施設まで

## 1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

### **地域包括支援センター**

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送れるように、介護保険の介護サービス（介護予防サービス）、保健、福祉、権利擁護などの相談をはじめ、生活に必要な援助、支援などを行います。

### **碧南社協地域包括支援センター**

〒447-0869 碧南市山神町8丁目35番地

(碧南市社会福祉協議会内)

TEL (0566) 46-3840

月曜日から金曜日まで

(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

### **碧南社協地域包括支援センター西端出張所**

〒447-0015 碧南市半崎町5丁目12番地

TEL (0566) 48-3811

月曜日から金曜日まで

(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

午前9時から午後4時00分まで

#### **1 担当地区**

新川地区、西端地区

#### **2 利用対象者**

- (1) 介護保険で「自立」「要支援1」「要支援2」と認定された方および「事業対象者」とその家族など
- (2) 65歳以上で介護や支援を必要としている方とその家族など
- (3) 高齢者世帯、ひとり暮らしで困っている方など

#### **3 相談方法**

来所、電話又は職員の訪問による相談を行います。

## 4 予防給付等に関するケアマネジメント

	延べ相談件数
要支援・事業対象者	3,198

内訳 (件数)

	来所	電話	訪問	合計
相談方法	104	1,449	1,645	3,198

## 5 総合相談支援事業

	相談者数	延べ相談件数
一般／要介護	586	880

内訳 (件数)

	来所	電話	訪問	合計
相談方法	136	475	269	880

## 6 権利擁護業務

地域生活において困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

## 7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。

## 17 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

### 碧南東部地域包括支援センター

〒447-0027 碧南市照光町5丁目3番地（東部市民プラザ内）

TEL(0566)93-1191

火曜日から土曜日まで

（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

※ 月曜日が祝日の場合は月・火連休

午前8時30分から午後5時15分まで

#### 1 担当地区

旭地区、中央地区

#### 2 利用対象者

- (1) 介護保険で「自立」「要支援1」「要支援2」と認定された方および「事業対象者」とその家族など
- (2) 65歳以上で介護や支援を必要としている方とその家族など
- (3) 高齢者世帯、ひとり暮らしで困っている方など

#### 3 相談方法

来所、電話又は職員の訪問による相談を行います。

#### 4 予防給付等に関するケアマネジメント

	延べ相談件数
要支援・事業対象者	2,913

内訳 (件数)

	来所	電話	訪問	合計
相談方法	113	1,291	1,509	2,913

#### 5 総合相談支援事業

	相談者数	延べ相談件数
一般／要介護	476	599

内訳 (件数)

	来所	電話	訪問	合計
相談方法	73	236	290	599

**6 権利擁護業務**

地域生活において困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

**7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務**

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。

## 18 高齢者能力活用事業

(担当 公益社団法人 碧南市シルバー人材センター)

### 公益社団法人 碧南市シルバー人材センター

#### 設立趣旨

碧南市シルバー人材センターは、碧南市並びに国から補助金等を受け、事業を行っている営利を目的としない公益法人です。

昭和57年10月に社団法人碧南市高齢者能力活用協会として発足、昭和63年に社団法人碧南市シルバー人材センターと改称し、平成24年4月1日には社団法人から公益社団法人に移行しました。

シルバー人材センターは、働くことを通じて高齢者の社会参加と生きがいの充実を図る目的から、昭和60年に施行された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」のなかに位置づけられた公的な団体であり、「自主・自立、共働・共助」を理念とし、健康で働く意欲のある高齢者のため、臨時的かつ短期的または軽易な就業機会の場を提供する一方、生きがいと社会参加を促すことにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする自主的な会員組織として展開しています。

#### シルバー人材センターの基本理念「自主・自立、共働・共助」

- ① 地域の高年齢者が自主的にその生活地域を単位に連帯して、共に働き、共に助け合っていく。
- ② 高年齢者自身の活動的な生活能力を生み出すことで、地域社会の活性化に貢献する。
- ③ 高年齢者の豊かで積極的な生活の維持と社会参加による生きがいの充実を目指す。

#### シルバー人材センターの基本事業

- ① 就業に関する情報の収集及び提供
- ② 就業に関する調査研究
- ③ 就業に関する相談
- ④ 臨時的かつ短期的または軽易な就業機会の開拓及び提供
- ⑤ 臨時的かつ短期的または軽易な職業紹介
- ⑥ 就業に必要な技能講習会
- ⑦ 労働者派遣事業（平成21年10月より開始）
- ⑧ 有料職業紹介事業（平成26年9月12日より開始）

## 18 高齢者能力活用事業

(担当 公益社団法人 碧南市シルバー人材センター)

### 目的・システム（入会に際しての留意事項）

- ① 会員制ですので、雇用関係のない就業システムです。
- ② 会員は、労働者ではなく、個人事業主のような扱いになります。
- ③ 会員になる人の条件は、碧南市内在住、概ね60歳以上であり、健康で働く意欲のある人、および雇用保険の給付を受けていない人（現役を引退した定年退職者等の高齢者）です。
- ④ 就業は、通常請負または委任契約によります。センターと会員及び発注者と会員との間に、雇用関係はありません。センターは、会員と発注者との間の橋渡しをします。
- ⑤ 雇用関係はありません、従って毎月の収入の保障はありません。就業した実績に応じて報酬（配分金）を受け取ります。（入会＝就業ではありません）
- ⑥ 会員は、基本的にはチームを組んでローテーションにより就業します。
- ⑦ 会員（高齢者）の安全に配慮した仕事を受注しています。
- ⑧ 雇用関係はないので、労災保険の対象にはなりません、シルバー保険（傷害保険、賠償保険）で対応します。
- ⑨ 上記①、②、④、⑤及び⑧とは別に、労働者派遣事業を行っています。この場合、会員とセンターは雇用契約を締結し、センターは派遣元事業主として派遣先事業主へ会員を派遣します。
- ⑩ センターは、会員の会費、国および市からの補助金並びに会員の就業収入から得た事務手数料で運営しています。

### シルバー人材センターでお受けしている仕事

<p>&lt;屋内外一般作業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不用品の片付</li> <li>・ 除草（手・機械）</li> <li>・ 屋内外清掃等</li> <li>・ 農事作業</li> <li>・ 各種軽作業</li> </ul>	<p>&lt;事務分野&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賞状書き</li> <li>・ 宛名書き等筆耕</li> <li>・ 一般事務</li> </ul>	<p>&lt;管理分野&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館管理</li> <li>・ 駐車場管理</li> <li>・ 自転車整理</li> <li>・ 宿日直等</li> <li>・ 空家空地管理</li> </ul>
<p>&lt;技能を必要とする分野&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の剪定</li> <li>・ 大工・左官仕事</li> <li>・ 襖・障子・網戸張り</li> <li>・ 刃物研ぎ</li> </ul>	<p>&lt;サービス分野&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家事援助（掃除・洗濯、買物、食事作り、お墓の掃除の代行等）</li> <li>・ 育児支援（産前・産後の家事援助、子守り）</li> <li>・ 資源ゴミ分別指導</li> <li>・ 病弱者・高齢者支援（通院付添い、薬の受取、話し相手）</li> </ul>	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内職 ・ 各種講師</li> <li>・ チラシ等の戸別配布</li> <li>・ 木工品・手芸品製作販売</li> <li>・ 幼稚園・保育園の通園バッグ</li> <li>・ 放置動物死骸処理</li> <li>・ 蜂の巣駆除</li> <li>・ お墓掃除、お墓参り代行</li> </ul>

## 18 高齢者能力活用事業

(担当 公益社団法人 碧南市シルバー人材センター)

### 会員になるには

#### <条件>

- ① 碧南市在住で概ね60歳(当年度中に60歳になる方)以上の健康で働く意欲のある方
- ② シルバー人材センターの理念『自主・自立、共働・共助』及び運営に賛同される方
- ③ 入会説明会に出席された方

#### ※ 入会説明会とは

- ・シルバー人材センターの理念や仕組みなどの説明を行います。
- ・毎月第2・4月曜日、午後1時30分よりシルバー人材センターで実施しています。ものづくりセンター以外の施設でも不定期で実施しています。日時場所は事務局までお問い合わせください。

#### <会員登録の手続き>

上記の条件を満たした方はシルバー人材センターの窓口で、会員登録の手続きを行うことができます。難しい手続きは一切ありません。

#### 持ち物

- ① 入会承諾書(入会説明会でお配りします。)
- ② 年会費1,000円(10月～3月入会者は500円)
- ③ 会員互助会費500円(10月～3月入会者は250円)
- ④ 配分金の振込先の通帳(本人名義)
- ⑤ 認印
- ⑥ 自宅固定電話以外の緊急連絡先  
(ご家族の携帯電話等)
- ⑦ 運転免許証等身分証明書

#### <受付時間>

- ・月曜日～金曜日(土日祝日及び年末年始を除く)
- ・午前8時30分～午後5時15分

#### <問い合わせ>

- ・公益社団法人碧南市シルバー人材センター

碧南市汐田町1丁目1番地2 ものづくりセンター1階

☎ 0566(46)3703 FAX 0566(43)5041

Eメール hekinan@sjc.ne.jp

ホームページ <http://webc.sjc.ne.jp/hekinan/>

# 18 高齢者能力活用事業

(担当 公益社団法人 碧南市シルバー人材センター)

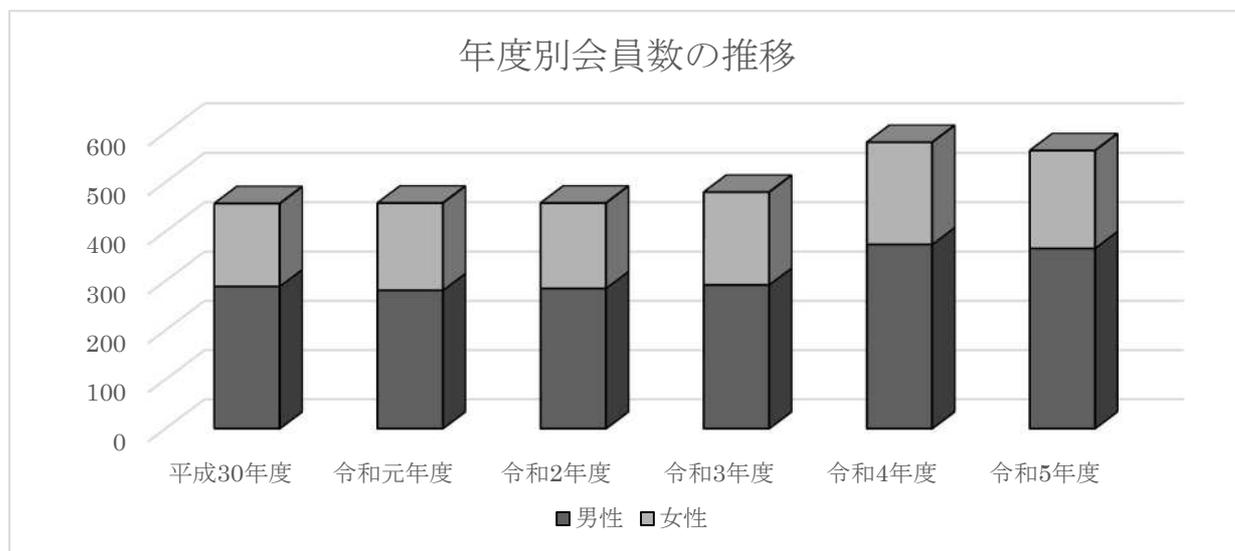
シルバー人材センター会員状況・活動状況

令和6年3月31日現在

(1) 会員数

(単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男	289	281	285	292	374	366
女	168	177	173	188	207	198
計	457	458	458	480	581	564



(2) 年齢構成

(単位：人)

年齢	男	女	計	比率(%)
60歳未満	0	0	0	0%
60～64歳	5	11	16	3%
65～69歳	73	37	110	20%
70～74歳	109	73	182	32%
75～79歳	108	41	149	26%
80歳以上	71	36	107	19%
計	366	198	564	100%

(3) 入会動機

(単位：人)

入会動機	健康	いきがい	仲間づくり	時間的余裕	経済的	その他	計
男	3	6	3	13	6	0	31
女	4	4	3	11	3	0	25
計	7	10	6	24	9	0	56
比率(%)	12%	18%	11%	43%	16%	0%	100%

(4) 退会理由

(単位：人)

退会理由	病気	就業	死亡	加齢	会費未納	その他	計
男	10	1	1	3	18	6	39
女	5	1	5	4	14	5	34
計	15	2	6	7	32	11	73
比率(%)	20%	3%	8%	10%	44%	15%	100%

# 18 高齢者能力活用事業

(担当 公益社団法人 碧南市シルバー人材センター)

## (5) 令和5年度配分金職群別就業状況

職群別	就業の状況					配分金の状況 (千円)			
	件数				延人員 (人)	一般家庭	事業所	公共	計
	一般家庭	事業所	公共	計					
技術群	2	13	16	31	137	10,989	109,430	496,985	617,404
技能群	801	49	3	853	3,632	14,988,656	2,126,944	78,478	17,194,078
事務群	6	11	22	39	52	11,444	43,687	299,470	354,601
管理群	0	60	195	255	13,720	0	7,919,468	55,619,489	63,538,957
折衝外交群	0	11	0	11	74	0	313,500	0	313,500
軽作業群	1,139	1,068	318	2,525	31,994	14,585,712	43,785,196	28,122,493	86,493,401
サービス群	341	36	1,112	1,489	7,957	2,051,639	1,007,928	17,940,884	21,000,451
その他	0	2	0	2	42	0	160,502	0	160,502
計	2,289	1,250	1,666	5,205	57,608	31,648,440	55,466,655	102,557,799	189,672,894

【内訳】 技術群・・・講座の指導など

技能群・・・樹木の剪定、大工仕事、ペンキ塗り、襖・障子・網戸張替、刃物研ぎなど

事務群・・・毛筆筆耕（宛名書き、賞状書き）、一般事務など

管理群・・・公民館等施設の管理、駅の自転車整理など

折衝外交群・・・チラシ等の戸別配布、ポスター、ラベル貼りなど

軽作業群・・・除草、不用品の片付け、事務所内の軽作業、清掃など

サービス群・・・一般家庭の清掃、家事援助、資源ゴミの分別指導など

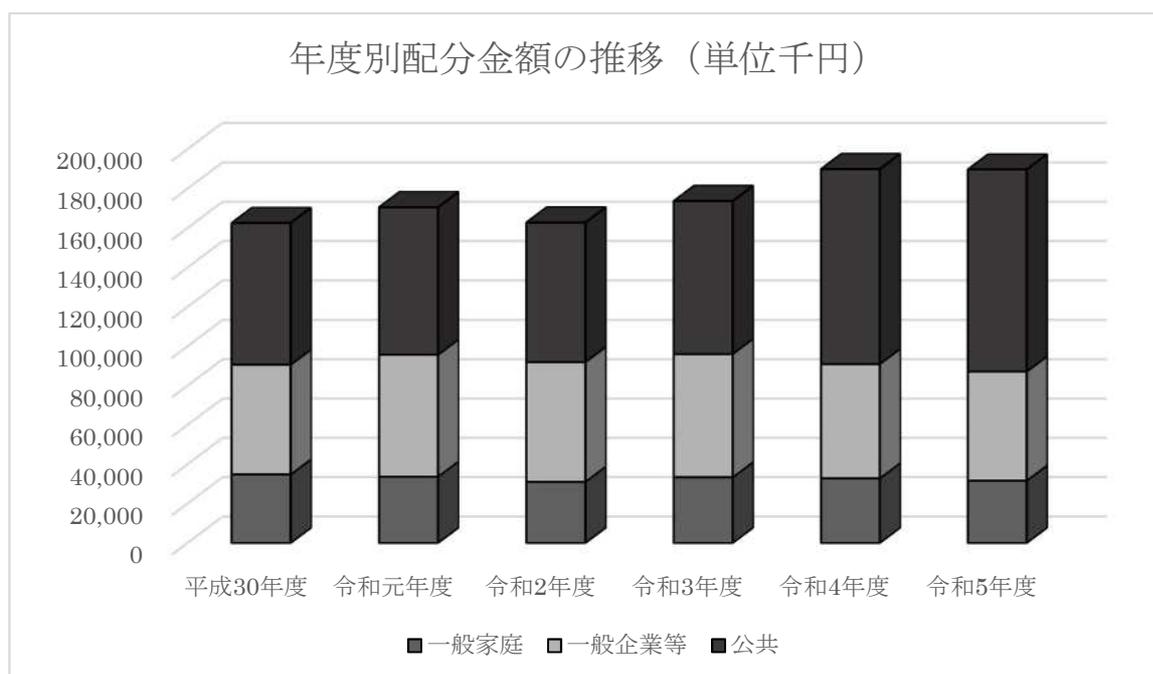
その他・・・小物作成・販売など

## (6) 配分金年次推移

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般家庭	34,817	33,697	31,087	33,379	32,864	31,648
事業所	55,805	62,025	60,866	62,725	58,115	55,467
公共	71,950	74,810	70,856	77,619	98,900	102,558
計	162,572	170,532	162,809	173,723	189,879	189,673

年度別配分金額の推移 (単位千円)



## ○福祉団体

令和6年度

団体名	代表者氏名	会員等数	
碧南市民生委員・児童委員協議会	会長 小田 直樹	115	※詳細は後述
碧南保護区保護司会碧南支部	支部長 梶川 博司	23	※詳細は後述
碧南市更生保護女性会	会長 守田 幸子	85	※詳細は後述
碧南市老人クラブ連合会	会長 三島 博	6,585	※会員数はR5.4.1現在
碧南市身体障害者福祉協会	会長 鈴木たか子	102	
碧南・高浜聴力障害者協議会	会長 中村 貴恵	24	
碧南市遺族連合会	会長 高橋 孝良	382	
碧南市手をつなぐ育成会	会長 三浦 志朗	124	
碧南市赤十字奉仕団	委員長 杉浦 房枝	646	※詳細は「17地域の福祉」参照
碧南市母子寡婦福祉会	会長 原田 恵子	89	
碧南市保育所父母の会連絡協議会	会長 角谷 亜哉	1,857	
碧南市ボランティア連絡協議会	会長 祢宜田 拓治	793	※詳細は後述

## 19 福祉関係団体

### ○ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めています。

民生委員は、児童福祉法により、児童委員に充てられたものとされており、児童委員として、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導に努めています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣及び県知事の委嘱を受けて活動しています。

任期は3年です。県知事が定める区域ごとに民生委員児童委員協議会を組織し、行政の協力機関として、常に地域に根ざした活動を行っています。

現在碧南市には、115名の民生委員（うち主任児童委員12名）があり、碧南市民生委員協議会を組織し、市内6地区に分かれ毎月1回の地区民生委員児童委員協議会を開き、地域における生活保護、老人、心身障害者、知的障害者、母子など様々な問題を研究協議し、その問題解決に努力しています。

主な事業は、

- 1 正副会長連絡会議開催（毎月）
- 2 地区民生委員児童委員協議会定例会議開催（毎月）
- 3 友愛訪問活動
- 4 各福祉部会活動
- 5 青少年とともにすすむ夏・冬の運動パトロール
- 6 高齢者等実態調査及び避難行動要支援者名簿登録者調査
- 7 ひとり親家庭や要保護児童等の見守り活動
- 8 低所得者世帯や障害者世帯等の日常生活相談に協力
- 9 その他地域福祉のための諸事業に協力

## ○ 保護司会

保護司は、保護司法により「社会奉仕の精神をもって犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発に務め、地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与する」ことをその使命としています。

任期は2年で（各人の任期時期は異なっています。）保護区単位に保護司会を組織し、現在25名の方が法務省より委嘱され活動しています。

主な活動は

- 1 犯罪者の更生援護並びに犯罪予防活動
- 2 中学校との連携（非行対策）
- 3 社会を明るくする運動の実施
- 4 犯罪予防街頭宣伝

※ 各保護司は、保護観察のケースについて、毎月の処遇と観察報告を実施しています。

## ○ 更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪予防更正法及び少年法の主旨に基づき、保護司会と連絡協調して、更生保護並びに保護育成に協力することを目的としています。

女性の立場から犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした青少年が更生するための援助活動を行うボランティア団体です。

主な活動は

- 1 更生保護の啓発と更生保護事業に対する協力援助
- 2 青少年の不良化防止と保護少年の補導援助
- 3 社会を明るくする運動の実施
- 4 朝のあいさつ、声かけ活動

碧南市民生員・児童委員名簿 (令和6年4月1日現在)

地区	番号	氏名	カナ氏名	性別	担当地区
新川	1	信田 徹自郎	シノダテツジロウ	男	丸山町1～6丁目、久沓町3・4丁目
新川	2	馬崎 豊彦	マサキトヨヒコ	男	久沓町1・2丁目、六軒町1～5丁目
新川	3	竹内 綾子	タケウチアヤコ	女	田尻町、松江町1・2丁目
新川	4	住林 修子	スミバヤシユウコ	女	松江町3～6丁目
新川	5	杉浦 義隆	スギウラヨシタカ	男	鶴見町1・4・5丁目、相生町5丁目
新川	6	高橋 豊子	タカハシトヨコ	女	相生町1・3・4丁目
新川	7	岡本 康子	オカモトヤスコ	女	山神町4・5・8丁目
新川	8	坂田 啓子	サカタケイコ	女	山神町1・2・3丁目、相生町2丁目
新川	9	鈴木 清貴	スズキキヨタカ	男	山神町6・7丁目、浅間町1・2丁目
新川	10	原田 利夫	ハラダトシオ	男	浅間町3・4・5丁目、新川町6丁目、明石町
新川	11	笠原 修司	カサハラシュウジ	男	新川町1～5丁目
新川	12	岩野 知代美	イワノチヨミ	女	千福町1・4～6丁目、籠田町1丁目
新川	13	神谷 淳子	カミヤアツコ	女	籠田町2・3丁目
新川	14	犬塚 明子	イヌツカアカキコ	女	千福町2・3丁目
新川	15	石原 一夫	イシハラカズオ	男	浜尾町2・4丁目、籠田町4丁目、堀方町2丁目
新川	16	岡本 裕子	オカモトヒロコ	女	浜尾町1・3丁目、鶴見町3・6丁目
新川	17	横山 茂	ヨコヤマシゲル	男	住吉町1～4丁目
新川	18	磯貝 昌子	イソガイマサコ	女	堀方町1丁目、踏分町
新川	19	小笠原 弥生	オガサハラヤヨイ	女	金山町
新川	20	鈴木 眞智子	スズキマチコ	女	東山町1～4・6丁目
新川	21	岡島 温	オカシマアツシ	男	西山町1～5丁目、山下町
新川	22	小笠原 正隆	オガサハラマサタカ	男	西山町6・7丁目、鶴見町2丁目、東山町5丁目
中央	23	鈴木 利明	スズキトシアキ	男	道場山町1・2丁目、宮後町1・3丁目、須磨町

碧南市民生員・児童委員名簿 (令和6年4月1日現在)

新川	1	信田 徹自郎	シノダテツジロウ	男	丸山町1～6丁目、久沓町3・4丁目
中央	24	縦山 建	モミヤマタツル	男	道場山町3～5丁目、宮後町2・4丁目、末広町1・3丁目
中央	25	牧野 恵	マキノケミ	女	福清水町、堀方町3丁目
中央	26	梶川 真由美	カシガリマユミ	女	天王町1～4丁目
中央	27	小林 喜代美	コハヤシキヨミ	女	栄町1～4丁目、末広町2丁目
中央	28	新實 睦政	ニノミムツマサ	男	天王町5～7丁目、野田町1～8番地
中央	29	杉浦 純子	スギウラジユシコ	女	幸町1～4丁目
中央	30	石川 昭男	イシカリアキオ	男	向陽町1～4丁目
中央	31	榊原 鉦一	サカキハラウイチ	男	幸町5～7丁目
中央	32	石川 美智留	イシカリミチル	女	中後町2～4丁目
中央	33	石川 君子	イシカリキミコ	女	植出町
中央	34	榊原 由美子	サカキハラユミコ	女	中山町4～7丁目、源氏神明町
中央	35	古久根 久美子	コクネミコ	女	中山町1～3丁目、尾城町3～5丁目
大浜	36	對馬 幸司	ツシマコウジ	男	大浜上町、石橋町1丁目
大浜	37	山田 直一	ヤマダナオイチ	男	石橋町2～5丁目
大浜	38	亀島 昭彦	カメシマアキヒコ	男	中松町
大浜	39	高松 早苗	タカマツサエ	女	羽根町
大浜	40	島崎 禪祥	シマザキゼンショウ	男	本郷町
大浜	41	宮本 智子	ミヤモトチコ	女	中町1・2・4丁目、港本町
大浜	42	小笠原 友子	オガサハラトモコ	女	松本町
大浜	43	磯貝 信子	イソガイシンコ	女	野田町8番地～、善明町1丁目
大浜	44	榊原 和弘	サカキハラカズヒロ	男	沢渡町
大浜	45	清澤 トキ	キヨザワトキ	女	浜寺町、中町3・5丁目
大浜	46	高松 弘子	タカマツヒロコ	女	音羽町

碧南市民生員・児童委員名簿 (令和6年4月1日現在)

新川	1	信田 徹自郎	シノダテツジロウ	男	丸山町1～6丁目、久沓町3・4丁目
大浜	47	齋藤 照久	サイトウテルヒサ	男	善明町2～3丁目、作塚町1・3丁目 (大浜中区)
大浜	48	磯貝 智恵子	イソカヰチエコ	女	錦町
大浜	49	荒川 琢雄	アラカワタケオ	男	塩浜町1～5丁目
大浜	50	加藤 元久	カトウモトヒサ	男	塩浜町6～8丁目
大浜	51	亀島 秀子	カメシマヒデコ	女	浜田町
大浜	52	磯貝 豊	イソカヰユタカ	男	伊勢町、若松町
大浜	53	高橋 功	タカハシキミ	男	入船町4・6・7丁目
大浜	54	生田 郁夫	イクタイウ	男	入船町3丁目、権田町1～3丁目
大浜	55	亀島 照美	カメシマテルミ	女	入船町1・2・5丁目
大浜	56	平松 和光	ヒラマツカズミツ	男	築山町、西浜町2丁目
大浜	57	平松 徳一	ヒラマツノリカズ	男	西浜町1丁目、3～6丁目
大浜	58	加藤 儀和	カトウヨシカズ	男	宮町1～5丁目
大浜	59	禰宜田 裕子	ネヰタクウコ	女	岬町
大浜	60	杉浦 博子	スギウラヒロコ	女	宮町6・7丁目、権現町
大浜	61	竹内 博之	タケウチヒロユキ	男	前浜町、稻荷町、河方町、江口町、潮見町、中田町、葭生町
大浜	62	波多野 辰美	ハタノタツミ	男	川口町
棚尾	63	多田 憲次	タダケンジ	男	志貴崎町、舟江町、中江町
棚尾	64	石川 二三代	イシカワフミヨ	女	栗山町、作塚町2丁目
棚尾	65	杉浦 智子	スギウラサトコ	女	春日町、作塚町3丁目の一部
棚尾	66	生田 幸美	イクタクミ	女	汐田町
棚尾	67	永坂 龍哉	ナガサカタツヤ	男	源氏町
棚尾	68	永坂 佳則	ナガサカヨシノリ	男	志貴町
棚尾	69	平岩 廣一郎	ヒライロウイチロウ	男	棚尾本町

碧南市民生員・児童委員名簿 (令和6年4月1日現在)

新川	1	信田 徹自郎	シダテツジロウ	男	丸山町1～6丁目、久沓町3・4丁目
棚尾	70	市古 順之	イチコノブユキ	男	弥生町
棚尾	71	小澤 昇	オザノボル	男	若宮町
棚尾	72	角谷 恵里子	スマエリコ	女	雨池町、川端町
旭	73	榑原 美佐子	サキハラミサコ	女	鷺塚町3～7丁目(県営鷺塚住宅を除く)、縄手町、野銭町
旭	74	榑原 かなえ	サキハラカナエ	女	鷺林町(碧南市養護老人ホームを除く)、三角町、大堤町
旭	75	石川 良子	イシカワヨシコ	女	県営鷺塚住宅(鷺塚町6丁目8番地)5・6・7棟、C棟
旭	76	松田 久美	マツダクミ	女	県営鷺塚住宅(鷺塚町6丁目8番地)A棟
旭	77	林田 豊子	ハヤシダトヨコ	女	県営鷺塚住宅(鷺塚町6丁目8番地)B棟、D棟
旭	78	小田 直樹	オダノナキ	男	二本木町、荒子町
旭	79	岩間 伸二	イワマシンジ	男	笹山町
旭	80	中根 潮美	ナカネシホミ	女	緑町、中後町1丁目
旭	81	小澤 浄	オザノキヨシ	男	新道町、平和町
旭	82	永井 いく子	ナガイクコ	女	神有町1～5丁目
旭	83	伊藤 幸子	イトウサチコ	女	天神町
旭	84	鈴木 照子	スズキテルコ	女	城山町、尾城町1・2丁目
旭	85	杉浦 浩二	スギウラコウジ	男	旭町、鷺塚町1～2丁目
旭	86	菅原 優	スガノユマサル	男	鴻島町3～6丁目(日新製鋼株社宅を除く)
旭	87	宮地 京子	ミヤチキョウコ	女	照光町、三宅町
旭	88	大河内 洋美	オホコウチヒロミ	女	伏見町、流作町
旭	89	鈴木 千恵美	スズキチエミ	女	日進町、三間町、下洲町、矢縄町
旭	90	高山 茂久	タカヤマシゲヒサ	男	池下町、鴻島町1～2丁目、神有町6・7丁目、日新製鋼株社宅(鴻島町5丁目33番地)
旭	91	今井 桂子	イマイケイコ	女	霞浦町
旭	92	石川 みち恵	イシカワミチエ	女	平七町

碧南市民生員・児童委員名簿 (令和6年4月1日現在)

新川	1	信田 徹自郎	シノダテツジロウ	男	丸山町1～6丁目、久沓町3・4丁目
旭	93	石川 和昌	イシカワカズマサ	男	東浦町
西端	94	杉浦 時子	スギウラトキコ	女	北町、大久手町、竹原町、宝町、若水町、井口町、雁道町、用久町、桃山町、平山町、大坪町、白沢町
西端	95	神谷 幸江	カミヤユキエ	女	半崎町1～4・6丁目、長田町
西端	96	新美 達夫	ニイミタツオ	男	上町、吹上町2丁目
西端	97	藤浦 恵美子	フジウラエミコ	女	吹上町3・4丁目、半崎町5丁目
西端	98	杉浦 綾子	スギウラアヤコ	女	松原町、島池町、屋敷町、清水町、鳥追町、神田町、奥沢町、吹上町1丁目
西端	99	杉浦 妙子	スギウラタエコ	女	湖西町、油渕町（特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑は除く）、洲先町
西端	100	白井 康三	シライコウゾウ	男	札木町、坂口町3丁目
西端	101	中平 正二	ナカヒラ ショウジ	男	三度山町1・2丁目（県営西新井住宅除く）
西端	102	中根 俊二	ナカネシュンジ	男	三度山町3・4丁目、県営西新井住宅（三度山町2丁目21番地）
西端	103	杉浦 絹代	スギウラキヌヨ	女	白砂町、立山町、荒居町、広見町、古川町、坂口町1・2・4丁目
新川	104	清澤 和音	キヨザカズネ	男	新川地区主任児童委員
新川	105	黒川 佳奈子	クロカワカナコ	女	新川地区主任児童委員
中央	106	鈴木 政枝	スズキマサエ	女	中央地区主任児童委員
中央	107	石川 まさ恵	イシカワマサエ	女	中央地区主任児童委員
大浜	108	生田 靖子	イクタヤスコ	女	大浜地区主任児童委員
大浜	109	山田 節子	ヤマダセツコ	女	大浜地区主任児童委員
棚尾	110	石黒 美春	イシクロミナル	女	棚尾地区主任児童委員
棚尾	111	井上 美香	イノウエミカ	女	棚尾地区主任児童委員
旭	112	伊藤 幸和	イトウユキカズ	男	旭地区主任児童委員
旭	113	山田 和代	ヤマダカズヨ	女	旭地区主任児童委員
西端	114	深津 邦江	フカヅクニエ	女	西端地区主任児童委員
西端	115	月原 真子	ツキハラマコ	女	西端地区主任児童委員

## 碧南市ボランティア連絡協議会 会員名簿

令和6年4月1日現在

No	グループ名	代表者	会員数	グループの紹介	活動内容・日時・場所
1	点訳グループともしび	小笠原 弘子	7名	昭和57年11月から障害者福祉センターで開催された点訳講座を修了した者が昭和58年8月にグループ“ともしび”として発足。習得した点訳技術を生かして視覚障害の人たちのために活動している。	点字本の作成や視覚障害者の方との交流会を開催。 毎月第1木曜日10時30分～12時及び第3水曜日13時30分～15時 へきなん福祉センターあいくる
2	つくしんぼ	藤田 敏江	5名	市内在住の重度の心身障害児(者)のために何かできることはないかと集まった人たちと保護者の集まりです。	毎月第1日曜日に行う「一日療育」がメイン。 毎月第1日曜日 13時～ へきなん福祉センターあいくる
3	碧南市赤十字奉仕団	杉浦 房枝	646名	私たちはすべての人々の幸せを願い、奉仕活動に自ら進んで参加すると共に影の力となって赤十字の理想を實踐することに励んでいます。	10月防災講習会実施。毎月2回特別養護老人ホーム奉仕活動。毎月各地区清掃活動。総合防災訓練に参加するなど必要に応じて随時活動。
4	手話サークル ありんこ	石田 貴紀	12名	「手話を学ぶときは学ぶ。遊ぶときは遊ぶ」をモットーに聴覚障害者と健聴者がコミュニケーションを大切に活動しています。	手話の学習と通訳活動、会員相互の親睦のためのレクリエーションなど。 毎週金曜日 19時30分～21時 へきなん福祉センターあいくる
5	碧南市更生保護女性会	守田 幸子	89名	犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするグループです。現在、罪を犯した人たちの立ち直りを支援する更生保護活動、青少年の健全育成を推進する非行防止活動、子育て中の家族を支援する子育て支援活動の3つを柱として頑張っています。	保護司活動に協力、社会を明るくする運動の街頭宣伝、ポスター掲示、施設慰問、日用品などの援助、6月～7月(社会を明るくする運動)、7月～8月(ミニ集会)、11月(覚醒剤予防街頭宣伝)、毎月第3木曜に児童養護施設オリープにて読み聞かせの活動をしています。
6	要約筆記 へきなん	金原 かつ代	6名	平成2年10月発足。講習会修了生の有志が集まり、中途失聴者、難聴者と共に日常での出来事、講演などの通訳をやっていきます。	OHC等を使って、各種団体が主催する講演会などで活動しています。そのほか、ノートテイクによる筆記通訳もしています。 例会 毎月第2土曜日 へきなん福祉センターあいくる 14時～16時
7	碧南あすなる会	原田 ちよ子	9名	平成8・9年度視覚障害者ガイドヘルプボランティア養成講座を受講したメンバーです。	視覚障害者の手引き等 毎月第4水曜日 へきなん福祉センターあいくる
8	チャリティー・フリーマーケット	祢宜田 拓治	5名	“物を再利用して生かしたい”という思いで、平成8年に結成したグループです。	フリーマーケット開催。 各所にあるリサイクルショップへ販売。 児童施設、被災地等へ寄付。
9	ボラ・ライフクラブ	石附 満江	10名	身近なところから出来ることをしよう。公園で子供たちが安心して遊べるよう草取りや清掃をしています。花植えもしています。	月1回の定例会。中部公民館
10	ハートの会	小笠原 綾子	3名	平成19年に今まで活動していたボランティアのグループが解散し、ボランティアの縁をなくしたくないという思いでこのサークルをつくりました。ハート(心)で色々なことに参加させてもらえたらと思います。	市で行われている行事に参加。何時でも何処でも日々ボランティアの心で…

興味のあるサークルがありましたら、詳しいことをご案内しますので、下記まで御連絡ください。  
また、各サークルに連絡を取りたい場合は、まず、下記まで御連絡ください。

問合せ先: 碧南市ボランティア連絡協議会事務局(碧南市社会福祉協議会ボランティアセンター)  
碧南市山神町8-35 電話(0566)46-3701 FAX(0566)48-6522 e-mail: volacen@hekinan-shakyo.jp